

平成 27 年第 1 回定例会

むかわ町議会会議録

平成27年 3月15日 開会

平成27年 3月18日 閉会

むかわ町議会

平成27年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月15日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針	8
一般質問	31
山崎満敬議員	32
野田省一議員	38
三上純一議員	53
北村修議員	68
会議時間の延長	83
大松紀美子議員	86
散会	98

第 2 号 (3月16日)

議事日程	99
本日の会議に付した事件	101

出席議員	101
欠席議員	101
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	101
事務局職員出席者	102
開 議	104
議事日程の報告	104
日程の追加	104
会議録署名議員の追加指名	104
同意第1号の上程、説明、採決	104
同意第2号から同意第4号の一括上程、説明、採決	105
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第9号から議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第14号及び議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	145
議案第16号から議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
議案第20号及び議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
議案第26号から議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
会議時間の延長	195
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	207

議案第32号から議案第38号の一括上程、説明、質疑、予算審査特別委員会設置、付託	211
諸般の報告	220
休会について	220
散会の宣告	220

第 3 号 (3月18日)

議事日程	221
本日の会議に付した事件	221
出席議員	222
欠席議員	222
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名	222
事務局職員出席者	223
開 議	224
議事日程の報告	224
議案第32号から議案第38号の一括上程、委員長報告、採決	224
発議第1号の上程、質疑、討論、採決	225
請願第1号の上程、委員長報告、質疑、採決	225
意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	227
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
所管事務調査報告の件	233
閉会中の特定事件等調査の件	233
閉議及び閉会	233
署名議員	235

むかわ町告示第67号

平成27年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月5日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成27年3月15日 午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

不応招議員（なし）

平成27年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年3月15日（日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長施政執行方針及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
8番	小坂利政議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員
12番	木下隆志議員	13番	野田省一議員
14番	三倉英規議員		

欠席議員（1名）

7番 長谷川健夫議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	山岡康伸	会計管理者	光井淳

総務企画課長	奥村誠治	総務企画課主幹	西幸宏
総務企画課主幹	石川英毅	総務企画課主幹	酒巻宏臣
総務企画課主幹	石田勝彦	町民生活課長	大久保利裕
町民生活課主幹	大友三成	町民生活課主幹	八木敏彦
町民生活課主幹	上田光男	町民生活課主幹	萬純二郎
産業振興課長	今村繁吉	産業振興課主幹	成田忠則
産業振興課主幹	天野良信	産業振興課主幹	鎌田晃
産業振興課主幹	大友篤	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課参事	山口義雄	建設水道課主幹	藤井清和
地域振興課長	齊藤春樹	地域振興課主幹	田口博
地域振興課主幹	中澤十四三	地域経済課長	藤江伸
地域経済課主幹	阿部勉	地域経済課主幹	山本徹
国民健康保険 穂別診療所 事務局長	石垣政志	教育長	阿部博之
生涯学習課長	高田純市	生涯学習課主幹	中村博
生涯学習課主幹	大塚治樹	教育振興室長	金本和弘
教育振興室主幹	阿部勉	選挙管理委員会 事務局長	奥村誠治
農業委員会 事務局長	田所隆	農業委員会 支局長	藤江伸
監査委員	辻圓治		

事務局職員出席者

事務局長 新正之 主任 山木美幸

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

会場の皆さん、おはようございます。

議長の三倉でございます。本日の日曜議会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

傍聴者の皆様には、お休みのところ御来場賜りまして、心から厚く御礼申し上げるところでございます。

平成25年12月定例会で、「全ての町民が安心して暮らせるむかわ町の実現」に寄与することを目的に、町民の代表機関である議会が分権時代にふさわしい議会となるよう、基本条例を定め、町民の皆さんより信頼される議会づくりを目指しているところでもございます。

その先駆けとして、むかわ町議会では平成19年から日曜議会を開催してきたところでもございます。傍聴していただける環境を整え、多くの町民の皆様に傍聴の意欲を高めていただくよう、議会運営に努めてきているところでもございます。

また、議会基本条例では、一般質問は広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことを定めております。本定例会には、5人から18項目の一般質問が提出をされております。

むかわ町は合併して、27年で10周年の節目を迎えます。形成期への重要な時期での議会があります。

本日の日曜議会を開催するに当たり、傍聴していただいた方々、また、町理事者を初め、職員の方々の御理解と御協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

なお、お帰り際には、議会に対するアンケートも用意してございますので、どうぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げながら、冒頭の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、大松紀美子議員、5番、三上純一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、3月9日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、3月9日に開催いたしました第2回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している事件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される事件は42件で、その内訳は、同意4件、議案38件でございます。

提出事件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする事件は、会期日程表に記載のとおりでございます。

同意第2号から同意第4号までの3件、議案第2号から議案第3号までの2件、議案第5号から議案第6号までの2件、議案第9号から議案第11号までの3件、議案第14号から15号までの2件、議案第16号から議案第18号までの3件、議案第20号から議案第21号までの2件、議案第26号から議案第31号までの6件、議案第32号から議案第38号までの7件であります。

なお、議案第32号から議案第38号までの新年度会計予算7件については、議長発議により、議長を除く全議員で構成する平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が調っております。

また、特別委員会の正副委員長の選任については、平成18年6月施行のむかわ町議会運営

に関する先例・慣例により、当初予算に関する特別委員会の正副委員長の選任については指名推選とし、総務を所管する常任委員会の正副委員長が当たるとされております。

次に、議員等から提出を予定している事件は7件であり、その内訳は、発議1件、請願1件、意見書案3件、報告1件、その他1件であります。

発議1件につきましては、むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案であります。本件は、議案第7号 むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案の提出によって、課が1つ増設される予定であります。委員会条例第2条の総務厚生文教常任委員会の所管課に加えて文言を整理するものであります。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律にあわせ、地方自治法第121条が改正されたことから、委員会条例第20条の一部を改正するものであります。

請願につきましては、所定の紹介議員をつけ1件提出されております。むかわ町議会会議規則第92条により上程後、議長により所管の委員会へ付託され、審議することで協議が調っております。

意見書案についてであります。

議員より提出のありました意見書案は3件であります。

今月5日に各常任委員会が開催され、協議の結果、受理番号1番は、意見書第1号として所管の賛成者をつけ提出されております。受理番号第2番、3番は提出者より取り下げがされております。

陳情等文書の取り扱いについては、12月定例会以降受けたもので3件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。2件が意見書案として提出され、1件が全議員への文書配付としておりますので、御了承願います。

次に、一般質問については、山崎満敬議員ほか4名から18項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりといたします。

次に、本定例会の会期については、以上の事件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から18日までの4日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律のある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願いを申し上げます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、従来どおり、むかわ四季の館道の駅ロビー付近、穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映いたしますの

で、お知らせいたします。

以上申し上げて、平成27年第2回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から18日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から18日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第65号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明、教育長教育

行政執行方針

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告、町政執行方針、町長提出事件の概要説明を行います。町長から行政報告、町政執行方針、提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

まず、3月10日から11日にかけての急速に発達した2つの低気圧が北海道付近で1つにまとまったことにより、本町におきましても、暴風雪により被害が発生しました。このことから、概要について行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、本町におきましては、人的被害に及ぶ重大な事態もなく、町内関係機関、団体、建設協会及び事業所の夜を徹しての御対応と御尽力をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。一方、道内では局地的で猛烈な降雪により大きな被害を受け、また、停電等で住民の皆様が避難された自治体もありますことから、ここに心からお見舞いを申し上げます。

次に、10日から11日にかけての暴風雪による被害状況について、概要を御報告いたします。

本町では、18時13分に大雪警報が発令されたところですが、午後の時間帯に集中的に湿気を含む重たい雪が降ったところであります。気象観測所のデータによりますと、穂別では2日間で33センチの降雪が観測され、鶴川では降水量観測換算値で35センチの降雪でありました。これによりまして、農業施設では、ビニールハウス35棟が倒壊の被害を受け、うち全壊が21棟、半壊が14棟でありました。このほか、選別施設、倉庫などにも被害を受けたところであります。

町公共施設関係では、道路沿線の倒木が22カ所発生しております。また、重たい雪による倒木などが原因で電線が切れたことにより、穂別栄地区ほか8地区にて夕方から停電となったところがございます。9地区420戸の停電が確認されたことから、富内小学校ほか5カ所に避難所の開設に向け準備を進めてきたところがございますが、19時ごろには一部地域を除き復旧したことから避難所の開設には至らず、また、22時ごろには停電地区が完全復旧したところがございます。

次に、学校関係でございますが、児童下校時の町有バスが道路の積雪のため途中で運行が困難となったことなどから、職員が町公用車にて10名の児童を自宅へ送ったところであります。また、積雪及び気象情報などに鑑み、11日は町内各小中学校を休校したところであります。

このたびの暴風雪による被害及び対応の状況について概要を報告いたしました。今後も引き続き除排雪などが必要とされ、これらの必要経費につきまして、追加議案にて補正予算を提案いたしたく、御理解を願うものでございます。

最後に、今回の降雪につきましては、集中的で、また重たい雪質であったことから除雪対応の難しさがありましたが、今後におきましては、気象状況を的確に判断し、事業者との連

携を深めながら、迅速で効率的な対応に努めてまいりますので、御理解をお願いするものでございます。

次に、今議会の開会に当たりまして、平成27年度の町政運営の考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年3月に町長という立場につき、この間、町民の皆様との対話を通じて、その重責を肌で感じたところであり、また、多くの皆様からいただいた負託に応えるべく、今後も全力で町政の執行に当たる所存でございます。

昨年を振り返りますと、町内外を通して、大変大きな転換期とされる1年でありました。

合併新町のまちの形づくりに東奔西走されました、強いリーダーシップを発揮された前山口町長の急逝は、町民の皆様には哀惜の念とともに、次代を担うべき私どもの覚悟と決意を新たにするものでもありました。

国内経済では、町民生活に影響がある消費税の動向は、平成26年4月に税率8%に引き上げられ、ことし10月に予定されていた10%への引き上げが延期となったものの、いわゆるアベノミクス効果の地域経済への波及と景気回復の実感の不足から、国の効果的な政策の実行を望むところでございます。

次に、地方創生に関する加速的な動きでございます。

昨年末には衆議院の解散総選挙が行われましたが、以降、現政権のもとで全国の自治体は今、少子高齢化や人口減少に対応し、活力ある地域の創生に向けた方策について知恵を絞っています。

まち・ひと・しごと創生法案が可決し、その中で自治体の地方創生への総合戦略の策定は努力義務規定としながらも、国交付金の配分をめぐり、短期的な中で、自治体施策の展開と実効性が求められています。

社会状況では、広島市における大規模な土砂崩れ、御嶽山の噴火など、一瞬にしてその日常生活を奪った大規模災害が発生し、自然災害の脅威と災害に対する備えの重要性を再認識いたしました。

本町においても、昨年9月に初めて大雨特別警報が発令され、これまでに経験のない局地的かつ短時間集中豪雨が記録されました。幸いにも大きな被害には至りませんでした。従前にも増して、迅速かつ的確な判断が必要となっています。

一昨年から進められていた恐竜化石の発掘調査では、昨年秋に日本初となるハドロサウルス科の頭骨の一部である上顎骨が確認され、本町の歴史的な発見となりました。この発見に

より、頭骨のほかの部分も未処理の岩石に含まれている可能性とともに、これまでの尾椎骨、左右後肢などに加えて、白亜紀後期の恐竜化石の全身骨格の発掘に、世界的な注目が集まっております。

むかわ町には、平成28年3月27日に新町合併10周年の節目を迎えますが、この間、国の優遇措置を最大限に活用し、基幹公共施設等の課題に取り組むとともに、まちの特色や個性を磨きながら、自立したまちを目指してともに考えともに行動するまちづくりを基本に進めてきました。

東京圏への人口集中と地方の過疎化の進行といった社会的、構造的問題を背景に、依然として本町の人口減少と少子高齢化は進展し、まちの将来に不安を抱える状況にあります。むかわ町の未来の担い手である子どもたちを育む環境の充実、産業基盤の強化や担い手の確保など、町の基本政策を継続して進める一方で、これら各分野、各産業の連携、さらには地域資源の掘り起こしや新たな可能性への挑戦がまちの活力を生むと考えます。

町民の皆様と行政、議会が一体となって自治体運営をさらに高めつつ、まちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、町民の皆様並びに町議会議員各位の御理解と御協力をお願いするものでございます。

次に、平成27年度町政執行に当たっての基本的な考え方につきまして申し上げます。

来年迎える記念すべきむかわ町合併10周年を契機に、本町の新たな歴史と発展を築き上げるべく、私は町長就任時の決意も新たに、「耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来」をテーマにした協働のまちづくりを各分野にわたり着実に取り組んでまいります。

まず、今年度の町政執行の重点項目につきまして申し上げます。

1点目は、今後むかわの底力を発揮した協働のまちづくりを進めるため、平成27年度を「地元力耕上元年」と位置づけ、町民の皆様の参画の拡充とまちづくり活動を支援してまいります。

まちづくりの源は町民活動そのものであり、地域にある最大の資源は未来を担う子どもたちであり、そして、合併によって得た多様な産業とその人材であります。この貴重な人材をしっかりと育むことが、各分野、各産業の連携と新たな可能性への挑戦と広がり、むかわ町を支え発展させる原動力になるものと考えます。

今年度は、地域の人材育成からむかわの底力につなげるためのパイロット事業として、「地元力耕上促進事業」を創設し、毎年度その実績、効果等を検証、制度改善しつつ町民活動を支援してまいります。

2点目は、地方創生の取り組みであります。

国の関連法成立を受け、本町におきましても昨年11月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、全町挙げての体制の確立と情報収集に努めてきたところでございます。

今後、市町村においては、国や北海道の総合戦略を勘案し、過去の推移による将来人口推計と地域性や施策効果などを反映した地方人口ビジョン、さらに人口減少問題に対する地方版の総合戦略の策定が求められております。

国の基本方針では、地方の自主的な取り組みを基本とし、国はこれを支援するとしておりますが、一方では地方版総合戦略における施策の展開に当たって、中長期を含めた施策目標、数値目標を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い施策を集中的に実施することともされており、慎重な中にも意欲的な施策の組み立てを行う必要があります。

本町の地方版総合戦略につきましては、「未来を担う子育て環境の充実」、「まちの活力を担う人材育成の強化」、「白亜紀の恐竜化石を活かしたまちづくり」、3つの施策を戦略の柱として、平成27年度中に5カ年計画として策定してまいります。

3点目は、一体感のあるまちづくりの推進についてです。

むかわ町は、スタート時から旧町単位での地域自治区制により、それぞれの歴史や文化などを引き継ぎながら、主体的に特色ある地域づくりを進めてまいりました。

むかわ町まちづくり計画においても、それぞれの地域資源や課題を見つめ直し、目指すべき地域像を描いた地域計画が位置づけられています。

今後におきましても、地域自治区の特性を十分に発揮し、主体的な活動の展開に期待するものであります。

一方で、少子高齢化、過疎化の現象が引き続き、地域の疲弊が懸念される状況も現実であり、今こそ、地域を超えた活力の循環を生む町単位での取り組みを進める必要があります。

このため、地域ごとの特色と誇りというのを共有しつつ、これまで以上に一体感のあるまちづくりを推進するため、一連の合併10周年記念事業及び地元力耕上促進事業などに取り組んでまいります。

4点目は、国における15カ月予算を最大限に活用した町財政運営についてであります。

新年度の各事業については、平成26年度補正予算と連動調整の上予算措置してまいります。

国においては、現下の景気動向なども踏まえ、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開を促すため、平成26年度補正予算にて地方の活性化分で4,200億円の経済対策が組まれたところです。これは、地域消費喚起・生活支援型として、地方創生先行型からなる地域住

民生活等緊急支援のための交付金として、いずれも人口・財政力指数等に基づく配分がされたことから、急遽、この財源を活用した平成26年度及び平成27年度予算編成に組み替えたところでございます。

この交付金事業につきましては、地域活性化につながる実効ある取り組みとされ、関係団体及び国・道との調整に努めながら、実施計画を取りまとめた上で、平成26年度補正予算に反映したところでございます。また、平成27年度当初予算編成に当たっては、中長期財政運営指針に基づき、将来にわたって持続可能な財政運営を進めることを基本に進めてまいりました。

特に今年度と来年度は、学校教育施設整備事業に着手、推進することから、一般会計は大型予算となりますが、私の政策実行計画に掲げる重要課題への対応とまちづくり事業の展開にも配慮し、均衡のある施策配置に向けた選択と集中に努め、持続可能なまちづくりと財政運営を目指してまいります。

続いて、今年度の特徴的な施策につきまして、施政方針における5つの基本政策に沿って、その概要を申し上げます。

共に助け合い、子どもから高齢者の皆様までが健やかに過ごせるまちづくりにつきましては、主に、子ども・子育て支援事業計画及び第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、その初年度として各事業を進めてまいります。

国の子ども・子育て新制度がことし4月からスタートすることから、まずは本町のスムーズな制度移行を図るため、昨年担当グループを設置し、短期・集中での対応に努めてきたところ です。

この中で、今年度から、低所得階層に配慮しつつ国の基準を下回る新保育料の設定、幼児期の教育・保育施設の運営時間の見直し、児童クラブの対象児童の拡大と運営時間の延長など、子育て環境の充実に向けた制度改善を進めてまいります。

さらに、認定こども園の支援拡大により、一時預かり保育の実施と子育て支援センターの充実を図り、保護者の皆様のニーズに応えてまいります。

また、子育て支援パンフレットの作成とともに、保育コンシェルジュなどの設置に向け、先進事例調査を行い、子ども・子育て支援の充実 に努めてまいります。

昨年創設しました不妊治療助成制度につきましては、相談、制度活用の実績というのを踏まえつつ、その拡充に向けるとともに、子育て支援医療費還元事業を引き続き行い、少子化対策として子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

ことし4月に開設します放課後子どもセンターにつきましては、放課後児童の拠点施設として事業備品の充実を図るとともに、今年度策定する放課後子どもプランにより、児童クラブと子ども教室の事業を連携した質の高い放課後児童の活動プログラムの提供を目指します。

高齢者の皆様への取り組みについてであります。国の高齢者施策が見直され、平成27年度から新たな介護保険制度が開始されます。本町においても、高齢者の皆様が可能な限り住みなれた地域でその能力に応じて自立し安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、関係機関、団体、事業者と十分に協議を行いながら、新しい介護予防、日常生活支援総合事業の開始に向け、国が設定している経過期間が終了する平成29年度を目途に準備を進めてまいります。

介護保険料につきましては、向こう3年間の第6期介護保険事業計画期間において、介護認定者の増加や施設入所者の割合の高まりなどに起因して、介護給付費の増加見通しから、給付費準備基金を取り崩しつつ、保険料基準額を月額200円引き上げることとし、負担能力に応じた段階設定とするため、9段階の設定を行ってまいります。介護保険制度は相互扶助の上に成り立っておりますことから、今回の引き上げにつきまして、町民の皆様の御理解をお願いいたします。

認知症に関する総合的な施策の構築に資するため、認知症ケアパスの作成と、地域全体で普及を目指した取り組みを進めます。

現在、屋内設置式の緊急通報システムについて、年次的に携帯方式に更新するとともに、高齢者見守り支援センターの開設に向けて、先進事例調査などに取り組んでまいります。

また、高齢者の閉じこもり予防や交流の場として、ボランティアや社会福祉協議会による地域サロンの開催を進め、支援してまいります。

高齢者入浴支援「あった〇事業」の継続により、健康づくりを促進するとともに、この事業の対象施設である富内生きがいセンターの老朽化対応を実施してまいります。

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、地域包括支援センターの機能充実を図りつつ、認知症の予防と支援対策の強化、生活支援サービスの充実、医療と関係機関の連携強化を重点に、今後、これらの具体的な取り組みを逐次進めてまいります。

地域医療の充実につきましては、鶴川厚生病院と穂別診療所の医師、医療従事者の情報交換と医療の相互補完など、病診連携を進めてまいります。

みんなが安全安心に暮らせるまちづくりにつきましては、防災・減災施設の整備と地域防災体制の強化及び過ごしやすい住環境の整備を進めてまいります。

近年、我が国では、東日本大震災を初め、気候変動による局地的豪雨や土砂災害、さらに暴風雪、火山噴火など自然の猛威により、連年にわたり多くの尊い命が犠牲となっております。

本町におきましても、昨年夏、初の大雨特別警報が発表され、また、秋には鵜川地区を震源地とする直下型地震の発生、さらに、ことし2月の局所的な暴風雪に見舞われるなど、異常気象が頻発しています。日ごろから災害に備えるとともに、行政、地域、町民が協働で防災、減災のための取り組みを進めることが大切です。

公助の取り組みでは、胆振東部消防組合鵜川支所と穂別支所の庁舎耐震化工事の実施及び携帯デジタル無線の充実を図るとともに、穂別支所消防救急デジタル無線活動波の整備を行ってまいります。

また、老朽化等への対応について課題がありました富内生活館につきましては、防災機能を備えた地域会館として整備すべく、今年度実施設計を行ってまいります。

このたび、北海道開発局との覚書の締結で、旧鵜川河川事業所防災備蓄倉庫の使用が可能となったことから、防災資機材の備蓄を一層進めるとともに、鵜川地区防災拠点の早期確立に向け、防災倉庫を平成28年度の整備に向け建設箇所及び規模、整備手法について調査、決定してまいります。

昨年大雨により、防災の初動体制と町民皆様への情報伝達などについて教訓を与えられたことから、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成したところであり、今後は関係機関・団体と連携した的確な運用に努めてまいります。

共助の取り組みでは、平時から災害に備えるため、防災訓練や防災講習会の実施とともに、自治会、町内会を単位とした自主防災組織の立ち上げ、地域防災マスターの育成への支援を引き続き行い、町民と行政、関係機関・団体が協働で災害への備えをより一層充実してまいります。

自助の取り組みでは、広報紙や自治会、町内会を通じて防災に関する情報提供を行いながら、各家庭での災害時の避難場所や避難経路、さらに連絡手段の確認などを啓発してまいります。

また、緊急時の的確な対応のため、医療情報マイカードの取り組みの定着を図るべく、地域保健推進員活動と連携し取り組んでまいります。

災害発生時に被害を最小限に食いとめるためには、町民の皆様の速やかな情報取得と初動対応が鍵となることから、迅速な情報伝達を行うため、携帯エリアメールの配信登録を促進

してまいります。

続いて、住環境の整備についてであります。

町民の皆様の生活環境と基盤の充実を図るため、計画的なインフラ整備を進めてまいります。

公営住宅マスタープランにより、洋光団地の建てかえ事業となります末広団地1棟8戸の建設を実施し、また若草団地屋根ふきかえと子育て支援住宅へのブラインド設置などの住環境改善を行ってまいります。

道路・公園につきましては、毎年度の推進計画にて事業調整を行いながら引き続き計画的に実施するとともに、今年度は懸案となっていました福住地区の冠水対策として、町道福住1号排水設備の実施設計を行い、事業着手いたします。

また、町道の街路灯について、今年度より年次的にLED化を進めるとともに、中央緑道とふれあい公園の照明もLED化を行ってまいります。

あんしん住宅リフォーム助成について継続するとともに、個人住宅取得助成制度及びアパートリフォーム助成制度を今年度創設の上、十分な周知期間を設定の上、来年度より助成開始してまいります。

町内における空き家が増加傾向にあるため、問題のある空き家の対策や利用が可能な建物の活用策などを進める上で、基礎となる実態調査に取り組んでまいります。

暮らしに欠くことのできない安全な飲料水を安定的に供給するため、老朽化している春日浄水場の配水ポンプ等改修の実施設計及び穂別地区簡易水道拡張事業の調査設計を実施してまいります。

活力ある産業を支えるまちづくりににつきましては、主に、農業担い手支援、地域経済の循環の促進、地域資源を生かしたまちづくりを進めてまいります。

農業振興については、国の政策に大きく影響を受けますが、これまでの関係機関・団体と連携した取り組みを充実し、経営体の強化と産地化を目指し進めてまいります。

このため、地域担い手育成センターの機能強化を図りつつ、既存農業者と新規就農者への支援の充実を図り、さらに新しく農業技術継承事業や地域づくりモデル事業なども取り組んでまいります。

農業経営の体質強化のため、地域農業活性化基金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農業基盤整備促進事業を継続するとともに、今年度から田・畑・草地を対象地目とした多面的機能支払事業を実施してまいります。

また、農業者、関係機関、団体の切望が実り、国営新鵜川地区土地改良事業が今年度から工事着工しますことから、今後は順調な事業進捗に向け、期成会を中心に国へ要請をしております。

林業振興については、森林資源の適正な管理と循環利用を推進するため、民有林振興対策事業や森林整備担い手対策推進事業を継続するとともに、地域材利用推進研究会の開催など、地材地消の取り組みを促進してまいります。

これまで進めてきた、道有林、町有林、私有林が連携して行う「地域が主体となった一体的な森林づくり」は、平成26年度で3年間の協定期間が終了しますが、この間の実績を踏まえて、新年度からも延長して行うべく進めてまいります。

また、森林の有する多面的機能の維持に結びつく活動として、企業との連携協定の締結や植樹祭の開催などに取り組んでまいります。

林業生産活動に必要な林業専用道として芭呂沢支線の整備を行うため、全体計画策定と測量、設計を実施いたします。

漁業の振興につきましては、昨年策定した浜の活力再生プランを基本に、適正な資源の管理と増大、魚価の向上と安定、漁労経費の削減などを関係団体と連携し、着実に取り組んでまいります。

鵜川ししゃもは、地域団体商標登録された貴重な地域資源であり、地域活性化に大きな役割を果たすことから、漁業者や胆振管内ししゃも漁業振興対策協議会と十分に連携し、ししゃも孵化放流計画策定に向け、産卵親魚の確保のための基礎調査を強化、促進してまいります。

水産資源の維持を図るため、マツカワの種苗生産放流事業を支援するとともに、漁業振興対策特別資金貸し付けや漁業近代化資金利子補給による漁業経営への支援を継続して行います。

商工業の振興については、町の顔であり、活気のパロメーターとも言われる商店街の活力の回復が重要課題となっております。

過疎化が進行する中であっても、商店街は身近で生活に不可欠な公共空間の役割があり、地域全体で支える仕組みが必要であります。

このため、経済を町内に循環するむかわ町金券の活用の拡大とともに、商工会の積極的な取り組みと連携し、例年行っているプレミアムつき商品券の発行に加えて、地域消費喚起・生活支援のためのプレミアムつき商品券の発行を平成26年度補正予算にて実施し、地域消費

の活性化を図ってまいります。

さらに、これまでのプレミアムつき商品券の検証により、特に地元飲食店への波及効果が薄いことから、町内飲食店利用「食べまくりチケット活用モデル事業」の取り組みを進めてまいります。

また、町の各事業実施に際しては、町内業者の優先活用を図ります。

地場産品創出への支援を目的とした地域産業多角化推進事業につきましては、実績を検証した上で、起業力耕上促進事業として制度変更し、従前の地元の農林水産物の活用に限定せず、町の特色や地域資源を生かした新たな事業展開などにも支援を広げたところであり、町民の皆様の活用を大いに期待します。

本町の観光の中心的役割を担っている観光協会は、本年法人となることから、引き続き活動支援するとともに、一層の連携を深め、さまざまな地域資源を活用した観光振興の推進と交流人口の拡大を図ってまいります。

いきいきとした芽を育て、まなぶよろこびを感じるまちづくりにつきましては、主に、学校教育施設整備事業の実施、放課後ステップアップ事業の調査・準備、博物館事業の充実を進めてまいります。

国の法律改正により、平成27年4月から教育委員会制度が変わりますが、本町においては移行期間の適用により、首長による新教育長の任命は直ちに行う必要がないものの、総合教育会議の設置及び招集や教育に関する大綱の策定などは首長の権限となることから、教育委員会と協議の上、適切に対応してまいります。

学校教育については、実施設計を終えた鶴川中央小学校校舎改築と学校給食施設に着工し、平成27年度及び平成28年度の継続事業として進めてまいります。

校舎は、仮校舎を置かないことから、平成28年度に一部供用開始し、平成29年度に全面オープンとの予定であり、学校給食については、施設完成後の運用準備期間を必要とするため、平成29年度の夏期長期休業明けを目途に給食を開始してまいります。

また、今後、施設整備期間中に学校給食の運営方法等について保護者説明会を開催しつつ、学校給食検討調査会にて開設準備にかかわる調査・検討を重ねた後、運営などの基本事項の調査研究のための仮称学校給食運営委員会を設置し、学校給食の向上を図ってまいります。

放課後子どもセンターが4月からオープンしますが、今年度は児童クラブと放課後子ども教室を一体化した運営を図りつつ、子どもたちの学習指導などを行う放課後ステップアップ事業の平成28年度からの実施に向け、調査と準備を進めてまいります。

学力向上に向けて、引き続き少人数学級の実施、学習指導教員等の配置を行うとともに、今年度、各小学校にデジタル教科書を導入し、学習指導体制の充実を進めてまいります。

鈴木章記念事業であります中高生海外派遣事業の実施と英語指導助手の配置により、国際理解を深める環境づくりを行います。

道立鶴川高等学校と穂別高等学校の特色ある学校運営のため、振興対策補助を行うとともに、通学生徒の確保のため、通学バスの運行や成績優秀者奨励金を継続してまいります。

社会教育とスポーツ振興については、町民誰もがライフステージに応じて学習、スポーツ、文化活動を行うことで、生きがいのある暮らしにつながるものであり、生涯学習アドバイザーの配置と社会教育関係団体助成や生涯学習推進基金事業の実施など、町民の皆様の活動環境づくりを推進いたします。

また、高齢化が進む中、心と体の健康を維持する上でスポーツは大切であり、町事業を通じて総合型スポーツクラブ「むーブ」を支援し、日々の生活への運動習慣の普及、拡大を促進してまいります。

地域の結びつきを深め、日常生活の中で子どもたちが健やかに育まれるための「あいさつ運動」は、町民の皆様の中に浸透しつつあり、関係機関・団体とも連携しながら、一層の普及拡大に努めてまいります。

恐竜化石につきましては、昨年までの第2次発掘調査によって掘り起こされた未処理の岩石の中に全身骨格のほとんどの部位が含まれている可能性が高いことから、化石クリーニング体制の増員と作業用施設及び備品の整備を行うとともに、町内各小中学校の発掘現場の見学など進め、博物館事業の充実を図ってまいります。

共にまちを愛し一緒に考え、未来を創るまちづくりにつきましては、主に、恐竜化石を生かしたまちづくり、地元力を高める取り組み、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

ハドロサウルス科恐竜化石の発見は、その学術的研究価値とともに、町内外へ波及する教育的価値と産業的価値を与えてくれたことから、今後、その価値の保全とまちづくりの活用方策について早期に取りまとめる必要があります。

このため、町民参加によるプロジェクトチームの設置と地域おこし協力隊による嘱託職員の配置、先進地視察調査などを経て、仮称「恐竜化石の郷づくり構想」として、全体計画を策定してまいります。また、この構想を地方版総合戦略の柱として計画反映してまいります。

将来に不安のないまちづくりを進めていく上で、まちの主役である町民の皆様とともに考え、ともに行動していく協働の推進が大切です。このため、私自身が町民の皆様と意見交換

をさせていただく場として、タウンミーティング（対話型集会）方式で開催期間を設定し、実施してまいります。

また、地域資源の発掘やまちの魅力の創出を行い、新たなまちの活力を生み出していく意欲のある取り組みや挑戦を「耕し、育む」環境づくりが必要です。

このことから、今年度、「地元力耕上促進事業」として、「まちづくり耕上促進事業（両地区共同事業、提案型芽だし事業、夢づくり支援事業）」及び「起業力耕上促進事業」で構成する補助制度を創設し、町民の皆様との協働を促進するため支援をしてまいります。

本町の歳入の全体のおよそ5割を占める地方交付税、合併特例による算定替措置が平成27年度で終了し、平成28年度以降は逡減期に入ることから、計画的な行財政運営を進める必要があります。

こうした目的から既に策定されている新・行政改革大綱及び中長期財政運営指針に沿った行財政運営に努めるとともに、公共施設等総合管理計画の策定作業を進め、老朽化が進む数多くの公共施設について、まちの将来を見据えた適正なあり方を検証してまいります。

多くの地方自治体が過疎化と少子高齢化の進展により、まちの活力の維持に向けた独自施策に取り組んでいますが、社会的構造問題を背景に即効性のある対策になり得ていないことから、広域連携による役割分担と効果促進が必要となっています。

このため、引き続き、北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議や樹海ロード広域連携協議会への参画を進めるとともに、東胆振広域圏定住自立圏構想による協定を締結し、共生ビジョンの策定に主体的にかかわってまいります。

また、地理的な状況を生かした日高圏との新しい観光連携事業として、むかわ・日高・平取・広域交流圏活性化協議会に参加し、交流人口の拡大を図ってまいります。

以上、平成27年度の町政執行の方針を申し上げます。

私は、町長就任以来この1年間は、多くの町民の方、そしてゆかりのある方などとの対話に努めてまいりました。このことにより、たくさんのまちの課題とともに、新たなまちの可能性、まちづくりの視点などを示唆していただいているところでございます。何よりも、町民の皆様のむかわ町への思い、そして町行政への期待の大きさを改めて痛感したところでございます。

種をまき、芽を吹かせ、花をつけ、そして実を結ぶ、そんなまちの実現に向けて、決意も新たに誠心誠意努力してまいります所存でございます。町民の皆様並びに町議会議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただく事件は、同意4件、議案38件であります。

まず、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき、議会の同意を求めるものであります。

また、同意第2号から同意第4号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件につきましては、任期満了による固定資産評価審査委員会の委員の選任につき、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号 むかわ町道の路線の廃止に関する件につきましては、土地改良事業により橋梁整備をすることにより、町道を農道へ移管するため、町道の路線を廃止するものであります。

議案第2号 東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する件及び議案第3号

東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する件につきましては、東胆振3町で共同設置しているおのおの審査会の事務局担当長が平成27年度より安平町へ変更されることから、規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 東胆振広域圏定住自立圏形成協定の締結に関する件につきましては、東胆振広域圏定住自立圏構想の推進において、苫小牧市と定住自立圏形成協定を締結するに当たり、むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 むかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案及び議案第6号 むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地域主権一括法の施行により、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省等で定められていた基準を市町村の条例で定めることとされたため、地域包括支援センターの人員等に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準を定めるものであります。

議案第7号 むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、組織機構の機能性及び効率性を鑑みて、課設置の一部を変更するものであります。

議案第8号 むかわ町行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続法の一部改正により、行政指導にかかわる条項等が新設されたため、所要の改正を行うもので

あります。

議案第9号 むかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案、議案第10号 むかわ町特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 むかわ町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化して新たな教育長を置くこととされたことから、新たな教育長に関する給与、勤務時間、休日、休暇等に関する事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成26年度における人事院勧告による改定内容を踏まえ、給料表及び各種手当の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、題名が改正されたことから、当該条例において引用される法律名を改正するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 むかわ町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案につきましては、障害のある幼児、児童、生徒に対する早期からの一貫した支援を行う観点から、同委員会の機能拡充を図るため、所要の改正を行い、議案第15号 むかわ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案において、教育委員会の委員の報酬とあわせ、就学児童委員会の委員にかかわる報酬について所要の改正を行うものであります。

議案第16号 むかわ町立保育所の設置及び保育所の実施に関する条例の一部を改正する条例案、議案第17号 むかわ町放課後児童クラブに関する条例の一部を改正する条例案、議案第18号 むかわ町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、新たな制度に対応するため、保育所、児童館、放課後児童クラブに関する必要な事項について所要の改正を行うものであります。

議案第19号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、園児の減少に伴い、富内保育所の運営が困難になり、同保育所を閉所することから、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案、議案第21号 むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法施行規則等の一部が改正され、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法施行規則等の一部が改正され、介護保険料率等が改正されたこととあわせて、地域支援事業の実施を猶予する日を定める措置等に関して、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、介護保険法の一部が改正され、関係条例において引用している条項に改正が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法施行令の一部改正により、単価の変更及び区分の整理が必要であることから、所要の改正を行い、あわせて、議案第25号 むかわ町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案において、同様の改正を行うものであります。

議案第26号から議案第31号につきましては、平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）について、所要の改正を行うものであります。

議案第32号から議案第38号につきましては、平成27年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算について提出するものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 町長の行政報告、町政執行方針、提出事件の大要説明が終わりました。次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありましたので、これを許します。

阿部教育長。

[阿部博之教育長 登壇]

○教育長（阿部博之君） 平成27年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の教育行政執行方針を申し上げます。

我が国では、少子高齢化に加え、グローバル化や情報化に伴う社会や産業構造の変化への対応など、数多くの課題を抱えております。さらに、むかわ町においても、景気に左右される地域経済の活力の回復が課題となっている状況です。

むかわ町は合併以降も人口減少が続き、特に少子高齢化は顕著な状況と言えます。日本の社会や経済の変化と、これに影響されるむかわ町の地域社会の環境変化は、教育をめぐる環境にも大きな影響を与えるものであり、時代の変化に対応できる地域としての人材育成とその環境づくりが教育の役割として求められています。

学校教育に関し、多くの学校が抱える状況としては、学力、体力の伸び悩み、いじめや不登校の問題を初め、生徒間や対教師暴力などの問題行動、教師による体罰問題など、学校を取り巻くさまざまな事案が大きく取り上げられており、本町においても、少なからず同様の事案も見受けられる状況があります。

こうした社会環境や学校環境に加え、町長が設置する総合教育会議や教育委員会が連携すべき教育大綱の策定を初め、国によるさまざまな教育制度改革など、教育環境が大きく変化する中、子どもたちの未来やかけがえのない命を守り、子どもたちが大きな夢や希望にあふれ、向上心を持って心豊かにたくましく成長ができるような環境をつくり、子どもたちの健全な成長にとって必要なことをできる限りの努力をもって取り組むことが教育行政の責務と考えます。

むかわ町において、地域の次世代を担う人材である子どもたちが、先見性、創造性、チャレンジ精神をもって社会で躍進できる生き抜く力を育むため、地域の子どもは地域で育てるという理念のもと、効果的な施策の取り組みに努めてまいります。

また、町民の主体的な芸術、文化、スポーツなどの活動や、ふるさとの自然や歴史を知るための活動は、生涯にわたって一人一人が生きがいを持ち、実りある人生を送るための、また、地域の発展に生かすことのできる生涯学習活動として、まちづくりの原動力となるものでありますので、これを引き続き支援し、関係団体と連携し、その展開に努めるとともに、ライフステージに対応した生涯学習環境の充実に努めてまいります。

次に、基本的な考え方について申し上げます。

本町の教育行政を推進するに当たって、むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある「むかわ」の人づくりをめざす」ことを基調とし、次の基本的な考え方に基づき施策の推進をしてまいります。

第1は、子どもたちが大人となり、自立した生き方ができるよう、引き続き学習習慣、生活習慣の改善と学校教育の質の向上の取り組みを、学校現場や家族、さらに地域とも連携して進めてまいります。

第2は、町民の皆様が生涯学習としての学ぶ機会を選択でき、みずから進んで学習に参加する意識の発現と参加しやすい環境づくりに努め、学習した成果や培われた知識、技能を社会貢献や地域づくりへと結びつける、次の行動と学びのための生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、平成27年度の主要な施策について申し上げます。

まず、学校教育の推進についてであります。

学力の向上、情報化の進展、開かれた学校づくりなど、学校教育を取り巻く環境は大きく変化していますが、未来を担う子どもたち一人一人の自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、そして、みずから学びみずから考える力や社会の変化に主体的に対応できる力である生きる力の基盤を培い、社会を支える自立した人間として成長するよう、教育力の向上と学校施設などの整備に取り組んでまいります。

1つ目は、確かな学力の育成に関することであります。

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎・基本の習得と、課題を解決する能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切であります。

6年目となります児童生徒の生活実態アンケート調査を継続してまいりますとともに、このアンケートで明らかになっている家庭での学習や読書の時間など基礎的な習慣が定着していないことに鑑み、家庭における生活リズムの改善の基本とも言える「早寝・早起き・朝ごはん」運動をPTAと連携して取り組むとともに、望ましい生活、学習習慣の定着化を目指して、本年度においても学校、家庭、地域が連携し、穂別、鶴川両地区で通学合宿事業を実施いたします。

また、小学校では、学年に応じた少人数学級編制を行い、必要な教職員の単独配置を行うとともに、複式校の学年別指導、小学校におけるきめ細やかな指導のための教育支援、中学校における生徒指導や教科指導のための嘱託教員等を配置し、指導体制の充実を図ってまいります。

さらに、放課後や夏、冬休みの長期休業の一部を利用した補充サポート学習、チームティーチングや習熟度別少人数指導などにより、わかる授業で確かな学力の育成に努めてまいります。

また、2名の英語指導助手は、中学校での教員とのチームティーチングを中心に、全小学校での外国語教育や保育園、認定こども園での活動を拡大し、また、社会教育分野でも成人を対象とした英会話教室の拡充により、町民の語学力やコミュニケーション能力、異文化理解の向上に努めてまいります。

そのほか、道教委の学力向上対策事業である指導方法工夫改善や生徒指導の強化のための教員加配や非常勤講師の配置を積極的に活用してまいります。

土曜日の教育活動として、希望者に基礎学習や体験学習の機会を設ける土曜学習を、子育て支援事業と連携を図り継続してまいりますとともに、家庭学習の定着を図るため、「家庭学習のてびき」を家庭教育改善支援委員会と連携し、引き続き配布してまいります。

2つ目は、豊かな心と健やかな体の育成に関することです。

命を大切に作る心や思いやりの心など規範意識や倫理観、社会性の育成のため、学校、家庭、地域が十分連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む道德教育の充実がますます重要になっています。

このため、各教科や特別活動、学校行事が一体となった指導や、ボランティアなど外部指導者の活用や体験的な活動を積極的に進め、いじめを生まないように、教育活動全体を通して道德教育を充実してまいります。

家庭や学校生活での悩み、不安な心の問題、またそのことから起こる不登校といった問題に適切に対応するため、いじめに関する実態調査を初め、スクールカウンセラーや心の相談員とともに、学校の相談機能の充実を図り、各学校で定めたいじめ防止基本指針に基づき、未然防止、早期対応に取り組んでまいります。

子どもたちの学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況が測定できる調査でありますハイパーQ U検査を、全ての小中学校で全児童生徒に拡大して実施し、いじめ、不登校の未然防止や学級崩壊の予防、学力向上などに活用し、いじめのない学級集団づくりを進めてまいります。

児童数の減少に伴い、養護教諭未配置校となります富内小学校及び仁和小学校につきましては、道教委によるスクールヘルスリーダー派遣により、児童の健康管理に配慮してまいります。

次に、学校における体力向上の取り組みを進めるため、神経系のトレーニング方法であるコーディネーショントレーニングについて、放課後運動教室などで取り組んでおりましたが、新たに学校での実施を進めてまいります。

このほか、中高生を対象とした中高生海外派遣事業を継続し、本年度においては、夏休み期間中オーストラリアへの派遣を実施し、広い視野と国際感覚を備えたグローバル人材の育成に努めてまいります。

3つ目は、信頼される学校づくりの推進に関することでございます。

学校には、保護者や地域の皆様とともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく、地域とともにある学校づくりが求められています。

学校運営に関する達成目標の設定を初め、学校評議員制度の活用を図るとともに、学校の自己評価と学校関係者による学校評価により客観性、透明性を高め、信頼に応える学校づくりを推進してまいります。

地域と学校の結びつきを深めるため、学校だよりにより情報提供をするとともに、地域に向けた授業参観の機会を多く設け、地域とともに子育てする学校づくりに努めてまいります。

次代を担う子どもたちに生きる力を育んでいく学校教育には、教職員の人間性や指導力によるところが大きく、児童生徒の心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、すぐれた資質、能力を有する教職員の確保に努めるとともに、教育公務員としてのコンプライアンスの徹底や指導力向上のための公開授業の実施、校内実践研究と全町の教職員研修会との連携、先進地派遣と研修内容の報告研修会の開催など、自己研さんによる教師力の向上を図ってまいります。

4つ目は、特別支援教育の充実に関してであります。

特別支援教育への期待とニーズの高まりの中、障害のある子どもたちの的確な把握、適切な指導及び支援が行えるよう、就学指導委員会を改組し、教育支援委員会による就学時及び学校内体制を充実してまいります。これにより、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性の高い特別支援教育を推進するとともに、早期からのきめ細やかな一貫した教育相談に対応してまいります。

また、児童生徒の個々の状況に配慮した支援を行うため、学習面での補助を行う支援員を配置するとともに、学校生活の支援を行う介助員を配置し、支援を進めてまいります。

5つ目は、道立高等学校の振興対策についてであります。

地元中学卒業生の減少により、鷓川、穂別の両高等学校については、生徒確保のための対

策がますます重要となっており、特色ある教育活動の充実による地元からの進学割合を高める取り組みと、町外からの生徒の確保が喫緊の課題であります。

このため、鷓川高校については、進路の多様化による選択肢の拡大を見据えたキャリア教育やボランティア活動を柱に、6年間を通した中高一貫教育の内容を充実させてまいります。町外からの生徒の確保を図るため、引き続き苫小牧鷓川間の通学バスの運行を行うとともに、利便性の向上に努めてまいります。

また、穂別高校については、学力の向上や卒業後の進路への不安を解消するための対策として、進学塾への通塾支援、キャリア教育推進のための各種資格取得費用の助成を行うとともに、入寮生の寮費の負担軽減及び学業等の活動奨励金の支給を行うなど、引き続き教育活動の支援による高校存続対策に努めてまいります。

最後に、学校教育に関する6つ目の教育環境の整備、充実に関することではありますが、学習環境については、鷓川中央小学校校舎改築工事に着手いたしますが、2カ年の継続事業で仮校舎を使用しない工程とすることから、安全の確保はもとより、工事による児童の通学、授業への支障が出ないように十分な配慮に努めてまいります。

学校給食についても継続事業として、本年度は鷓川地区学校給食共同調理場工事に着工いたします。平成29年度給食開始に向けて、学校給食検討調査会委員を新たに委嘱し、具体的な運営方法などに関する開設準備を進めると同時に、保護者への説明会や、広報により検討状況の情報公開に努めてまいります。

情報教育については、授業用及び校務用コンピューターの更新計画に基づき、本年度は穂別中学校機器を更新し、ICT（情報通信技術）活用能力を育成するとともに、家庭と連携して携帯電話、ソーシャルネットワークサービスなどへの利用に対応する情報モラルを身につけさせる指導も行ってまいります。

また、実物投影機（書画カメラ）やデジタル教材を活用した授業については、昨年度試行導入したデジタル教科書が教員の授業力向上に有効と認められることから、小学校の教科書改訂に合わせ、わかる授業への取り組みとして、全小学校に導入してまいります。

2つ目、社会教育の推進についてであります。

社会の変化とともに町民の価値観やライフスタイルが多様化してきておりますが、社会教育の役割をしっかりと認識し、「人づくりはまちづくりの柱」であり、住みよいまちづくり、生きがいくくりを行うため、「全ての町民が楽しく学べるまち」を目指し策定された「むかわ町社会教育中期計画」に基づき、毎年の事業ごとの課題と成果を踏まえながら具体的に進

めてまいります。

本町の社会教育目標は、「心豊かにともに支え合い、ふるさとに誇りを持ち、うるおいと活力に満ちたまちづくりをめざす社会教育に努める」と定めており、「ふるさとの風土と文化を愛し、未来に向かって伸びゆくむかわをつくる〈郷土愛〉」、「豊かな自然環境を生かし、産業と調和のある郷土をつくる〈環境保護〉」、「働くことの喜びを味わい、創意と工夫で活力あるまちをつくる〈勤労生産〉」、「認め合い、はげまし合い、高め合い、共生の輪をつくる〈共生〉」、「文化やスポーツに親しみ、健やかな心身をつくる〈健康〉」、「豊かな心と知恵を持ち、自立した生き方を求め、学び続ける自分をつくる〈生涯学習〉」の6つの基本目標を定め、取り組むこととしております。

1つ目、生涯学習の推進についてであります。

生涯学習の推進は、「生涯を通じて自らすすんで豊かに学ぶ環境づくりの推進」、「子ども達を守り育てる安全・安心な地域づくりの推進」を重点課題とし、生涯学習の学びが地域づくりや子どもたちを支える行動につながる取り組みを進めてまいります。

地域が一体となった人づくり、地域づくりの方策を探り、心豊かで潤いのあるまちの発展に寄与することを目的に、むかわ町社会教育研究大会を開催してまいります。

まちの未来を担う青少年の育成では、子どもたちの正しい生活習慣定着と学力向上を目指し、通学合宿を引き続き両地区で進めてまいります。また、青少年の豊かな心を育むため、自分の考えを主張する少年の主張大会、小学生から高校生による読書感想文コンクールや、地域を担う人材を育成するため中高生リーダー及び青年団などの活動支援を引き続き行ってまいります。

全町的な取り組みとして行っている「あいさつ運動」は、地域の結びつきを深めるとともに、子どもたちを町民全体で見守り育む心をさらに熟成させ、親しまれる運動、簡単に取り組める運動を象徴するため、キャラクター等を活用し推進してまいります。

次代のリーダー育成事業として、異業種間の交流とみずから人間性を高め、社会的活動の担い手となる人材を育成するために、2期目に入ったむかわ未来塾を引き続き進めてまいります。

放課後児童クラブと放課後子ども教室については、子育て政策の一元化とさらなる推進を目指し、学校支援地域本部事業、土曜の教育支援事業などの補助事業を活用するとともに、町民の皆様が生涯学習で個々に学んだ成果を生かすため、「みんなが先生どこでも教室」の推進や、ふれあい大学の学生などを講師として派遣し、地域で学びを生かす取り組みを進め

てまいります。

成人や高齢者に対しては、いつでもどこでも学ぶことができる環境整備の充実と、学んだ成果を地域で生かしながら、人や地域社会とのつながりから自己有用感を感じ、より学習意欲向上を図るため、ふれあい大学、ことぶき学級及び楽習塾などの各種講座の充実に取り組んでまいります。

次に、文化・スポーツ活動の推進に関してであります。

文化・スポーツは、町民一人一人の生涯をより豊かにより健やかに過ごすための重要なツールであり、その振興は活力に満ちたまちづくりにつながるものであることから、「ふるさとの歴史や自然に学ぶ、地域文化の継承と創造の推進」、「健やかな生活をめざし、誰もが取り組むスポーツ活動の推進」を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の中核を担う団体の多くで、担い手の不足の状況もあることから、引き続き文化協会、体育協会への支援を行います。日々の生活の中への運動習慣の普及と幼少期からの運動の定着を図るため、総合型スポーツクラブ「むーブ」と連携して各種スポーツ事業を進めてまいります。また、生涯学習事業奨励補助金を活用し、幅広い文化・スポーツ活動の推進に努めてまいります。

文化活動については、総合文化祭、町民文化祭の活動やアイヌ文化伝承保存活動への支援など、地域文化の継承と振興を図るとともに、町民の芸術文化に触れていただく機会として、道民芸術祭兼胆振芸術祭などを本町で開催してまいります。

これまでの、旧町の時代から収集されてきた郷土資料等や歴史的文化資産に関して、むかわ町文化財審議会での意見を尊重しながら、保存活用について検討を進めてまいります。

スポーツ活動については、全てのスポーツの基礎となり、脳や神経の発達を促すコーディネーショントレーニングの普及を全町的に進めてまいります。

また、スポーツ指導者の要請や活動支援を初め、全道・全国大会への出場などを、指導者等育成派遣事業を活用し、支援を行うとともに、より多くの町民が多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ団体の支援と連携を図り、アリモリカップマラソン大会の開催やスポーツ教室の開催など、各種スポーツ活動の普及に努めてまいります。

本町の恵まれた気候やスポーツ環境を生かした道内外からのスポーツなどの合宿について、引き続き関係団体の連携のもと、報徳館を中心に活用し、その誘致、受け入れに努め、町民の競技スポーツなどに触れる機会の拡大を図ってまいります。

次に、図書館・博物館活動の充実に関することでもあります。

図書館は、学校教育を支援し家庭教育の向上に資する役割を担っており、町民が利用しやすい環境と学習意欲に応える図書館を目指してまいります。

図書館活動については、貸し出しの希望に合った幅広い図書蔵書、資料の充実、道立図書館との連携による貸し出しと地域や学校等への移動図書事業や各種講座による学習機会の提供、ブックスタート事業やボランティア団体等の読み聞かせ会の実施などとともに、図書館協議会の意見を反映し、穂別図書館とまなびランド図書室の質の充実に努めてまいります。

博物館においては、ハドロサウルス類の草食恐竜化石の発掘が進められておりましたが、大腿骨や頭骨の一部が確認されるなど、ほぼ全身の骨格が発掘されたことから、岩石から化石を取り出すクリーニング作業をさらに進めることとし、北海道大学総合博物館と相互協力協定に基づく研究、特別展、普及講演会の開催に努めるとともに、展示の工夫をしながら、町民の知的関心に応える博物館を目指してまいります。

また、穂別地域から産出するアンモナイト、首長竜、モササウルスなどの化石は、国内外にも極めて貴重な研究につながっていることから、外部の研究者とも連携した研究を進め、広く情報発信してまいります。さらに、町民の生涯学習活動を支援する博物館として、化石採集、クリーニング、レプリカづくりなどの体験活動やボランティア活動などを通して、化石と身近に触れる機会の充実に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

むかわ町は、合併から10年という節目の年度を迎えます。新町としてさらなる発展を続けるために、次代を担う子どもたちには、未来を切り開き、生涯にわたって生き抜く力を育むことが求められます。そのためには、学校、家庭、地域が学びの共同体として共通認識に立ち、地域ぐるみでむかわ町の宝である子どもたちを守り支えていくことが重要であります。

地域の活性化と発展につながる生涯学習社会の実現に向け、「まなぶよろこびを感じるまちづくり」を理念とし、町民の皆様と協働して、確かな教育行政を進めてまいります。

町議会議員皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長行政報告、町政執行方針、提出事件の大要説明及び教育長教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 山 崎 満 敬 議 員

○議長（三倉英規君） まず1番、山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 通告に基づきまして、3点ほど質問させていただきます。

まず初めにですが、本庁舎の環境整備と省エネについてであります。

本庁舎では、省エネということで、数年前より蛍光灯を間引きしておりますが、庁舎に来たときに、場所によっては建物内が暗く感じられますが、実際に職場内の日当たりの関係で、日常業務で以前より目が疲れる、視力が悪くなった気がするなどの話を聞きますが、庁舎内の照明のLED化を進め、より一層節電対策と職場環境の改善、町民に優しい開始をする考えはありますかお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 本庁舎の環境整備と省エネについてお答えをしたいと思います。

本庁舎におきましては、平成24年7月に、一般財団法人の省エネルギーセンターが行います節電診断というのを受けているところでございます。その診断結果に基づきまして、事務スペースにおいての高効率というんでしょうか、蛍光灯を使用し、そして可能な箇所は間引きを引きながら消灯を行うようにして現在まで継続してきたところでございます。

議員おっしゃるように、節電を求める余り、安全性の確保ということでございますが、安全性の確保、視覚性の保持等の照明本来の目的というのを果たせなくならないように、この間も注意を払ってきているところでございます。また、各スペースでの事務機器等の配置、それから照明箇所の状況、照明機器の劣化に伴う照度不足、こういったことが起きないように、職場環境の整備について引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、御提案のありました庁舎内の照明のLED化の関係でございますが、これは穂別支所のほうは全部そろっているわけですけれども、安定器の切り離し工事といったことも含めて、初期費用、これらも含めながら、現状とそれから今後に向けての維持バランスというのがあるかと思っておりますので、これからに向けても比較調査というのを進めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 安定器の問題等々お答えいただきましたが、現在庁舎で消灯されている器具は、聞きますと、今おっしゃられたとおり安定器が使用されておりますが、蛍光灯を間引きして、確かに多少の節電にはなりますが、安定器自体でも電力を消費するということは皆さん御存じかとは思いますが。思うほどの節電効果が得られていないと思われませんが、LED化にすることによって、現在の2分の1ほどの消費電力で済むかとは思われます。庁舎全体、一度にLED化するとすると予算的に難しいのかもしれませんが、仮に1階の町民課の部分をLED化すると、国産の蛍光灯型のLEDを使用して、現在使用されています機器ありますよね。その機器を利用して安定器の取り外し、また配線工事も含めて、あの一歩だけですと数十万円ほどで済むとも伺っております。

先ほど申しましたが、一度に庁舎全体となると予算的にはきつい部分はあるかとは思いますが、利用頻度の高い重要部署などを、数年をかけて部分的なLED化を進めると費用も少なく済むということで、全体的なことを考えるといつまでたってもできないということで、部分的なことを年度に分けてやると負担も少なくできるんじゃないかと思われます。

それと、LED化によって、今現在庁舎の基本料金ありますけれども、基本料金の削減というか、契約的なことも下げることによって、基本料がぐっと下がるということで、町の持ち出しもそれに伴い少なくなるということなんで、一度には下がらないと、数年かければそういうことで、基本料も下がって町の持ち出しが少なくなる。また、蛍光灯に比べると高寿命ということで、今テレビ等々でも報道されていますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 総務企画課主幹、西総務グループ長。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） お答えいたします。

まず、LEDの部分的な改修ということですが、今現在こちらのほうで押さえておりました数字というものが、まず庁舎全体としまして安定器の取り外し及び現在使われております蛍光管等の交換ということでした場合ということで、設計ということで、基本単価というところでの設計という形にはなりますが、概算で大体700万ぐらいというような数字で押さえております。確かに、部分的な改修というところも当然今後の調査の対象というところでは考えたいというふうにも思っております。何分費用もかかる場所ですので、庁舎の改修というところも含めまして、今後において調査をしていきたいというふうに考えてございます。

また、実際の電気料というところでございますが、実際電気料金の単価等もこの間いろいろと変化もしております。実際、料金の比較というところでも、ちょっと難しいところはあ

るんですが、電力量というところでちょっと考えさせていただきまして、確かにLED化にすることによって、現在使われている蛍光灯、ワット数で比較をしても、試算で置けば、大体3割から6割ぐらいの電力量の削減が見込まれるのではないかとというような考えもござい
ます。こういうことも含めて、今後とも調査して、比較していきたいというふうに考えてお
りますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 先ほど工事費のお話があったいただきましたが、全部で700万円ほどかかるのでということで。もう一度ちょっと確認したいんですが、2点ほど。その、工事費が700万円ということなんですが、先ほどから私が言っているように、700万一遍だと負担もかかるのでということで、さっき言ったように、1階なら1階、しかもその1階でもお金がかかってどうしようもないというのなら1階の一部というような形でやっただけで済むのかということの部分が1点と、工事費に関して、ちょっと700万円というのがちょっとわからないんですが、定価で言ったのか、それとも、私が業者から聞いた話だとその半分ぐらいでできるような話では伺っているんですが、ちょっと食い違いがあるので、その辺、2点ほど確認させてください。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 最初に町長のほうから答弁させていただいておりますように、今後、比較検討を進めてまいりたいということでありまして、考え方としては、実施という方向性を示唆した内容になっているというふうに思います。その手段、手法につきましてはいろいろと考えてみなければならぬ要素があるということでございます。

なお、町議御存じのように、LED化につきましては、電力の問題があつて、これまでさ

まざま恒久施設について進めてきております。その考え方は、まずは町民の皆様の利用される施設等々について優先をし、実施をしていくという考え方でございます。役場につきましても、町民の皆様が利用される機会はあるわけでございますが、実態としては、そのほとんどが職員の事務所という性格もありまして、やはり先ほど申し上げたように、町民の皆様の生活に直結するような施設について、まず優先をして実施をしてきたという経過になってございます。新年度予算でも、この後議論いただくこととなりますが、役場と一体化、利用していただいている産業会館につきまして、そういう観点で新年度整備を進めていくと。これはLED化ではございませんけれども、そういう整備を進めているということでございますので、この点まず御理解をいただければというふうに思います。

また、分割実施というところにつきましても、冒頭町長が申し上げたように、いろいろ検討しながら、その詳細について研究、調査を進めてまいりたいということでございます。

金額の関係なんですけれども、これは、どういう考え方で組み立てていくかということにもよるでしょうし、また、私どもが積算をしておりますのは、いわゆる工事費として積算をしておりますので、そういった意味では諸経費等々含まさって一定の額になってしまうという性格がございます。そういう意味では、なおその実施の方法についても、町議御提案のように、部分的に行っていくことが最小の経費になるのか、いろいろな手法も考えられるかと思っておりますので、この辺含めまして町長のほうで比較検討をさせていただきたいということで答弁させていただいておりますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 工事費等々については見解の違いがあろうかと思います。ぜひとも、穂別のほうに行きますと、先ほど言われたとおり、支所のほうは全部LEDになって、町民の方も明るくなってすごい、行きやすいというような話にはならないんですが、よくなりましたねというお声もいただいておりますので、ぜひ鶴川のほうも、検討ということをお願いしたいんですが、私としては検討というのは考えるだけで実行に、企画調査、その辺も含めて、実行に行くようお願いをしたいところであります。

次にまいります。

次に、仁和会館の改修についてであります。昨年の秋ですか、玄関先、木造の骨組みの上側ですか、雨風が吹き込まないように、ガラスなのかアクリルなのか強化プラスチックなのか確認はできませんが、改修を行いました。あのような立派な骨組みがせつかくあるわ

けですから、下のほうも鷓川地区の各集落センターのようなフードというか、玄関フード構造に改修しても大したお金がかからないのではないかと思います。現在下のほうはビニールを囲うような形になっていますが、雨風を一時的にしのごというぐらいなもので、冬場になれば、雪の吹き込みや、そのビニールがかたくなって広げるのに苦労しているというような状態もうかがえます。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

仁和会館につきましては、平成13年に道道穂別鷓川線の拡幅事業に伴いまして、旧会館を解体し、現在の位置に建てかえ、平成14年の3月に完成をしているところでございます。平成15年に自治会のほうから、冬期に葬儀をする場合、玄関先まで使用するとき風が吹き込むということで、下足番等に支障があるので風を防ぐような設備をつけてほしいという要望がございまして、平成17年に玄関先を囲います防風カーテンを設置したところでございます。その後、平成24年度でございすけれども、防風カーテンだけではストーブ等の暖をとっていても、上部のほうから吹き抜けて寒いというようなこともございまして、吹き抜けしないような工夫をしてほしいという自治会からの要望もありまして、平成26年に玄関先の防風カーテンより上の部分の吹き抜けの部分にアクリル板を設置したところでございます。今後、自治会からの要望、意見等踏まえまして調査をしてまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 事実関係はそのような形で私も伺っております。ですが、合併前のことで、去年ようやく上側をやったということで。最近、合併してからは、穂別、鷓川の考えがなく、相互の行ったり来たり、葬儀はいろいろなことで、鷓川の各会館に来たりとかという方もおられるみたいで、できれば鷓川のようなフード構造、玄関フードのような形になればいいなという話をお聞きもしておりましたので、ぜひまた検討していただいて、自治会の方と相談しながら早期に進めていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

次に、カメムシの発生状況と今後の対応についてであります。昨年、穂別地区ではカメムシが異常発生をして、住民の生活に多大な被害をもたらしたと聞いております。この実態の把握と次年度、ことしというか27年度に向けての対応策などがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） カメムシの発生状況ということについてでございますけれども、カメムシ類の多くは危険を感じますと悪臭のある分泌物を出すということで知られております。この分泌物は、外敵を攻撃するために、または仲間への警戒を知らせるというようなことから、一種のフェロモンとして作用しているというふうに言われております。カメムシ類は、秋になりますと越冬のためすき間や日当たりのよい場所を求めて飛んでまいります。その際に家屋のすき間ですとか屋根裏、外壁などに集団で集まります。また、家屋内にも侵入、悪臭を放つものでございます。カメムシの害といたしましては、悪臭のほか、仲間によっては刺されるなどの被害もございますが、日本においては、特に問題となる種は存在していないというふうに聞いております。

昨年、穂別地区において、秋の越冬期にカメムシが発生し、不快な思いをしているというような町民のお話を聞いております。しかし、異常発生とは捉えていないところであります。種類は違いますけれども、農業被害をもたらしますイネ科に寄生するカメムシにつきましては、胆振農業改良普及センターより農協のほうへ病虫害の防除の情報というのが提供されますが、昨年においては、異常発生という発令はなかったものです。26年度におきまして、カメムシ等によりかぶれたとか、そういった被害を受けて診療所へ治療のため受診されたというところも聞き及んでおりません。

今後、カメムシに関する対策、また駆除方法につきましては、広報や情報端末を活用いたしまして、情報提供を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 人体への影響はないというんですが、精神的に悪臭などで嫌な人は嫌だということで、結構防虫剤を買って、数万円かけて駆除しているという話も聞くんですが、イネだと米に差し支えるからよく調べて駆除するとかというのではなく、やはり、住民の方が、近年多いのは確かだそうです。去年はやはり例年になく多かったと聞いております。今後に向けて、どうしても集まる場所が一定的に、ちょっと考えた以上に多くて、衛生的にすごいということであれば、多少の補助的な防虫剤のことも考えたり、または、専門家の意見、助言などを伺ってみてはいかがかなと思うんですが、その辺については。

○議長（三倉英規君） 田口地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（田口 博君） カメムシ類は発生場所が多岐にわたりますので、発生場所

を特定するのは困難です。発生場所がわかったとしても、その草や樹木等を刈り取ってしまうなどしなければ発生を繰り返すので、根本的な解決は難しい害虫です。対策及び駆除方法は、屋内へカメムシを入れないようにする侵入防止対策が最も有効な方法となります。そのため、あらかじめ建物の壁面などに殺虫剤を処理しておいて、処理面にまとまったカメムシを駆除し、屋内へ侵入するのを防止します。また、カメムシの分泌する液で皮膚がかぶれることもありますので、その症状はやけどのようなひりひりとした痛みが続き、やがて赤く腫れてから皮膚の皮が剥がれる人もいます。先ほど副町長の答弁にもありましたが、そういった対策及び情報につきまして、広報や情報端末を活用して町民の方に情報提供を図ることとしていきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） わかりました。なるべくお金の面でも、ひどいところは補助していただけたところがあればしていただくということで、そういうようなカメムシの分泌物によって被害がもたらされないことを努力していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（三倉英規君） 次は、順番でいきますと大松紀美子議員の質問になるわけですが、若干体の不調を訴えまして、今病院へ行っております。大したことはないと思うんでありますが、そういうことから、きょうの一般質問の一番最後に大松議員の質問をさせたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、13番、野田省一議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、身障者雇用率制度の履行についてお伺いをいたします。

身障者雇用率制度は、共生社会の実現の理念から、障害者が普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するための制度であり、また、平成25年4月より障害者の法定雇用率が改正されましたが、町において現状と今後の計画についてどのようになっているかお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 障害者の雇用率制度の履行についてお答えしたいかと思ひます。

国及び地方公共団体等におきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきながら、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るための必要な施策というのを総合的、そしてかつ効果的に推進をしていくという立場から、みずから率先垂範して障害者を採用し、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を下回ることをしないようすべき立場にあるところでございます。

そこで、国及び地方公共団体等におきましては、法定雇用率を2.3%以上になるように義務づけされているところでございます。むかわ町におけます短時間勤務職員も含めた職員数というのは現在275.5人であり、法定雇用率を乗じた必要雇用者数は6人となり、現在のところ法定雇用率を下回っていないため、問題はないと考えているところでございます。今後におきましても、先ほど申し上げました法定雇用率というのを下回ることをしないようとり進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思ひます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 役場がこれを履行していないということはないだろうというふうに私も考えておりましたけれども、一般の町民の方、関係する関係者の方から、やはりこういった問題がなかなか表に出てくる数字ではない、調べればこれ、1年に1回たしかハローワークとかに申請しなければならぬことにもなっているようでありますから、調べればわかることなのかもしれませんけれども、どこかの段階で皆さんがそういうことを、むかわ町はちゃんとやっていますよという表記とかか表明をどこかの段階でしていただきたい。そしてまた、数字的にどの程度行っているのか、今下回っていることは、割り算すればわかるのかもしれませんが、いることはないということですので、そういうことも含めて、あるいは今後どのような形で、障害者の方がどの程度、6人以上いるという、雇用しているという形の中で、やはり本採用というか、臨時職員なのか、ちょっとそこまでは踏み込みませんけれども、やはり常時雇用できるような体制づくりというの、今後についてもし考えがあれば、2つ、広報などを通してこの数字について説明していくという点考えられるかと、それともう1つは今後についての考え方があればお伺いしたいと。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） お答えしたいと思ひます。

まず、数値等につきましては、なかなか全体の人数に対します2.3%以下というような数字になりますので、失礼しました、2.3%以上の数字ということになりますので、まず人数の雇用数公表というところは、まずかなり個人が特定されるおそれということも考えられますので、別な表記の仕方といいますか、法定雇用率は下回っておりませんというような表記での公表なりというのは考えられるかなというふうに思います。

また、むかわ町としての今後の取り組みというところなんですが、まず、平成27年度採用の職員採用試験の募集要項の中にも、身体に障害を有している方についてという表記を改めて記載させていただきまして、応募を募ったというようなところもございます。そういったことも含めて、また、非常勤等もこちらの人数のほうにはカウントされるところがありますので、こちらの、町としての法定雇用率は下回ることはないような取り組みを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） わかりました。いろいろなところで職員の数とかいろいろなことで広報で出ているときに、何かの機会で差し支えのない方法で、こういう形で遵守していますよということをぜひあらわしていただきたい。それとまた、新たな採用についてもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2つ目に入ります。

地元力耕上促進事業についてでありますけれども、新たな施策として地元力耕上促進事業を掲げられておりますが、その中に、まちづくり耕上促進事業、起業力耕上促進事業の補助制度を創設し、協働を促進し支援するとされておりますが、それぞれの具体的なスケジュールをどのように想定しているのかお伺いをいたします。

2つ目として、起業についてであります。これまでも予算措置されてきましたが、利用者がいなかったことを勘案して、貸し付けだけではなく補助金として給付する方法、あるいは既存企業への事業拡大についての対応について考えられないかお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地元力耕上促進事業につきましては、地域資源の発掘だとかまちの魅力の創出を行い、新たなまちの活力を生み出していく意欲のある取り組み、挑戦というのを興して育む環境づくりと、これからの活動を支援して協働のまちづくりを促進するためのまちづくり耕上促進事業補助金、起業力耕上促進事業補助金の2つの耕上事業というのを試験

的、いわゆるパイロット事業として創設しようとするものでございます。

まちづくり耕上促進事業補助金につきましては、3つの事業メニューとしており、1つは、鶴川、穂別両地区で共同の一体感のある取り組みを支援するための両地区共同事業、そして、2つ目には、町民提案型で地域参加型の協働の取り組みを支援するための提案型の芽だし事業、そして、3つ目には、地域資源の発掘、さらにまちの魅力の創出の取り組みを支援する夢づくり支援事業としているところでございます。

具体的なスケジュールの関係でございますが、新年度早期に要綱というのを整備し、町広報を通じながら、町民の皆さんに周知、募集を図り、事業を開始していくという流れを予定しております。

なお、初年度については、募集段階で申請のタイムラグということが生じるため、これらの対応については要綱の中で考慮をしていければなと考えているところでございます。いずれの事業も町民の皆さんが発案し、みずからの手で具体化、挑戦する者を支援するための補助制度として整備を予定しております。御理解を願いたいと思います。

なお、リニューアルされた起業力耕上促進事業につきましては、年度内に要綱整備を行い、年度内、今の年度内に要綱整備を行い、4月1日より事業が行えるよう整備してまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 言葉的には何か似たような言葉になって、今町長が説明されていた、あるいは執行方針の中でも3つの1つというか、共同事業と芽だし事業、夢づくり事業という、略してそのような言い方をしているんですが、これ、もう少し具体的には、今の段階では、例えばというような考えがお持ちであれば、具体的にこういう事案が考えられるというのがあれば、この場でもし説明をしていただきたいと思います。

それと、起業についてでありますけれども、さきに……

〔「すみません、申しおくれた、追加します」と言う人あり〕

○13番（野田省一君） 起業については、今までは多角化事業でしたっけか、というような名前で前年度やってきていたわけですがけれども、実際には貸し付けに関してはいなかったと。ただ、補助に関しては数件あったということの後から私も知ったんですが、ちょっと私も見落としておりましたけれども、例えばこれらの額なり、額について、拡大、限度額というのを、1件当たりの限度額を広げる、あるいは総体的な補助金の枠を広げるというような、今

後に対する考えがもしあればお聞きしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 具体的な申し上げた事業と、それと限度額等々については担当のほうから答えて、1点目の②で、私のほうが答弁漏れておりましたので、起業についての中身を少し述べさせていただきたいかと思えます。

御案内のとおり、これまで地域産業多角化の推進事業として、補助事業の地場産品創出支援事業、それと人材派遣事業の地域企業地場産業多角化アドバイザー派遣事業、それと資金貸し付け事業の起業支援等資金貸し付け事業の3事業でこれまでは執行されてきたところでございます。補助事業の地場産品創出支援事業におきましては、むかわ町で生産された農林水産物、これを活用した加工製品の開発を行う事業者に対し、製品化へ向けた開発研究事業にかかわる経費の一部を補助することとしており、平成26年度においては2件の利用実績があったところでございます。

これまでの取り組まれてきている過去の実績というのをさらに検証しながら、より利用される事業として、今回新たに起業力耕上促進事業として掲載したところでございます。事業の概要、従前の農林水産物の活用に限定せず、町の特色だとか地域資源を活用した新たな事業の展開、そして特産品加工などの開発、増産、販路開拓、販売促進に関する経費と、こういったところもあわせながら支援を広げ、新たな企業を展開する事業者に対する負担を軽減する制度として整備を行っておりますので、御理解を願いたいかと思えます。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 私のほうから、先ほどの御質問のまちづくり耕上促進事業補助金、3つの事業の具体的なものが示されればということで、その部分についてお答えしたいと思います。

まずは、両地区共同事業、こちらのほうにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、両地区共同で一体感のある取り組みということで、例えばですけれども、オールむかわ何々チャレンジ事業といったような形で、鶴川と穂別地区両地区が一緒に何か事業を取り組んでいくといったものを、仮にですけれども、そういった事業を考えてございます。

それから、提案型芽だし事業、これにつきましては、町民の提案型、地域参加型の協働の取り組みということでございまして、1つには、町内の団体などが分野を問わず提案、いろいろなアイデアを提案していただいて、町と協働で実施する事業ということでございます。それと、もう1点、この芽だし事業には、町の中で取り組みたい事業ですとか、あとテーマ

を逆に提示をして、そのテーマに沿った取り組みを団体等から応募をしていただいて、そして協働で実施をすると、そういった事業も想定できるのかなというふうに考えてございます。

それから、3つ目の夢づくり支援事業、これにつきましては、地域資源を生かしたまちづくりや地域の身近な課題解決、そういったもののために行う事業、そして町民自身が実施するもの、そういった事業を想定してございます。例えばですけれども、何々の郷づくり事業ですとか、そういったものが該当するのかなと。例えば、現在検討されております恐竜ですとかそういったものを活用したことも、こういった部分にかかわってくるのかなというふうに思いますけれども、それともう1点は、夢づくり事業を実施するのにまだ至っていないけれども、目的を同じくする人々が集まってこういったアイデアを出して、そして取り組みをしていきたいと思います、そういったものに対する調査ですとか研究をする、そういった事業も、この夢づくり支援の中では対象にしていきたいというようなことで考えてございます。

まだまだ、これら3つの事業につきましては細かい部分、4月以降要綱を制定していくような形になってございますので、今申し上げた事業につきましては、あくまでも仮にこういったものが想定されるといったことで御理解いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 私のほうから、新たなリニューアルした部分の起業力耕上促進事業補助金の部分に、先ほど言われました補助金の額だとかの具体的な部分を御説明させていただきます。ちなみに、先ほど町長から御答弁していただきましたように、この対策の部分につきましては、町の特色や地域資源を活用した新たな事業の展開だとか、特産品加工などの開発、増産、あと販路拡大、販売だとかも含めた中で、広く事業として使われるようにちょっとリニューアルしたものでございます。以前は1事業当たり30万円以内ということでしたが、今後につきましては、1事業当たり100万円以内という形の中で、補助の部分を広げて行っていきたいと考えております。

ちなみに、新たな事業を展開されるだとか、PRを新たに事業者が行っていくという部分についても、この補助制度にのっとりまして助成をしていきたいと今の段階では考えております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番（野田省一君） 町長の今回の執行方針、何度も読ませていただいたり、本日非常に丁寧に御説明をいただきました。中でも、何回も読んでいくうちにだんだんわからなくなってくるというか、言葉的に、起業、ごめんなさい、文字が変わっているんで、耕上か。耕上という字がいろいろと使われた中で、今の説明を聞いてもなかなかこう、今の段階では具体的なお話といっても、どの事業をどこに持ってきてもそんなに変わらないのかなというふうにこじつけようと思えばなるのかなというふうにも思ってしまうようなところもありますので、ぜひ、せっかくいい言葉を見つけて発しておりますので、よりわかりやすく、結局的には、最終的には町民の皆さんが参加してまちづくりに参加していただくというところになるわけですから、町民の皆さんが読んで、あるいは見て、ああ、こういうふうにやってみたいなと思えるようなわかりやすいものにぜひ、今のところ文字だけなのでちょっとまだまだわかりづらい部分あると思いますし、ぜひその辺改善をして、この4月以降ですか、要綱を定めていっていただいて、たくさんの方に利用していただける、あるいは何かいいものが出てくることを期待したいと思います。またそのことが出てきたときに、またこの件については質問をさせていただきたいと思います。

起業についてでありますけれども、起業力耕上についてでありますけれども、これは名前を変えて、形を変えて、形、仕組みも変えて新たに発信されるということでありましてけれども、前年までの枠というと、ちょっと今予算書、今持っていなかったんですけれども、前年はたしかさほど、2件ですから、恐らく四、五十万ですか、1枠30万ですから60万ぐらいしか使っていないということで、せっかく予算は計上しても使われない、使えなかったという形にならないように、ことしはぜひ、やはりPRも含めて、先ほどの部分と連携しながら前に進めていっていただきたいなと思います。

3点目に移ります。

子ども・子育て支援についてお伺いをいたします。

国が改正した子ども・子育て関連3法によって、執行方針にあるように、町の支援にも変化がありますが、それぞれの地域での支援体制、組織がどのように、時期を含めて改正されるのか、内容はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2つ目でありましてけれども、改正内容、これ時期について、保護者あるいはその地域へ説明する必要があると思うんですが、ここについての公表時期はいつごろになるのかお伺いをしたい。

3つ目でありましてけれども、子育て支援は先駆的なものと、むかわ町の場合思っているわ

けですけれども、町内へ向けての広報活動は当然のことでありまして、町外へ向けての報道対応などについてはどのように行われているのかお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 子ども・子育ての支援についての御質疑にお答えをしたいと思います。

1点目の、むかわ町の子育て支援に関し、それぞれの地域での支援体制、組織というのがどのように時期を含めて改正されるかとの御質問でございます。

基本的には、むかわ町全体で一体感のある子育て支援の質の向上と、あわせて量の確保とといったことが大切と考えているところでございます。地域による差のないような子育て施策の一元化というのを図りながら進めていくものでございますが、現実として、地域の実情により実施時期の違いというのは出てくる場合があるものと考えているところでございます。

平成27年度に実施していく大きな内容でございますが、1点目に保育料、それと子育て支援医療費還元事業などの子育て世帯の負担の軽減、2点目には、保育所、認定こども園の特定教育・保育施設、児童クラブの充実、運営時間の延長等の実施、3点目には、子育て支援センターの充実による一時預かり保育事業の実施、4点目には、子育て情報のパンフレット作成やホームページを活用した情報発信の実施、子育てコンシェルジュ等の子育て支援サービス相談員の試行、5点目には、放課後子どもセンターによる放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的提供となりますが、現在最終調整を行っているところでございます。平成27年度から平成31年度までの期間の計画となり、むかわ町子ども・子育て支援事業計画の中で、個々の実施内容及び時期というのを示すことになるかと考えております。

御質問2点目の、保護者など地域への説明する必要性と公表時期についてでございます。

新制度の実施に伴い、入園手続などが変更されることから、1月にはむかわひかり認定こども園保護者説明会、それからさくら保育園保護者説明会を行っているところでございます。1月でございます。そして、説明会では新制度で行う内容等についても説明させていただいており、今月下旬には鶴川地区の地域保育所保護者説明会というのも行う予定となっているところでございます。今後も必要に応じ、保護者等の地域への説明会、御意見を伺う機会というのをもちたいと考えているところでございます。

御質問3点目の子育て支援の広報活動、そして町外に向けての報道対応を含めた、町としての情報発信についての御質問でございますが、新制度に伴って、各市町村も子ども・子育ての支援に対する特色ある施策を進めてきているところでございますが、本町の放課後子どもセンター、地域木材を活用した公共建築物として、運営内容を含め近隣からも強い関心を

持っていただいているところでもあります。まずは、町内の子育て世帯への情報提供というのを充実させるため、ホームページや子育てパンフレットと、こういったものを整備する中で、むかわ町への移住希望者の方々等に対し、積極的な情報の発信、提供を行いたいと考えているところでございます。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 時期等に関しては早急に詰めて、既に説明されている部分もあるのかなと思うんですけども、ちょっと1点だけ、その部分で。放課後児童クラブについては、6年生まで拡大していくんだということになってはいるわけですけども、いろいろ漏れ聞こえてくる中で、一体どういうふうに、穂別地区のほうに限定させていただきますけれども、やはり親御さんとしてはそこら辺の心配もされているようなんですが、そういうことが漏れ聞こえてくるわけですけども、その辺の日程もしわかれば、日程というか方向性がわかれば伝えていただきたい、今わかれば教えていただきたいなと思っています。

それと、今の3点目についてなんですけれども、さきの2月の6日の北海道新聞だったんですけども、記事の中で、道央の移住、定住が紹介された、かなり紙面を大きく使った記事がありました。その中では、近隣では道央ということで、北海道の真ん中ということで、近隣でいえば厚真だ、浦河、室蘭、壮瞥など、全て子育て世代に向けた支援策が示されて、移住定住促進というものに向けた施策が紹介されていたわけです。残念ですけども、むかわ町でもほとんどというか、それぞれの市町村がやっていることは既に実施している内容ばかりでありました。非常に僕残念に思いました。このことから、我が町においても先駆けていろいろとやってきていることがたくさんあるわけですから、この新聞の結果から、それが全てではありませんけれども、やはり移住、定住ということに対しても、子育て支援ということに連動させて考えていく、絡めていくということがPRとして必要ではないのかなというふうに思っているところでありますけれども、子育て支援を、もちろん町内にいらっしゃる方に充実させていくことは、これはもう、町長今言われたように、まず第一でありますけれども、やはりその先に移住、定住ということも、やはり我々これから考えていかなければならない取り組みでありますから、子育て支援がこんなに充実しておりますよということをどこかでPRしなきゃならないと思うんですが、今後の考えについて、あればこの点についても伺い、2点伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 金本教育振興室長。

○教育振興室長（金本和弘君） 1点目の、穂別地区の児童クラブの状況についてでございますが、穂別地区につきましては、鶴川地区と同様6年生までお預かりするというので、全町一斉に広報に載せて募集をしております。現在のところ、4年生から6年生の拡大分につきまして、4件ほどの申し込みがあるような状況でございます。さらにPRしながら進めたいというふうに考えてございます。

なお、穂別地区の預かる場所としまして、人数によっては分館ということで、診療所の近くの健康センターというところを開設すべく準備を進めているところでございます。御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（萬 純二郎君） 情報発信についてという部分があるんですけども、子育て支援につきましては、今後もさらなる充実等を行いながら、むかわ町の住みやすさの向上というところを目指していきたいと思っておりますし、情報発信についてももっともっと高めていけるように努力していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） どこの言葉か忘れちゃったけれども、近き者説び、遠きの者来るというふうな言葉が残されているかと思っております。議員御案内のとおり、子育て支援についても、これがベストでこれがゴールというのはなかなかまだまだこれから、先に追っていかねければならないのかなと思っております。これからの課題、町としている課題につきましても、さらなる子育ての支援策の充実、さらには地域保育所の運営体制の検討、そして保育士の定年に伴う体制の充実と、こういったことも具体的に検討に上げながらですけども、先ほど答弁いたしましたように、いずれにしましても、まず町の住んでいる子どもたち、そこの子育て、子ども・子育ての支援というのをしっかりと視点にしながら、地域の子育ての世帯への適切な相談、さらには情報の提供と、これらを大事にして、ステップを踏みながら移住者へのむかわ町への子育て支援の取り組みの、適宜適切な情報の発信に努めていきたいと考えているところです。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） まず1つ目の児童クラブの件ですけども、穂別地区の親御さんの中からもちょっとそういう話を聞こえていたものですから、この場をおかりして、どうなっ

ているのかなという部分を明らかにさせていただきたいなと思っておりまして、町長、例えば、ただこれも子どもの数がいなければ今の場所でもそのままいけるのかなというふうにも思うんですけども、4年生、6年生に拡大された中で、2つに分けて児童クラブを運営していくということはどうなんですかね。将来的に、例えば人数がふえるようであれば、ふえるというか、応募者が、いるようであれば、1つの中で運営していくということが一番よいのかなと思うんですけども、もしそのこと、今約束するという話ではないですから、考えとしてはどういう方向で、今の段階をここで切り抜けて一旦、一時的な改修を行ってやっていくのか、将来を見据えているのか、ここの部分についてお話をいただきたいと思います。

それと、2つ目のPRしてほしいという話は、これやはり、自分たちの町のことを自慢するわけではないですけども、やはり先駆的にいろいろなことをやってきて、他の町村が後を追ってきているような形の部分もありますから、やはりそこはPR効果、一番移住、定住に向けて今後ともより一層努力していただければなと思います。

質問に対しては、1番目に対してだけお答えいただければと思います。

○議長（三倉英規君） 山岡支所長。

○支所長（山岡康伸君） 穂別地区の御質問ということで、将来どのような形で整備をしていく、運営をしていくということにお答えをさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、議員御指摘のとおり、今のところ、先ほど答弁させていただきましたが、2カ所でスタートをさせていただきたいと、拡大分についてですね。ただ、これにつきましても財政的な問題、それから体制的な問題というのがございまして、穂別小学校の給食センターですか、穂別地区の。それに係る改築等、増築等に、タイミングとしてはその時期かなと、やるとしたらですね。ただ、議員御指摘のとおり、人数がどのぐらいになるかというのを見ながら、やはりタイミングとその規模ですね、それを見計らいながら検討、調査を進めていると、そういう方向でいきたいということで考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） そういうお言葉を聞ければ、親御さんたちも少しは安心していただけるのかなというふうに思います。やはり、2つに分けてというか、通した学年でやっていくことがコスト的にも、将来というか長い目で見るといいのかなというふうに単純に思っ

いた部分もありますし、ぜひそのことも視野に入れながら今後調査をしていただければなと思っております。

それでは、4つ目になります。執行方針、町内業者の優先活用についてであります。

商工業の振興について、執行方針の記述中に、町の各事業実施に際しては、町内業者の優先活用を図るとしておりますが、町内業者とはどのように定義されているのか、考え方を伺いたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 執行方針に記述されております町内業者、定義に関する御質問についてお答えをしたいと思います。

執行方針、御案内のとおり、町の各事業実施に際し、町内業者の優先活用を図ることとしております。ここでいう町内業者につきましては、本店、支店の形態にかかわらず、入札参加資格申請を提出しておりますむかわ町内に事業所を置く業者と定義をしております。町における各種の工事、業務、物品の調達等々について、地元商工業の振興、地域内にある経済循環を促進することを目的として、町内で調達できるものは今後も可能な限り町内業者から調達しようとする考え方でございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番（野田省一君） 町内業者の定義が変われば、この話、いろいろと大きな違いが出てくるかと思うんですけども、端的に聞きたかったことは2つあったんですね。1つは、発注業務で工事とか物販、納品ものとかいろいろあると思うんですけども、これ、例えば発注するときに時期をずらして発注するとか、あるいはその規模を小さくして分けて出すとか、品群を分けて、業種を分けて、細かく細分化して発注することによって、町内事業者で受注できる仕事というのが相当数あると私も思っております。また、そのようにも聞いてもおります、時期とか変えることによって。例えばそういうような考え方で町内にさらに、もちろん単価が上がればこれは話は全く別です。同等の単価でできるものであれば、時期とか、先ほど言ったような規模とかを分けて発注するというような、これまでもされていると思うんですけども、さらに考えていくということが必要かと思われるんですが、そのことについて考えがあればお聞きをいたします。

もう1点は、やはり事業として、事業としていろいろな部分でいうと、例えばですけども、プレミアム商品券のことについてお伺いしたいんですけども、これはやはり、この中

の執行方針の中でも検証したということで記述がされておりますけれども、さきの調べでは、約50%、半分が地元籍を置かない企業に流れているという実態があります。町外事業者にも半分も利用されていると。改めて、前町長にも一度お話を聞いたことがあるんですが、このことについて、改めて新町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 私のほうから、1つ目の発注等の考え方についてお答えをしたいと思いますふうに思います。

発注の時期、また規模等を考慮する中で、地元業者にと、地元企業にというようなお話でございましたけれども、これまでも、最初の答弁にありましたように、地元業者を優先にということでの取り組みはしているところでもございます。また、物によりましては、どうしても町内で調達できないという物品もございまして、工事につきましても、例えば通信とかそういった特殊技術を要するもので、町内の事業者では対応できないというようなものもございまして、そういったもの以外については、基本的には議員おっしゃるように町内企業を優先的にというふうを実施しているところであります。

言われたように、時期が適切でないとか規模が大きくてということで、最近では特にそういったものの町外に流れたというものはないかというふうには思っておりますが、ただ、今までの経過の中では、病院の建設工事については規模が相当大きいということで、地元も入っておりますけれども、一般競争入札になったということになっております。

公共工事の基本的な発注に当たりましては、当然ながら、契約の透明性ですとか公正な競争、そして適正な施工、そして経済性というものを重視していかなければならないということになってございます。そういったことから、いわゆる一般競争入札が原則とされているところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、地域の経済循環ですとか地元企業の育成という観点から、できる範囲で指名競争入札としているところでもございます。そういうことで、今後におきましても、町内企業の活用を図れるような発注方法、機会というものに努めてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） プレミアム商品券の使用に関する御質問かと思えます。

議員御承知のとおり、町には、事業主体は違いますけれども、プレミアム商品券とは別に、町が事業主体の金券という制度があるかと思えます。この制度を進めるために、地域経済の、いわゆる町の経済全体の促進に関する条例というのがあります、金券に関する。この中にお

いても、金券の取り扱い店ということも明確にうたっているわけですが、町の行政区域内に事務所等を所有して事業を行っている者で、町が募集し、その登録を受けた者というふうな規定が御存じかと思います。この条例の制度、規定内容を定めるに当たりまして、当時両地区の商工会関係者等も含めながら、事業者より、あくまでも利用する消費者の方の使いやすさというのを優先すべきとの意見を受けて、取り扱いの範囲というのを町内の行政区域内に有する、重ねて事業所を有し事業を行っている者とも、経過としてされているかと思いません。

そこで、事業制度と事業主体というのは違いますが、今回のプレミアム商品券、地域経済の循環を促進していくという点では、ある面通じる面があるかと思うところでございます。そこで、商品券の使用制限についてでございますが、この間の経過を見た場合、その取り扱いというのは、あくまで事業主体であります商工会全体に委ねてきている取り組みとも理解しておりますので、私におきましても、現段階、プレミアム商品券の使用制限について、特定地区というのを定めたものでの取り扱いというのはいかがかなと思っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 1点目、そうですね。発注業務という言葉を使ったのであれだったんですけれども、一般的な納品というか、入札にならないような、見積もりにもならないような、見積もりにならないものを町外に発注する場合あるのかどうかちょっとわかりませんが、やはり、業種によっては、建築とか工事とかっていう話じゃなくて、一般の物販というか物品納入に関しても、分割することによって随分とできる仕事というのは実はあるんです。小さな商店でもできるものというのは実はあるんですよ。やはりその部分を細分化して発注してあげることによって、町内で受注できるものが相当数、相当数というか、まだまだあると思っています。やはり、その部分ちょっと研究していただいて、地元で単価が合うんだったらということが前提ですけれども、今の時代ほとんど合やすことができますから、そういう細分化をしなければ。いろいろなものくっつけてこれと一緒に納品してくださいとなると、いろいろなしなみが出てきて納品できないというのが実態です。私商売していますので、今入札業者となっておりますので大手を振って言えるようになったかなと思っているんですけれども、そういう部分をぜひ考慮していただければなというふうに思いますので、小さなことかもしれませんが、町長の施政方針で、やはり町内の業者の優先活用

を図るということで、執行方針の中でうたっておりますので、そういう研究も重ねていただきたいと思います。

それと、2つ目になりますけれども、答弁はいいですけれども、2つ目ですけれども、今町長が答弁いただきましたプレミアム商品券のことについてですけれども、町長言われるように、これまでもそういう回答をされてきたこともあります。問題提起として今回私、また再度上げさせていただいたというのは、やはり一回調べてみた、検証してみたら、今回の施政方針の中でも、検証してみたら、飲食関係に回っていることが非常に少ないからこういう対策をしたということでもありますから、今回これ50%が、数字で見ると本当に商品券、プレミアム商品券の50%が、50%ですよ、半分が町外業者が持っていかれているという現実からすると、最初、やはりどこかで、今までこうだったからというのではなくて、どこかで特段の判断をしていただいて、50%も逃げているわけですから、やはりそこはどこかで考え直すという段階が必要でないかなと思うんですが、あえて、再度町長、その辺含めて、もうこれ以上絶対、もうこれはこのままでいくということなのか、それとも、例えば商工関係者からそういうような要望、あるいは関係者からの要望があれば考え直す道もあるのか、その辺含めてお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これまでのプレミアムの取り扱いについては、繰り返し答弁になりますけれども、私理解しているのは、地元商工会が主体となり、商工会の総意で、補助を受けながら商品券事業を実施してきていると理解しているところでございます。そこで、今回予算関係も含めて、地方創生関連の補正というのが出され、プレミアム商品券の補助の意味合いからも、これは地区限定だとかそういったことに制限したものでなくて、あくまでも町内の消費喚起というのをさらに起こすものである、これは議員十分御理解しているかと思えます。改めて使用を制限するのではなくて、地域住民の皆さんの、先ほど申し上げましたように、消費者の皆さんのニーズだとか利用しやすい利便、こういったものを地域経済の好循環、地域経済の単なる循環でなくて好循環づくりに向けて、改めて商工会の皆さんを主体としながら、もう少し大きく知恵を絞りながら、取り組み面でのさらなる商品券、プレミアム商品券としての拡充、取り扱いを願うものでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） やはり、私は何としてもというか、50%という、半分も持ってい

れているという部分に、このままでいいのかなど。特定の地域にどうのというのでなくて、50%も持っていかれていることに指くわえて黙っていなければならないという悔しさとか、という部分からこのことを質問を、何回も質問させていただいているんですけども、ほかにももっともっといい方法で70%になる方法に向かうべきだと、今町長のお話だとそういうふうにも捉えて今お話を聞きましたけれども、我々も含めて、やはりその部分勉強していつて、この50%を何とか60%、70%にしていきたいなというふうに改めて思い起こさせていただきました。

以上で終わります。

◇三 上 純 一 議員

○議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 通告いたしました3点について質問いたします。

昨年の9月の定例議会での議論とも多少重なる部分ありますが、公共施設の適正なあり方について質問いたします。

公共施設といっても、道路、あるいは下水道など、大変幅広い分野になりますが、今回も建物という概念で質問をさせていただきます。

本町の今年度の地方交付税は約47億円でございます。今年度の予算の5割を占めております。人口減少などで、本来減額されるところでありますが、合併によってその特例措置を受けてきたところでございます。合併前の旧町が受け取っていた合計額を10年間保証され、その後5年間で段階的に減額されると、そういう仕組みでありますけれども、その算定替措置が平成27年度で終了いたします。それは皆さん御承知のことですけれども、今後交付税が減額されていくということではありますが、一方で、交付税の減額と相反するようにして、公共施設の維持管理経費はふえていきます。四季の館を初め、大変老朽化が進む数多くの公共施設を抱える本町においては、その維持管理は今後大きな財政負担になっていくということになります。町長の町政執行方針にもありますように、町の将来を見据えた適正な公共施設のあり方を検証していく必要があるというふうに思っているところでございます。

そこで、今総務省の要請によりまして、公共施設等の総合管理計画の策定に向けて作業を進めていくということではありますが、施設の統廃合も視野に入れた計画が不可欠になるのではないかなというふうに思っております。策定に向けての基本的な考え方についてお伺いを

いたします。

また、同時に、施設の維持管理は町民の安心・安全の観点から適正に管理されていかなければならない。そこで、改めて維持管理の現状に対する見解を伺っておきたいと思います。

さらに、この総合管理計画の策定のスケジュールは今後どのようなようになるのか伺っておきたいと思います。

また、公共施設の維持に関して、コストの削減の観点から、これまでは電気料金も北電ということでありましたが、新電力、いわゆる特定規模電力事業者、PPSとかつて言っていますけれども、そうした導入についても検討すべきというふうに考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 公共施設の適正なあり方についての御質問でございます。

道路、橋梁等の社会インフラの老朽化というんでしょうか、これはもう、本町だけでなく全国的な課題になっているかと思います。国においては、これらの課題に計画的に取り組んでいくよう、インフラの長寿命化計画というのを定め、さらに全国の地方公共団体に対し、それぞれの団体が所有する全ての施設にかかわる管理の基本方針について策定を求めているところでございます。

本町におきましても、施設の老朽化というのは大きな課題となっているところから、町が所有する全ての施設に関する管理の基本的な考え方、これを公共施設等総合管理計画としてまとめていくところでございます。この計画の内容につきましては、単にこれまでの維持補修的な計画ではなくて、利用の実態だとか人口の動態、そして運営コスト等の分析に基づく、より突っ込んだ中での有効活用、そして統廃合、さらには長寿命化対策等の基本的な考えを盛り込んでいくことを想定しているところでございます。したがって、御質問の統廃合、老朽化対策及び維持管理の考え方につきましては、この公共施設等の今回の総合管理計画の中で明らかにされていくものと考えているところでございます。

なお、スケジュールの関係でございますが、新年度、平成27年度を策定の初年度と位置づけまして、まずは町有施設全体の建物の状況、利用状況、運営状況、そしてコスト等の実態を調査、分析しながら、そこで課題というのを整理した上で、施設管理の基本的な方針というのをまとめていきたいと考えているところでございます。

また、次年度以降ですが、この方針に基づいた中での施設の種別ごとの最適な管理に向けてのステップアップというのを考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

それと、公共施設等への新電力導入の考え方についてでございます。

昨年の9月議会で、私調査をするということで答弁をしているかと思えます。北海道電力、昨年の11月に、一昨年の9月に引き続いて2カ年連続の電気料金の引き上げというのを実施しております。このことから、町の財政負担というのが大きくなると。北海道電力にかわる新電力として、議員も挙げられております特定規模電力事業、いわゆるPPSの導入について、この間調査を進めてきているところでございます。道内におきましては、札幌などの16の市と町、胆振管内においては、御案内のとおり白老町が既に導入をし、苫小牧市が平成27年4月から、市内の67施設導入する予定となっております。

本町では、特定規模の電気事業者2社からこれまで聞き取り調査を実施しているところでございます。学校施設、それと町民体育館と、電力の自由化が認められている原則50キロワット以上の高圧契約施設23施設について、削減効果というのを試算したところ、年間で約200万円の、年間200万、削減効果があるとの結果が出されているところでございます。これらの結果などから、導入効果というのが高いというのを判断し、対象施設、それから事業者の選定方法など、より具体的な事務手続についてこれから調整を図りながら、平成27年度中の導入を目標に取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。御理解を願いたいと思います。

〔「公共施設の維持管理の現状の見解」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君）　しばらく休憩します。

再開は14時40分です。

休憩　午後　2時19分

再開　午後　2時40分

○議長（三倉英規君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三上純一議員。

〔5番　三上純一議員　登壇〕

○5番（三上純一君）　先ほど言った公共施設の総合管理計画の策定の関係については、おおむね理解をいたしました。これからというところでありますけれども、非常に重要な計画になるんだろうなというふうに受けとめておりますし、町が合併してから施設の統廃合という

のは全くしていない。穂別と鶴川地区という広域的な地域性もありますけれども、合併してこれまで約1,500人ぐらいの人口が減っていると。町民合意が前提になりますけれども、今後さらに人口が減っていく、さらに老朽化もしていく、そういったことも踏まえて、ぜひこの管理計画についてはきちっと統廃合あるいは維持管理手法の見直しも含めて検討していただきたいというふうに思います。

それで、先ほど、公共施設の維持管理の現状の関係なんですけれども、改めて砕いてちょっと質問いたしますけれども、今回、宮戸小学校、あるいは若草団地ですか、ここの屋根のふきかえ工事をやるということでもありますけれども、そもそもこういった維持管理というのは適正にされてきたのかという、ちょっとそういう疑念を持っているんです。先ほどそういうことをちょっと伺いたかったなと思ったんですけれども、例えば一般の個人の家でも、きちっと定期的に塗装していくということであれば結構長もちして、ふきかえまでもしなくてもいいということになりますよね。そういう意味では、やはりきちっとそういう定期的な塗装だとかも含めた補修をされてきたのかどうかということが非常にちょっと疑問を持っているので、その辺ちょっと答弁していただきたいなというふうに思っているんです。

さらに、そのことと、今回、防災の関係は後でまだ質問しますけれども、富内の生きがいセンターの老朽化対策ということで予算計上されていますよね。これは当然いいんですけれども、この施設は御承知のように土砂災害警戒区域になっていますよね。公共施設の維持管理上、特に学校だとか高齢者の利用施設なんていうのは、修繕の優先度というのは高い。安全性も保たなければならぬ。そういう観点からいくと、生きがいセンターが土砂災害警戒区域になっている、どうも釈然としないですね。そういう意味での安全対策はどのようにしていくのか伺いたいなと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 公共施設の維持管理ということでございます。

従前といいますか、今までの公共施設の維持管理につきましては、施設の管理者が目視等、そういう調査をしながら、その施設としての維持修繕についてある程度計画的なものを考えつつ、施設ごとに取り組みされてきたものというふうに思っております。

計画の実施に当たっては、どうしても財源等の中で優先順位をつけていかなきゃならないということで、そういった中では必ずしも計画どおりにいかないということが多かったわけでございまして、危険度の高いもの、また施設利用度の重要度の高いものというようなことで、先ほど議員おっしゃいましたように、特に学校という子ども等の施設については、でき

るだけ優先にというようなことで取り組んできたのかなというふうに思っております。そういった中では、塗装等の直接安全性にかかわらないものについては、ある程度なおざりにされてきた嫌いはあるものというふうに思っております。

そういったことから、トータル的に長寿命化を考えていくときには、そういったものも含めて今後計画的にやっていかなきゃならないということで、施設の長寿命化というようなことにつながってきているんだろうというふうに思っております。従前につきましては、どちらかという現状の施設をどう維持していくかというようなところに着目をしていたのかなというふうに思っております。今後につきましては、修繕とあわせて、利用形態、また人口の動態、そういったことも総合的に含めながら管理計画を持っていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 齊藤地域振興課長。

○地域振興課長（齊藤春樹君） 生きがいセンターの御質問についてお答えしたいと思います。

土砂災害の警戒区域の指定については、今、議員御指摘のとおりなんですけれども、警戒区域に2通りございまして、警戒区域と特別警戒区域という2つの種類がございます。特別警戒区域というのは、そこにある建物に被害を生じて、中にいるものに損害というか被害も出ると。もう一つの単なる警戒区域の部分は、イエローゾーンと通称言っているんですけれども、建物への被害まではいかないだろうという、災害の状況によって想定外の場合はもちろんありますけれども、一応計算上の想定でそういう形になっております。

富内生きがいセンターは、特別警戒のほうではなくて一般的な警戒区域でございます。それで、当然その施設を利用するに当たって、そういう災害時には、例えば駐車場に車をとめておけば、そういう車とか、そういう被害が及ぶという可能性はございますけれども、建物が倒壊してその中にいる者にまで被害が及ぶということではないです。ただし、避難場所としては適切ではないだろうということで、一旦避難場所としてそこを整備する計画もございましたが、そういったものは全て取りやめしまして、富内の生活館のほうの建てかえの中でそういったものを検討しようということになっております。

それで、今回、補修につきましては、お風呂ですとか外壁ですとか、前からいろいろと修繕の要望があって、部分的には対応してきたんですけれども、その延長線上で必要最低限、あった○事業もございますし、高齢者のお風呂、その地域にはお風呂のない家庭もございすから、そういった部分で必要最小限の補修をしていこうという計画になってございますの

で、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 災害に対する認識というのはそれぞれ違うんだろうと思います。どの災害もほとんど想定外です。想定していなかった、どこの自治体も災害を受けて、そういうふうな反省の弁をしているんですけども、今の特別土砂災害警戒区域、あるいは特別がつかないという、その辺の線引き、区分けというのはどんなふうを受けとめたらいいか、ちょっと私も今迷っているんで、はてなと思っているんですけども、いずれにしても長寿命化計画的なものというのは、これまではどちらかといえば先送りしてきた。その結果、やっぱり適正な維持管理ができない。最終的に、例えば屋根でも、もう腐食してどうしようもなくなってから直すと、そういう後追い政策のような気がしてならないんです。そういうことをひとつ念頭に置いていただきたいものだなというふうに思います。

それと、この公共施設の総合管理計画というのは、10年以上の長期計画ということだと思いますけれども、今、この計画の概念の中では、市町村域を超えた広域的視点での計画検討を求められているというふうに思うんですけども、今、苫小牧市を中心とした定住自立圏形成ですか、その計画とどういうふうにリンクさせていくのかなというところをまず伺います。

それと、これはちょっと2月の新聞報道で総務省が発表したんですけども、公共施設の集約に対して財政支援を取り決めた。御承知かと思うんですけども、つまり老朽化した公共施設を集約したり、別の用途に転用したりする地方自治体を財政支援すると。改修費の9割を地方債で賄って、返済の5割を地方交付税で補うと、そういう内容だったと思うんですけども、当然本町のほうもそういった該当する施設はあるのかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように捉えておりますか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 大変厳しい御指摘をいただきました。維持補修に係る取り組みにつきましては、これまでそれぞれの事業計画の中で、先ほど副町長から申しあげましたように、毎年度どのような措置が必要なのか、それぞれ所管する課と議論させていただきながら、プライオリティーをつけて実施をしてきたというところでありますが、根幹となる公共施設全般にわたる現状を捉まえたそういった処理というのが御指摘のように後追いであったということは、これは事実かと思えます。

そういう意味では、今回、総合管理計画ということで策定を予定しておりますが、一番大切なところは、現有する施設全般について、どのような実態にあり、今後それを的確に身の丈に合った施設として運用していくためにどのようなことを考えていかなければならないのかという、そういった白書的な性格を持った整理というものが一番大切なところではないかなというふうに考えておるところでございます。

そういう意味では、まちづくり基本条例におきましても、施設の統廃合に当たっては町民の皆様のお意見をいただきながらということが明記をされておりますので、白書のような形でまとめ次第、町民の皆様にもこの町の公共施設の現状というものがこういう形になっておりますということをまず共有していただくということが非常に大切ではないかなというふうに考えております。その上で、町長がお答えをさせていただきましたように、今後のあり方というものについて、基本的な考え方、方向、方針を立て、また翌年度についてはそういったものを具現化させていくような、そういった手だてというものを考えていくということになろうかなというふうに考えております。

また、2点目の定住圏、広域の関係でございますが、これは結論から申し上げますと、今取り進めております定住自立圏形成協定とは直接的にはかかわりは出てこないものというふうに考えてございます。ただ、この定住自立圏の形成協定、これはこれまで御説明申し上げてまいりましたように、それぞれの町のいわば保有しているものを総合的に利活用しながら、広域圏として住みやすさを高めていきたいと思いますということが根本にあるわけございまして、そういう意味では、それぞれの市町村が立てる総合管理計画というものの影響はなきにしもあらずかというふうに思いますが、必ずしもこの形成協定の中でそういった総合的な公共施設のあり方というものを見定めていくというものではないというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の財政援助の関係でございますが、これは今回、私どもの町でも計画策定をいたしますが、その計画を策定するという方針にのっとり、施設を統廃合するなり一定の措置をする場合に、起債措置、取り壊し等に係る経費について財政支援しましょうと。つまり、取り壊しについては、これまでほとんどの場合、補助金なり起債なりは認められておりませんでした。そういった財政的な支援というものを講じていきたいと思いますというのが国の考え方になっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） わかりました。

私、今後の自治体の基本的課題ということ考えたときに、まず災害対応と公共施設の維持管理だと思っています。この2つがやっぱりまちづくりの中で大きな問題になるんだろうなというふうに思います。極端な話ですけども、公共施設、新しいものはもうつくらないと。よく専門家の方も言われますけれども、何をつくるかの時代から、何を諦めるかの時代になってきていると。例えば水道あるいは道路、そういったインフラというのは縮小できないんです。建物については統合したり機能転換したりできます。そういったことで、この計画も含めて、ちょっと言い方は悪いんですけども、ある意味では竹中町長も悪者になって、公共施設でありながら、利用率だとかそういったものもきちっと点検した中で、削減していくという考え方がやっぱり私は大事でないかなというふうに思います。

次の質問に入ります。

防災・減災対策について……。

〔発言する者あり〕

○5番（三上純一君） お答えになりますか。特にいいんです、何か悪者になるという話だから。いいですよ、竹中町長。どうぞお願いします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） いい者、悪い者というのはちょっと別角度にしまして、公共施設のあり方、議員おっしゃるとおりかと思えます。御案内のとおり、むかわ町も合併後も引き続き人口減少率というのが相当高い段階で来ているし、一方では少子高齢化というテンポも押し寄せてきているところがございます。さらにもう一方では、人口密度は低くなっておりますが、集落は合併後と同じような数となっております。言ってみれば、人口密度は低いけれども、その集落機能をどうこれから維持するのかというのも、今現在進められている地方創生、まち・ひと・しごとのむかわ町としての総合戦略をどうつくっていくのかというのもここに来る、先ほどから申し上げております公共施設の集落機能を維持する上での連関をした有効活用と統廃合と長寿命化といった視点での整理というのを、町として今しなければならぬ時期になっておりますので、改めて平成27年度、この基本方針をまとめて、町民皆さんに白書として作成し公表をしていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） ありがとうございます。

次に、2点目ですけれども、防災・減災対策についてお伺いします。

さきに北海道が公表いたしました大規模地震発生時の被害想定について、これは23日でしたか、大々的に公表されました。特に道が想定する胆振管内被害の最大のケースということで、震度7の場合、死者数が58人、それと負傷者が703人、家が壊れるのが1,694と。その中で、特にむかわ町は震源地が直下だということで、非常に、胆振管内の58人中47人がむかわ町の方が亡くなるという公表がされている。非常に町民として大きなショックを受けたんですけれども、行政としてどのような説明を受けているのか、また、それに対する対応についてお伺いをしたいと思います。

それと、こうした公表に対して町はどういうふうにとめるか、どういうふうに関心意識を持つか、それぞれ各自治体で異なるのではないかなというふうには思いますけれども、被害を圧縮する、あるいは減災対策を進めるという意味では、共通の取り組みだというふうには思います。自然災害というのは避けられないわけで、具体的な対応としては、避難所あるいは食料の備蓄などの拡充が求められます。今後3カ年の政策実行計画の中でも示されておりますけれども、今現状の非常用等の食料備蓄、そういったものの現状というものがどのような状況になっているのか伺いたしたいと思います。

それと、町長の執行方針の中で、旧鶴川河川事業所、この防災備蓄倉庫の利用が可能になったということでもありますけれども、具体的な機能の内容というものを伺いたしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員の質問要旨に基づいて答弁をさせていただきたいかと思います。

防災、災害対策についてでございます。

まず、北海道が公表しております地震被害想定についての見解を求められております。

北海道防災会議での専門委員会が公表したものであり、その内容の専門性から、私どもとしましては、地理的状況における現在、警鐘として受けとめているところでございます。

なお、この間、発表の前後、今に至るまで、道のほうからは具体的な中身についての説明は受けていないところでございます。

今後の対応についてでございます。想定されております被害が直下型地震によるもののため、まず可能な限り減災対策を講じていく必要があるとの認識から、早急に北海道の指導助言というのを受けながら対応方針を取りまとめ、自助、そして共助、公助の考え方に沿って対策、対応を取りまとめていきたいと考えているところでございます。

非常用の食料等の備蓄状況についてでございます。

むかわ町においての備蓄状況については、鶴川地区においては、本庁舎敷地内にあります物品庫を防災資機材用の保管庫として活用し、産業会館の物品庫につきましても非常用発電機等の保管庫として利用をしているところでございます。また、二宮地区にあります報徳館にも保管をしているところでございます。穂別地区におきましては、町民センター防災用物品庫及び防災倉庫に保管をしているところでございます。

保有量でございます。備蓄毛布については現在650枚、今後の備蓄目標といたしましては、平成28年度までに1,000枚を備蓄する計画でございます。備蓄食料の関係でございますが、災害時物資支援が必要と想定されている避難者1,000人の3日分、食料9,000食をむかわ町防災備蓄計画のとおり今後備蓄予定で進むところでございます。現在約6,000食を保有しているところでございます。購入につきましては、御案内のとおり、平成24年度より予算化しており、今後もその目標到達に向けて、毎年購入、更新してまいりたいと考えております。

旧鶴川河川事業所防災備蓄倉庫の使用と機能についてでございます。

旧鶴川河川事業所敷地内の倉庫の一部棚つき約48平米について、本年1月に覚書というのを締結して、報徳館から備蓄用品の一部を移動しながら保管をしているところでございます。

非常用備蓄食料等の備蓄品、今後さまざまな災害状況に応じた分散保管というのにも考えながら努めていきたいと思っているところでございます。さらに、鶴川地区の防災倉庫の平成28年度整備に向けて、現在、整備場所等の選定をこれからも含めて進めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 町長の執行方針の中でありましてけれども、防災倉庫、28年の整備に向けて建設箇所及び規模、整備手法について調査、決定していくというふうになっています。今、町長が言われたように、そういうことですが、先ほども申し上げましたけれども、新しいものはまず作りたくないなということで、やっぱり今回のような既存施設の活用というものを前提として検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。その辺を考えていただきたい。

それと、災害が起きると、必ず道路というのは寸断されると。特にむかわの場合は稲里あるいは富内がありますから、そういったところの道路が寸断されると、物資を運べない、そういう問題が出てきます。そんな中で、今回、富内生活館を地域会館として防災機能を備えたものにするというふうにしてございますけれども、その防災機能というのはどの程度のものを

想定しているのか伺いたいと思います。

さらに、備蓄食、先ほど9,000食、あるいは毛布1,000枚を目途にということでしたか、言われましたけれども、今、備蓄食のあり方を検討する自治体がふえています。つまり、3年しかもたないものを5年もつもの、そういうような食品が開発されて、そっちに切りかえていくというような自治体がたくさんあちこちに出ています。その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 鷺川地区の防災拠点にかかわる防災倉庫の1点目の御質問でございます。

議員のほうからございましたのは、新しいものを建てるのではなくて、既存の施設を活用するというふうな御提案があったかと思えます。実は、経過を申し上げますと、そういう方向で昨年、検討、調査を進めてきた経過がございます。その結果といたしまして、今回、執行方針でも触れておりますように、旧鷺川河川事業所、現在は事務所としては使われていなくて、いわゆる防災の備蓄倉庫として現有施設が活用されてございます。その一部について同じように防災という観点で利用をさせていただけるということになったところでございます。

なお、既存の施設の活用という面につきましては、なお、相手方がございますが、そういう方向で詰めておりますが、なかなか一朝一夕に解決しない相手方の問題もございまして、これは大体場所は御想像つくかと思えますが、そういうことも含めて早急に詰めていくということで、執行方針の中では28年度整備ということで触れさせていただいたところでございます。

また、富内の生活館の建てかえの関係でございまして、これは執行方針の中で防災機能を備えたという形で触れておりますが、その内容につきましては今後実施設計の中で具体化をさせていくということになるかと思えますが、過日の議会の中でもお答えさせていただいたかと思えますが、防災機能については1カ所への集中型がいいのか、あるいは分散型がいいのかということを含めて検討させていただきたいということでお答えをさせていただいた経過があるかと思えますが、議員御指摘のように、今の地理的な状況、あるいは道路が寸断される等々のことを考えていったときには、拠点となる施設を置きながらも、やはりそういった機能というものは分散をさせていくということが、同時にリスクというものを下げていくものにつながっていくのではないかとというふうに防災対策としては考えているところでござ

います。

そういう意味では、富内地区の防災機能を全てここに置くかどうかというのはまだ議論しなければなりません、少なくとも防災物品をこの中に一定程度対応できるような備蓄をしていくということは最低限は必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） 昨年9月の答弁の中でもそのことに触れていましたけれども、まずとにかくこの防災備品というのはできるだけ分散したほうが良いということに尽きると思います。

次の質問に入ります。

恐竜化石を活かしたまちづくりについて質問いたします。

北大の今回発掘にかかわっている小林先生は、この穂別の恐竜化石の価値として、資産的価値、あるいは教育的価値、さらに産業的価値があると、そういうふうなアドバイスをおられます。むかわ町のイメージが大きく変わるチャンスであります。ただ、財政的な課題もあります。何とか国の制度を生かして、持続可能な取り組みを全町民の知恵と行動で進めて、むかわ町を活性化していかなければならない。その一歩として、町民あるいは町外の人を含めたプロジェクトチームを構成するというふうにしておりますけれども、その規模あるいは役割について伺います。

さらに、今後のこうした情報を逐次共有しながら、町内外に向けてPRを強化していかなければならないというふうに思いますが、具体的にどのように考えておられるか。

それと、今進めている恐竜化石のクリーニングの今後のスケジュール、これはどのように想定しているのか伺いたいと思います。

さらに、国が今示しておられます地方創生制度とこの恐竜化石を生かした総合戦略、これについてどのようなイメージを持っているのか伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、1点目の町民プロジェクトチームの構成と役割についてお答えをしたいと思います。

恐竜化石を活かしたまちづくりに関するプロジェクトにつきましては、今後の町としての方針、スタンスについて、仮称ではございますけれども、「恐竜化石の郷づくり構想」とし

てまとめるために設置することとし、既存のむかわ町まちづくり委員会の中に専門部会として組織しながら、町職員によるこの間のワーキンググループ、そして今回新規に採用している地域おこし協力隊と連携をしながら、さらに北海道大学総合博物館、昨年協定をしているところなんですけれども、その小林准教授の御指導をいただきながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

具体的な検討内容でございますけれども、町職員の自主調査研究グループ、これまでも活動をしてきているかと思えます。こういったところからの提言というのも踏まえ、町として取り組むべきもの、町民の皆様に参加をしていただくことなどの整理を行って、先進地視察などというのも行いながら、年内に何とかまとめていくこととしたいと考えているところでございます。今回の発掘された化石というのを、議員も先ほど質問の中で触れられておりますけれども、単なる展示物として使うだけではなくて、さまざまな角度から可能性というのを検討して、既にある化石を含めて、広く地域資源の活用にも発展していくような調査というのを進めていくため、関連する学術、教育、そしてまちづくりといった芽出しにつながるような講演会、講習会にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の情報の共有化とPRの強化についてでございます。

今回の恐竜化石の発掘調査、当初3年から5年をかけて行われる予定でございました。幸いにも昨年と一昨年の2年間でほぼ全体の発掘ができたようでございます。正確には発掘された岩石から含まれている化石というのを取り出して初めて確認というのができることになるわけなんですけれども、これまでの経過から、また小林先生のお話からも、全身骨格が発掘されたと見る事ができているようでございます。

したがって、発掘調査が予定より少し早く進んだこととなりますので、このまちづくりへの活用の調査というのでも急ピッチで進めていかなければならないと考えているところでございます。日本ばかりではなくて世界からも現在注目されている発見として、その価値に見合った活用策というのを練っていかなければならないと考えております。そのためにも、これまでも実施してきております北海道や国に具体的な支援要請というのを行っていくこと、さらにその根拠となる構想や計画というのを作成する必要もあり、まず町民の皆様の御理解というのを第一的に情報発信が必要と考えているところでございます。

情報の共有化とPRの点でございます。これまで博物館の発信による町報の発掘状況報告、そしてホームページの恐竜化石の発掘調査・研究報告、博物館広報紙のホッピーだより等々での報告、さらに記者発表等によるテレビ、新聞での報道という形で随時取り組んできてお

ります。これらに加えて、明けて町報1月号では小林先生のインタビューの記事、さらに2月号からはまちづくりの視点での「恐竜のまちづくり最前線」、そして新たに特集ページを作成し、町民皆さん全体への周知、普及というのを図ってまいりたいと今後も思っているところでございます。また、今回御尽力をいただいております小林先生には、引き続き町民向けの普及講演会というのも行っていただくなど、さらに情報の共有化に向け進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の恐竜化石クリーニングのスケジュールにつきましては、先ほど申し上げました岩石の中から恐竜化石を取り出すクリーニングの作業というのを早期に完了して、研究へとつないでいくことが、これからの恐竜化石を活かしたまちづくりにおいても最も重要であると考えているところでございます。現在のところ、恐竜化石を取り出す作業の終了までの期間としては5年程度を要するものと推測しております。何分にも今までにない大量のクリーニング作業となりますことから、北海道大学の博物館との連携、あるいはボランティアの皆さんの協力、作業の効率化や工夫を図ってまいりたいと考えているところでございます。あわせて、博物館でのクリーニング作業の体制というのを平成27年度においては1名増員し4名体制で実施することとして、少しでも早いクリーニング作業の進行を図ってまいりたいと考えております。

国が示しております地方創生制度と町の総合戦略についてでございます。

御案内のとおり、国は、まち・ひと・しごと創生法というのを策定し、人口の現状と将来の姿と、これを示し、今後目指すべきそれぞれの自治体の将来の方向を提示していく長期ビジョンと今後5カ年の目標、それと施策の基本的方向、さらに具体的な施策をまとめた総合戦略、こういったことを盛り込んだ中での地方創生に取り組むこととしているところでございます。

国の総合戦略、政策の4つの基本目標として、まず1点目には、地方における安定した雇用を創出、2点目には、地方への新しいひとの流れをつくる、3点目には、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえていく、4点目に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると、こういった4点を政策の基本目標として掲げられているところでございます。

また、地方版の総合戦略に定める事項としては、1点目に、市町村の地方創生に関する目標、2点目に、地方創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的な方向、3点目に、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等々が規定されてい

るところでございます。

こういった規定というのを踏まえながら、むかわ町の地方版の総合戦略について、「未来を担う子育て環境の充実」、そして「まちの活力を担う人材の育成の強化」、さらに先ほどから触れられております「白亜紀の恐竜化石を活かしたまちづくり」の3つの施策というのを戦略のあくまでも柱として、総合的な計画を組み立ててまいりたいと考えております。

なお、恐竜化石を活かしたまちづくりについては、先ほど触れさせていただいておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） クリーニングのスケジュールについてですけれども、今、町長、5年程度というふうに答弁されました。今年度1名増で、4名体制でやるということですが、今現在、多分この全身骨格が含まれているだろうという岩石、これは約6トンあるというふうになっていますね。今現在、その6トンの中でクリーニングされているのが10%だと言っているんですよ。つまり残りの9割がまだこれからだということで、5年で果たしてその作業が完成するのかどうかという、ちょっと難しいところがあるのかなと思うんで、やはりもうちょっと人員をふやして、あるいは作業用の機械等も工夫して、ピッチを早くしていったほうがいいのかというふうに思います。

それと、地域おこし協力隊による嘱託職員の配置というふうになって、多分これだろうと思うんですけれども、具体的にはどんなような人材なのか伺います。

○議長（三倉英規君） 阿部教育振興室主幹。

○教育振興室主幹（阿部 勉君） 今、議員御指摘のように、恐竜化石については6トンという量で、10%終了してございます。最新の機器をそろえて、それから人員も1名増員したという形で、平成27年度についてはこれから提案させていただくわけですが、先ほど町長がお答えしたとおり、何分にも誰もこれだけの量をクリーニングした経過がございません。そんなことで、事の進みぐあいも検証しながら進めていく状況かなということで考えてございます。5年という期間は、今現在10%クリーニングが終わったということで、あとは量的なもので単純に計算してございます。今後、その進みぐあいによってまた検証していきたいというふうに考えてございます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどのまちづくりのプロジェクトと関係するかと思います。プロジ

ェクトチームでの地域おこし協力隊、あくまでも公募でございます。公募を図りながら、現在予定されているのが、これまで発掘にかかわってきている北海道大学関係者を今回地域おこし協力隊として採用しながら、先ほどのプロジェクトでもございます、仮称でございますが、郷づくり構想への参加、それから町民の皆さんへの普及活動、さらには昨年締結しております北海道大学博物館との連絡、連携、あわせて小林先生との調整といったところで、むかわ町と北大、そしてむかわ町内の活動も含めながら、幅広い展開というのを期待しているところでございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） すごい恐竜の化石だというふうに、専門家だとか行政のほうもそういうふうに着目して、我々も注目しているんですけども、一般町民との温度差というか、認識的には少し温度差があるんだなというふうにちょっと受けとめているんです。それで、ここ5年も6年もかかってクリーニングしていく。その間、もちろんPRも大事ですし、いかに町民全体が、町全体がモチベーションを維持していくかというところは非常に大事なところなんで、できるだけスピード感を持って取り組んでいただきたいなというふうに思います。質問を終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 第1回定例会に当たりまして、町長の執行方針を踏まえながら、幾つかの点について御質問をさせていただきたいというふうに思います。

第1点目は、地方総合戦略の策定についてでございますけれども、さきの質疑の中でもかなり触れられておりますので、重複になるかなというふうに思いますが、この総合戦略の問題ですけれども、そもそもは国が26年度の補正予算の中で経済対策として出してまいりました。いわば生活交付金、緊急支援という形での交付金の一つ、そしてもう一つは、るる述べられておりますように、地方創生先行型の活用と、こういうふうになっていて、その中で地方総合戦略ということをするればそれなりの対応をしましょうと、こういう形なわけですね。

それで、お伺いしたいのは、1つは地方戦略そのものの中で、町長は3点を重点的な項目として地方版総合戦略をつくりたいと、柱にして27年度中につくりたいと言っていますが、

これをどのような形の中でお選びになったのかというのが私の中心的な質問であります。つまり今度の交付金全体で見れば、言われているのは、地方になかなか経済回復の見通しがないうと、そういうことで人々の生活を支援しようと、そういうふうな形の中で、消費型という形が出ています。さらに、それを戦略的につくればという形であります。そして、先ほど答弁の中でございましたように、その中には安定的な雇用を生み出すんだというようなこともございます。相当、ある程度の大まかな枠はかけられておりますけれども、かなり内容に、捉え方によっては広く活用できる内容もあります。その点を含めて、この3点、どのようにそこに的が絞られたのか、その点についてまずお伺いをしておきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地方総合戦略の策定についてのお尋ねでございます。

柱として掲げております3つの施策の考え方についてお答えをしたいと思います。

地方版の総合戦略の基本事項については、5番議員への答弁と重なりますので、その辺は割愛をさせていただきたいと思っております。

そこで、3つの施策の基本的な考え方でございますが、1つ目の「未来を担う子育て環境の充実」につきましては、御案内のとおり、今後も引き続く人口減少というのが加速化するというふうな状況の中で、この町内で安心して子どもを産み育てる環境を充実していくことにより、まず一義的に人口減少に歯どめをかけていこうとするものでもございます。

2つ目の「まちの活力を担う人材育成の強化」につきましては、まちの活力を高めていくためには、仕事を支える人材の確保と育成が必要と考えております。特に1次産業を基幹産業とする本町におきましては、これからを、地域を支える担い手の確保、育成というのが重要であるということから、これらの取り組みを強化していこうとするものでございます。

3つ目の「白亜紀の恐竜化石を活かしたまちづくり」については、先ほど5番議員へも答弁をしておりますように、学術あるいは教育、そしてまちづくりといった多面的な広がりというのを期待しながらということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

市町村が策定する地方版の総合戦略、地域の特色、そして地域資源を生かした住民に身近な施策を幅広く盛り込み、実施することが期待されていることから、本町におきましては、特に戦略の柱として掲げる3つの施策それぞれの考え方をもとに、総合戦略策定の中で特徴や課題というのを分析し、本町の特性を生かした取り組みを盛り込んでいきたいと考えているところでございます。また、総合戦略、各施策の展開におきまして、中長期を含めた施策の目標というのを設定し、効果の検証というのを実施して進めていくこととされております。

ので、これらに基づきながら対応してまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そこでお伺いしたいと思うんですが、今度のいわゆる生活支援交付金の活用、特に地方版総合戦略をつくってというふうな中で、幾つかの疑問も持たざるを得ないという内容もあると思っているんですよ。町長もその辺のところを指しているのかなと思って、この点まずお伺いをしておきたいというふうに思うんですけども、施政方針演説の中で、中長期を含めた施策目標、これの効果検証を厳格に実施し、効果の高い施策を集中的に実施するともされておると。疑問符をつけながら、慎重な中にも意欲的なのというのは、これはどのような意味なのかということをちょっと最初にお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 施政方針の中身の確認かとおさえております。人口減少対策、議員御案内のとおり、今回の地方創生、名称こそ違いますが、この種のこととして地域活性化しかり、あるいはまちおこししかり、過疎地域の自立促進しかりと、そういったのがここに来て今日の現状とされているかと思っているところでございます。言ってみれば、ここで表現していることは、過去のやってきたことの繰り返しに終わらさないで、これまで市町村としても一生懸命頑張ってきたのがこの結果になっているかと思うんですけども、その過去のやったことだけに終わらせないで、その点検というのをしっかり図りながら、これまで人口減少対策についてうまくいかなかった原因というのを見きわめ、そのやり方を改めていかなければならないのかなと思うところから、そのような記載をさせていただいたところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 言わんとするところは、私が思っている疑問とほぼ同じじゃないかというふうに、ほぼ近いのではないかというふうに思っております。それは今度の国のこうした地域生活云々という事業の中に、これはやはりこれまでのいわゆる自治体に対する統廃合ですとか、そういうふうなものが一面では見え隠れしているものがあるのではないかというふうに思っているんです。それが先ほど5番議員のところ町長が答弁をされました4つ

の総合戦略をつくる上での基本的な問題点と申しますか、そういう中に、4つ目に自治体間のいわゆる地域と地域の連携というふうなことがございました。こういうことが、やはりこれはなかなかわかりづらいところなので、そこら辺の疑問かなというふうに思いましたので、そういう意味で、それらも含めながら、こうした事業に若干の疑問を持ちながらも、慎重な中で意欲的な施策を取り組みたいと、こういうふうに述べられているんだなというふうに解釈をしたところでございます。御意見があれば伺っておきたいと思っております。

そこで、私はこの事業を進めるに当たって3つに中心をしていくと、それはそれでよいのかというふうに思いますが、中でも人口減少対策、あるいは人材育成ということが、仕事、1次産業を中心としたそういうものだということがありました。これらをより具体的にどのような方向で考えているかということをお伺いしたいというふうに思うんです。今度の予算の中で新規就農に対する支援300万というようなこともあるようでございますけれども、こうしたことを含めて、本当にこの地域で今必要な中に起こしていく、そういうものをより幅広く広げて、それらを集めるようなものとして1年間この計画づくりをやっていくという立場で捉えたいと思うんですけれども、それでよろしいかどうか。

さらに、そういうもので言えば、私は町の関連で言えば、これまで我が町がやってきた、いわゆる地場産を活用して自然エネルギーへという形の中で、木材を利用したペレット事業をやってきました。しかし、なかなかこれは大きく広がらないでいます。例えばこういうところに、何が問題なのか、ストーブなのか、そういうふうなことを点検して、さらにそういうものを広げていくような方向に持っていくとか、そういうことも含めて考えておられるということなのかどうか、そういうふうに考えていただきたいなと思っているんですけれども、それらを含めてお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員、かなりむかわ版のこれからに向けてのまち・ひと・しごとの総合戦略に対しての自身の思いというのも含めながら、具体にも入っていただいたところに感謝をしているところでございます。

御案内のとおり、今回の地方創生の事業につきましては、国としてかなり性急な取り組みとされているところでもございます。これはさておきまして、26年度補正予算、仮称ですけれども、総合戦略策定事業の中で、事業全体のこれからのむかわ町としての体系もあわせて、議員の質問にもあります具体的な検討、さらには今後の政策、そしてその検証、取り組み内容等々を、これから26年度の補正予算をもって発注する総合戦略策定事業の中で明らかにな

っていくものと考えているところでございます。

なお、3点の戦略の柱でございますが、議員御承知のとおり、今回の地方創生、これは国の全省庁が、御案内のとおり、横串、横断的にかかわるものとされているところでございます。そのことから、柱を3つとしながらも、むかわ版の総合戦略づくりも、昨年11月に設置されております役場庁内でのまち・ひと・しごと創生本部というのを中心に、全庁横断的な連携対応に努めているところでございます。重なりますが、先ほど申し上げましたように、27年度中をかけて策定を進めようとしている総合戦略、これにおいて具体的な中身というのがさらに見えてくるかと思えます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） あわせて、若干もう少し、予算にかかわることでもありますけれども、具体にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

先ほども出ておりました交付金の関連でのプレミアム券の問題でございますけれども、どのような方向で今回やろうとしておられるのか、従来のようなパターンを用いるのか、時期がずれているというだけの話でということになるのかどうか伺っておきたいというふうに思えます。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 具体的な御質問になってまいりましたので、私のほうで答えをさせていただきたいと思えます。

まず、交付金の関係なんです、1点御理解をいただきたいのは、今回、執行方針の中で緊急的な経済対策ということで触れさせていただいておりますが、中身的には実は2段構成になってございます、議員御承知のことかと思えますが。1つには地方消費喚起・生活支援型の交付金、さらにもう一つは地方創生の先行型の交付金という形で、いわば2つの色のついた交付金になっているということでございます。

ただいま御質問のありましたプレミアム付き商品券、これは地域消費喚起型・生活支援型の交付金を活用してということで考えておりました、現在のところ、プレミアム率30%で想定をしております。これは道としてもこの取り扱いを行っていくということで伝えられておりました、道からの補助金も実は活用できるということがわかりましたので、国の交付金と道の補助金、いずれも国の交付金が根っこにあります、これを使って、町としても上乘せをしながら30%のプレミアム率ということで考えております。

ただ、この事業につきましては、国の補正予算での実施になりますので、私どもの町でも補正予算にて実行していくということが一つと、事業の完了実施が制限をされてきますので、できるだけ早い時期にこの30%のプレミアム付き商品券については実施をしていくと。そして、例年行っているものについて、時期をずらしながら効果を高めていくというふうな考え方で、商工会のほうと御相談をさせていただいているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） その点で、私、ぜひ要請をしたいなと思っているのは、30%の上乗せということになるとなかなかのものでございます。先ほどの議論の中で、地元の個々の商店ではなかなかという話もございました。しかし、同時にこれらの問題を今考えていくときに私は大事だと思っているのは、いわゆる今度の対策そのものが、円安だとか物価高で苦しんで消費がなかなかできない、そういう暮らしに役立つようなというのが主たるものになっているんですね。そういう観点からしてみても、ぜひ5万円とかというような大きな額ではなくて、本当に非課税の世帯の皆さんが使えるような、5,000円でも3割上乗せとか、1万円でも3割上乗せとか、そういうふうな、私は本当に大変な人たちが使えるような、そういう仕組みにさせていただきたいなと、そう思っておりますけれども、そういうふうなお考えはありますか。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 詳細のほうで私のほうから御説明させていただきます。

今の実際の金券につきましては、上限が5万円という話の中で進んでおりますけれども、今回の部分につきましても、商工会のほうと協議をする中で内容については精査されていくものだとは思っておりますが、あくまでも上限という形の中で使われますので、1万円セットの30%という形の中でも現在もとり行われておりますので、そのような形の中で、利用される方の御判断によって購入をしていただけるものだと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ちょっと聞きますと、苫小牧市なんかでは5,000円でもやろうかという話になっているようでございますから、ぜひそういう検討をお願いしたいと思います。

時間の関係がありますので、次に移りますが、次に商店街の対策についてお伺いしますが、町政執行方針の中で、商工業の振興については、町の顔であり活気のパロメーターとも言わ

れる商店街の活力が重要な課題になっていますというふうに述べられております。おっしゃられるように、今、本当にこういう経済情勢の中で、事業を畳むといえますか、もうこれ以上悪化しないうちに廃業するという方がたくさんふえていらっしゃる。そのこと自体がさらにまた町の元気を失うような状況になっているんじゃないかと。私も夜、町をたまたま歩きますと、暗さが目立つような状況というのは最近気になるようになりました。

そこで、やっぱり町の顔をつくっておくということは大事だというふうに私は思っています。ですから、特定部分をやっぱり顔にしてやっていく。そのためにはいろいろあるでしょうけれども、コミュニティセンターのような、そういうものをつくって、後で認知症の問題も触れますけれども、人々が気軽に交流できるような場所、鶴川地区には四季の館の温泉もございますけれども、もっとそういう商店街等も含めた中でできるような場所、そういうところに行けば触れ合いができる、そういうふうなものを組み入れながら、そのためには空き店舗の利用ということもあっていいんじゃないかというふうに思っておるんですが、そういうようなことを急いでいく必要があるのではないかと。私はそういうようなものも含めた今度の総合戦略の計画としてぜひ検討していただきたいと思いますものだなというふうにも思っておりますが、それら含めて御質問とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 商店街対策についての御質問にお答えをしたいと思います。

中央通り商店街を例とされております。28店舗が営業して、18戸の空き店舗が存在し、衰退が目立つ状況となっているところでもございます。

町の取り組み、支援についてでございますが、先ほども御案内のとおり、経済を町内に循環させるむかわ町金券やプレミアム付き商品券を発行し、地域消費の活性化を図り、商店の活力回復につながるよう支援をしてきているところでもございます。また、新たな今回取り組みとして、執行方針にも触れております、飲食店への支援として食べまくりチケット活用モデル事業を行うとともに、地域産業多角化推進事業をリニューアル化し、起業力耕上促進事業として広く活用が図られるよう推進してまいりたいと思っております。

なお、今後においても、個店が抱える課題というのを商工会等々と協議を行う中から支援対策というのを調査してまいりたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そういう事業をやるというのは方針でも出ていますから、ぜひお願

いをしたいというふうに思っておりますが、同時に私は、むかわ町、合併して2つの町がございませけれども、鶴川地区がやっぱり顔になるわけですね。そこに一つの顔の中心となる、本当に顔となる部分というのをばらばらにはしてはいけないというふうに思うんです。そういう意味では、核をつくる、中心核をつくっていく、そういうことというのは、私はある意味でこれは行政側がしなければならない問題ではないかというふうに思っているんです。それがたとえ200メートル、300メートルとか、そういう短い期間の中での中央商店街となったとしても、そこにやっぱり顔となるものがあって、そういうものに引かれて、そして事業をそこで私たちもやろうかというふうな、そういうものをつくり出す、そういう活性化をつくり出すということが大事じゃないかというふうに思っておるわけですがけれども、その点を踏まえて、もう一度御答弁があれば伺っておきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁、そして執行方針にも触れているかと思えます。あえて鶴川地区の中央通りに限らず、穂別地区のホッピー通り、これらについても、この間も含め、地域の皆さんが買い物で利用される商店街、これを一つの動線というんでしょうか、そこに捉えた場合、間違いなく不特定多数の方が利用し往来する一つの公共空間とも言えるのではないかと私も思っております。

議員御案内のとおり、両地区の商店街というのは、それぞれ当時、鶴川町でいえば都市計画街路、穂別でいえばマイウェイ・アワーロード事業といった道路事業と並行しながら、商店街の活性化に向けて、地元の商工会、そして商店街や北海道、町と維持管理の役割分担等々を定めながら、道路整備にも顔づくりというテーマを持ちながら整備が図られてきたエリアともされているかと思えます。そして時間経過とともに、残念かな、現在、商店数は減少し、商店街としての存亡が今危惧されているところかと思えます。

そこで、支援についての考えということでございますが、これも議員御案内のとおり、行政として商店街、さらには商工会への支援活性化に向け、これは平成24年度からですか、スタートしております、まちづくり計画におきましても、協働の取り組みとして、企業、さらには町民の皆さん、そして町などの役割の明確化が課題であるというふうに整理がされているかと思えます。

そして、言わずもがなですが、現在、まず何よりも、当事者の商工会の皆さんはもとより、商店街に係る、そして町として、どのように商店数の減少に歯止めをかけていくのかといったような現実というのをそれぞれがしっかりと直視して、一定のよい意味でのこれから

に向けての危機感の共有、こういったところが必要になってくるのではないかなと考えているところでもございます。そこから、商店街の活性化に向けての、災害ではございませんが、自助・共助・公助といった役割分担でのこの町にあった商店街づくりというのが求められてくるのではないかなと思っております。

○議長（三倉英規君） しばらく休憩いたします。

再開は16時20分とします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時20分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今、町長からるる答弁もいただきました。今、関係者の皆さん初め、議会でもるる議論が始まっております。私は、そこで一つは、行政側としてもやっぱりこういう人口減少を防ぐ、そういう大変な課題もあります。そういうものも含めながら、やっぱりここに一つのきちとした方向性を持つ必要があるだろうというふうに思っております。その点でコミュニティセンターのようなというお話もしました。高齢者の皆さんから子育ての皆さん、そういう人たちが集えるような、そういうものを含めて、そういうものを通して、中央通り商店街というものが再構築されていくような、そういうものを行政側としてもぜひ検討いただきたい。とりわけ今、交付金の問題がございますけれども、こういうようなことが、今度のやつはソフトを中心ということになっておりますけれども、やっぱりそういう中で、これらの活用も含めてお願いをしておきたいということを述べて、次に農業問題に入りたいと思います。

次に、農業振興についてでありますけれども、この間、我が町農業、本当に農家の皆さんの努力、あるいは農業関係者の皆さんの努力、そして行政からの支援ということもあって、非常に厳しい日本農業の中にありながら、今、本当に頑張れば楽しい農業もできるのではないかとこのところまで鶴川地区の農業は前進を図りつつあるところでございます。

考えてみますと、こうした状況に来るまでに20年以上の状況があります。本町の農業が一

番近年で大変な状況になったのは、いわゆる平成に入ってからあの米の輸入自由化というのが進められて、水田地帯を中心に大きな打撃を受けました。その中から転換を図って今のような状況に来ているわけです。

しかしながら、今さらに改めて農業に対して、TPP参加の問題、そしてそうしたことになるならば、とりわけ北海道の農業、壊滅的な打撃を受けるという中から、オール北海道という形で、TPPを許してはならない、そういう運動が広がってきた。そういう中であって、今度はその中心をなしていた農協を焦点として、農協改革といいながら、いわば農業協同組合運動そのものを潰してしまうような、そういう流れになってきています。これは改めて私ども本町農業にかかわる者として、本当に先行きの厳しい事態を強いられているものだなというふうに思います。農業委員会改革で、私たちの地域の農地を自分たちで管理が不能になるような、そういう事態すら今来ています。

こういう中であって、やっぱりそれらを本当に許さない、そういう改めた取り組みが、関係者はもちろんですけども、行政にあっても必要ではないかというふうに思っております。改めてこの点で町長の見解を伺うものでございます。個々のいろいろな取り組みもされておるようでございますけれども、まずその点を第一にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 現在、TPP交渉における情勢でございますけれども、参加に向けた政府の前のめりの姿勢というんでしょうか、交渉内容というのが不透明なまま進展しており、町としても今後もその動向に注視していく必要があると考えております。

そこで、この間のTPP参加による町の対応と見解、この関係については、議員の平成22年ですか、第4回の定例会、さらには平成23年第1回定例会、この中で一般質問の答えにもありますように、町とのやりとりにもありますように、私としても引き続き反対する立場というのを堅持してまいりたいと考えております。現在も役場庁舎南側にかけております懸垂幕、北海道農業、経済、産業を守れ、TPPに反対と、町としての姿勢のあらわれとも受けとめていただきたいと思うところでございます。

そこで、TPP参加による本町農業への影響でございますが、生産、販売の大幅な減少にとどまらず、生産力の低下や農地問題にも波及し、雇用や国土保全などの農業・農村の果たしている多面的な役割が損なわれるおそれがあり、大変大きな問題と改めて認識しているところでもございます。今後におきましても、地元農業関係団体等と連携しながら、地域ぐるみの取り組みが必要であると考えているところでもございます。

次に、農業委員会改革、農協改革についてであります。

この間、農協法と農業委員会法、農地法の改正案をこの3月末にも農業改革等関連法案として一体で今国会に提出する方針が示されているかと思えます。農協法の改正では、監査制度の見直し、准組合員の事業利用料の規制のあり方など、農協に関する制度全般を見直す規定を設けることとされているかと思えます。農協組織、農産物の安定的な生産や組合員の所得の向上、担い手の育成確保はもとより、地域における暮らしを支える機能も担っております。本町農業、そして農村の振興に農協が果たす役割というのは、言わずもがな大きいと考えております。今後、改革プランに沿って農協が自己改革に積極的に取り組まれることを期待し、持続的な発展につながりますよう、今まで以上に連携を深めながら、地域農業の振興に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

具体的な施策につきましては、3月末に後期の計画として策定を予定されておりますむかわ町農業・農村振興計画に基づき、今後も農業者が生産意欲を持って安全・安心な農産物が生産できるよう、生産者対策としての農業活性化推進基金の継続を初め、経営安定所得対策の推進や今年度から拡充をします多面的機能支払交付金の推進、未来を見据えた担い手対策の充実を図るよう担い手育成センターの機能強化を図り、新規事業としての農業技術継承研修及び地域づくりモデル事業の取り組みなど振興策を講じてまいりたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

農業政策については、今るる述べていただきました。そこでお伺いしますが、その前に農協をめぐる問題については、協同組合という日本が、小さい経営が生き延びていくために長年かかって作りあげてきた、それを壊そうというものであります。それらについて再度述べるつもりでしたけれども、省きまして、今の町長が述べられた農業対策について1点だけ時間の関係で質問させていただきます。

今回の町政執行方針の中に、農業振興について述べられている中で、地域担い手センターの機能強化を図りつつ、既存農業者、新規就農への支援充実を図るというふうに述べられております。この担い手センターの関係で1点だけお伺いしますが、昨年の町長が就任した後の執行方針の中で、やはり同じように農業の問題で、対策の大きな一つとして人材育成とか確保とか新規就農体制の充実という、そのためにその対応の一つとして、いわゆる担

い手センターの中身として（仮称）新農業担い手対策支援事業の創設、こうなっておりますけれども、この関係と今度のセンター機能の強化を図りつつというのは、具体的にはどういうふうになってきているのか、ちょっとお伺いをしておきたい。

○議長（三倉英規君） 天野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（天野良信君） 議員の質問にお答えいたします。

仮称であります新農業の、昨年の施策の方針の中ではありますけれども、それが先般、昨年の12月にあります町の政策実行計画でまとめておりますけれども、その中に担い手センターの取り組み、昨年の施政方針の中でいきますと、新農業の施策、担い手の関係の施策がございましたけれども、それを一本にいたしまして、担い手の対策、それから……大変失礼いたしました。昨年の12月に発表されました町としましての政策実行計画の中にありますけれども、その中に新農業担い手対策支援事業の実施ということで、仮称でありましたけれども、その主な取り組み内容といたしまして、地域担い手育成センターの機能の充実が1点、それから新規就農者等に対する支援の充実が2点目でございます。それから新規事業といたしまして、地域づくりモデル事業の実施ということで、3本の事業として新農業担い手対策支援事業の実施として整理してございます。

今回は、ことしの担い手の関係の施策でございますけれども、先ほど町長のほうから答弁いたしました担い手センターの機能の強化につきましては、担い手センターの目的については御承知でございますけれども、本町農業の継続的な発展と地域社会の活力を維持するため、農業の担い手対策の総合的な推進を図ることを目的としております。未来を見据えた担い手対策の充実を図るために、担い手センターの関係機関・団体の連携強化をさらに強化いたしまして、むかわ町での取り組みにつきまして積極的なホームページ等での情報発信の充実、それから農業講習会についても、これも現在50名程度の登録会員でございますけれども、これも改めてリニューアルいたしまして、既存の若手の後継者、それから農業体験者だとか、これから新規就農する方に対しての講習会の充実、これらのものだとか、今回お示しいたします新しい実践研修制度の創設など、センターとしての機能を強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 昨年の中で出された（仮称）担い手支援事業というのが、ちょっと

その関連がよく見えないということがあるんですけども、今回はちょっと時間の関係で置いておきます。予算の中でもお聞きしたいというふうに思いますので、置いておきます。

時間の関係上、次の質問に移らせていただきます。

4番目に、太陽光発電についての問題でございます。

さきに協議会の中で二宮地区における2つの太陽光発電での事業の説明がございました。若干の意見も述べさせていただきましたけれども、改めてお伺いしますが、いわゆる事業そのものは、面積的に言えば35ヘクタールあるいは36ヘクタールという状況でございますけれども、この事業者が取得した山林は1つが99ヘクタール、それからもう一つが142ヘクタールであります。これだけの大きな面積を取得し、いわゆる林地開発にかけていくんだらうというふうに思われます。既にこの事業部分については、そういうことになっているんだらうというふうに思います。

これらは、許可等々については都道府県の段階のものでございますが、しかし、1ヘクタール以上の林地の開発についてはという一つの法がございます。電源開発等々については必ずしもこの開発等の関係でのいろんな制約にははまらないのかと思いますけれども、しかし、このいろんな流れの中には、地権者の合意ですとか、あるいは当該市町村の御意見を聞くとか、そういうものがあるかと思えます。そういう点で町としてどのようにされてきたのか、改めて伺っておきたいというふうに思います、まず第1点は。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御質問の林地開発にかかわる町の対応について、質問要旨にのっとりながらお答えを申し上げたいかと思えます。

林地開発の許可制度につきましては、森林法に基づき、1ヘクタールを超える森林を開発しようとするものが、都道府県知事の許可が必要となっております。許可に当たって、知事は市町村長の意見を聞くことになっているところでございます。林地開発の許可基準につきましては、4項目について審査されることになっております。1点目として土砂災害の防止、2点目として水害の防止、3点目として水の確保、そして4点目として環境の保全で、その全ての基準をクリアした場合に許可されることとなっているところでございます。

町の対応といたしましては、道の許可基準というのを満たすことを前提に、開発後の施設の適切な維持管理というのを行い、災害の未然防止を目的として、町と業者が環境保全及び森林の維持管理に関し協定を締結しているところでございます。あわせて、関係する地元説明会を開催し、地元住民に事業内容の周知、さらに意見交換を行うなどして、事業内容の調

整に努めることとしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ちょっと確認をいたしますが、協定の締結についても行政としてちゃんと確認をしたということによろしいのかというのが第1点です。

それから、るる地元住民からも心配されておりました土砂災害等、これらについて、そのような事態が起きた場合にはどのような対応をしていただくというようなこともちゃんと確認をしたというふうな受け取っていいのかどうか、改めて伺っておきたい。この間の説明では、道路の関連があつてという話で説明をしたという状況もございましたけれども、そこから辺のところを明確に議会のほうにも出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 大友産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（大友 篤君） まず、協定の関係ですけれども、事業者が道に申請するその前に、町と事業者において、環境の保全とあと林地の適切な管理に関する2本の協定を結ぶこととなっております。その環境の保全につきましては、土砂災害等出た場合には、事業者の責務によって生じた側には補償するというものを文言として明記して協定を締結しております。そういった2本の協定に基づいて、町は林地開発後の期間におきましても、災害の発生のおそれのないように適切な対応をとるということで、協定の中で管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もう一点お伺いしますけれども、先ほど言いましたように、取得されている山の面積が膨大なんですね。1つは99ヘクタール、あるいはもう一つが140ヘクタールと。今のソーラーをやる部分はその3分の1程度なんですけれども、その後の用地そのものについて、どういうふうな扱いにするということを業者と話し合っているかどうか、それが第1点、ぜひ伺っておきたいというふうに思いますし、取得した用地の中できちっと保全する森林部分なりなんなりという、そういう状況もちゃんとなされているのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 大友産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（大友 篤君） まず、林地開発の対象エリアとしましては、実際に土砂をいじる場所、今回でいいますと35なり36ヘクタールの部分なんです。そこにつきましては

森林がなくなりますので、森林が持っている公益的機能、例えば水源涵養機能ですとか土砂災害の防止機能というのがございますので、それが適切に管理されるように、森林が減った機能を保全するように、具体的にはダム等を設置して、水が急激に出ないように対応をとってございます。

また、残りの森林につきましては、市町村森林整備計画というものを町で立てていますが、それに基づいて適切な森林管理、具体的に言いますと、植栽が必要な場所には植栽、植栽しましたら下刈り、植栽後、整理後、間伐、除間伐を適切に実施するというようなものを協定の中に盛り込んで、約束事として残った森林についても適切に管理して、総合的な治山ダムと森林の適切な管理によって災害を防止していこうという協定になってございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

時間の関係もありますので、次、最後の質問に入ります。

介護保険事業計画についてでございます。

既に第6期の介護保険事業計画が保健福祉計画とあわせてつくられたということでございますが、改めてその幾つかの問題についてお伺いします。

1つは、介護保険事業に当たって、介護保険料の抑制というのがやはり今特に低所得者の皆さんを初め求められているわけでありましてけれども、述べられているように、200円アップで4,600円の基準額ということになったということなんでございますけれども、これらの算定内容等について費用の見通し等も含めてまず1点お伺いしたい。

それから、2つ目には、要支援の方が、2年後ということになりますけれども、例えば特養ホームから外されるという状況があります。通所、訪問からも外されるわけですが、そういうことで特養への入り方も変わるということになります。そうすると、いわゆる要支援なんかの方で施設利用が多いのが認知症の方でございます。これらについて、そうした事態の中にあっても安心して暮らせるような、そういう状況をつくれるのかどうか、そうした対策について2つ目に伺います。

3つ目には、地域支援センターのこれまで保険でやっていたものが町の総合事業という形になるわけでございますけれども、本当にそういう中でこれまでデイサービス等を受けていた人がはみ出されないように、あるいは無理なくやれるようになるのかどうか、そういうこ

とについてお伺いをしておきたい。

さらに、在宅が非常に強調されています。そういう中で、例えばホームヘルパーなどのことが十分なされるのか。この間、むかわ町の人口が減っているという状況の中で、いろいろ私なりに調べてみますと、一つには高齢になって、あるいは自立をしていくのはなかなか厳しいと、ちょっと支援が欲しいんだけどもという中で、我が町には田浦に施設もありますけれども、なかなかそういうものがないので、ホームヘルパーなどの活用がなかなかうまくいかないということから、町を離れるという事態もございます。そうした場合の支援強化などの対策というのはとられているのか。

さらに、計画の中で、特養ベッド数の検討ということがございますけれども、これはどういうことを考えておられるのか。

さらに、高齢者ケアハウスの対策というふうに言いましたけれども、今4つ目のところで申し上げたように、ちゃんとした対応が、24時間ホームヘルパーなどの対応があれば、この町あるいはここで暮らしたいというふうに思っても、なかなかそういうものがないので、むかわを離れるというようなことがあります。そういう点では、やはりこういう施設なども求められてくるんじゃないかと思えますけれども、そういうものを含めてどのように見られているのか、これらをまずお伺いしておきたいと思えます。

◎会議時間の延長

○議長（三倉英規君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長させていただきます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 介護保険事業についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の介護保険料の算定内容についての御質問でございます。

本町におきましても、団塊の世代が65歳以上になることで、第6期介護保険事業計画最終年の平成29年度には被保険者数及び要支援、要介護認定者の増加、高齢者施設及び介護つき有料老人ホーム等の利用者の増加が見込まれ、介護給付費の増加が避けられないところでございます。介護保険料、介護サービス必要量等を考慮し、第5期の保険料月額4,400円から保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩しまして、基準月額を4,600円として本定例会に介護保険条例の一部改正を提案しているところでございます。

2点目の認知症対策についてでございますが、認知症は全国的に増加傾向にあり、むかわ町の介護認定者の65.6%に認知症が見られます。認知症とその家族が安心して社会生活を営むために、認知症に関する総合的な施策を構築していくことが必要と考えております。

3点目の地域包括支援センターの拡充でございますが、地域包括支援センターでは、高齢者の相談、認知症のひとり暮らしや虐待などの対応がふえており、専門職が地域への訪問や実態把握などの活動をより十分に行えるよう、社会福祉協議会、社会福祉法人等との連携を図りながら、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

4点目の在宅支援の強化でございますが、高齢化が進展し、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加する中で、できる限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

5点目の特養ベッド数についてでございますが、特別養護老人ホームの入所基準の変更、介護報酬の改定、施設の老朽化に伴う改築計画など、今後の運営について地域に影響を及ぼさないよう社会福祉法人との協議を進めていく必要があると考えております。

6点目の高齢者ケアハウス対策についてでございますが、御存じのとおり、本町にはケアハウスこすもすところみ荘があり、入居を希望されている方が多い状況にあります。近隣市でのサービスつき高齢者住宅の増加状況もあることから、町内の高齢者の住まい対策のあり方について調査をしてまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 2点についてお伺いします。

1つは、認知症の対策で、認知症を早期に発見するSPECT検査も取り入れていく、そういう支援というようなことを考えないかどうか。もう一つは、認知症カフェというようなことが対策として非常に有効だと思っておりますけれども、そういうものも今後の計画の中に見ていくかどうかについてお伺いします。

もう一点は、保険料の試算とのかかわりですが、町長の中に、相互扶助の上に成り立っている、確かに相互扶助なんですけれども、あわせて、こういう制度は公的な扶助ということもきちっと見ていかなきゃならないと思っておりますけれども、その点での見解をお伺いしておきたい。

以上、再質問します。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 認知症対策についての御質問でございますが、S P E C T検査というふうに詳細の検査等がございますが、こちらの点については、まだまだ認知症対策についても幅広い疾病の傾向がございますので、単一にとらわれず全体的に認知症の予防というところで検討をしていきたいというふうに考えています。

それから、認知症カフェについてですが、これらについては、この3月に家族介護の研修会、交流会というのがございますが、その中でも認知症カフェの勉強会を通じながら、本町に見合った認知症カフェ、それから認知症対策について常に検討を加えていっているものがございます。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 介護保険料の関係でございますけれども、介護保険の財源につきましては、御存じのように、1割が本人負担でございます。残りの9割がいわゆる公費と言われるものと保険料の中で賄われているというふうに承知をしているところでもございます。

9割の50%が保険料として40歳以上の方々に負担をいただいて、相互扶助をしていただくということと、残りの50%につきましては、御存じのように、半分は国、残りの半分は道、そして町という負担割合が決まっているものでございまして、そういったルールの中で保険会計を維持していくというふうな基本的考えでいるところでもございます。そういった中で、保険料につきましては、財源として支払準備基金等もございますので、そういったものも活用しながら保険料というのを定めていっているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もう時間がなくなりましたが、私はぜひこの保険料については、基金だけではなくて一般会計からの繰り入れと、そうしたものも検討しながら対応していただきたい。

さらに、認知症の対策で認知症カフェの問題が、今お答えもいただきました。先ほどの、私は、中央通り商店街でのコミュニティセンターのような、そういうようなところがそういう役割も果たすような、そういうふうな総合的なまちづくりをぜひ進めていただければいいのではないかとこのように思っております。そういうことの検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、学校給食について伺います。

長い間待ち焦がれた学校給食。子どもたちの多くは、日々の学校生活の中で給食の時間をとても楽しみにして、給食をみんなで一緒に食べ共有した経験は、大人になった後も心に深く刻まれると伺います。やっとむかわの子どもたちにも体験させることができること、大変うれしく思っています。

学校給食は、第2次世界大戦後に日本全国に普及し、半世紀以上を経過していますが、この間、給食を取り巻く社会状況も変化しています。1954年に成立した学校給食法は、2008年に大きく改定され、学校給食の普及充実とともに、学校での食育推進の役割も大きく位置づけられました。

改定後の学校給食法第2条では、学校給食の目標を7つ挙げています。1つは、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、2つ目、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと、3つ、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、4つ、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、5つ、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと、6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、最後に、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことと伺っています。

この目標に基づき、これから始まるむかわ町の学校給食をどのような内容にしていくかは、大変大きな課題になると考えています。ソフト面での進め方について、学校給食検討調査会として伺っていますが、幾つかについて伺います。

1つ目、私は運営方法は直営が望ましいと考えていますが、直営方式、または委託方式でのメリット、デメリットとランニングコストについて伺います。

2つ目に、給食開始時期を平成29年夏休み明けとして伺っていますが、年度当初からの実施はできないのか伺います。

3つ目に、むかわ町の小学生のアレルギー疾患は約32%、中学生では約17%との学校健診

での結果があります。全てが食べ物アレルギーではありませんが、アレルギー食の対応が必要と考えます。この対策について伺います。

4つ目に、運営方式によって食材調達と地場産品活用は大きく変わるようになります。町内のある施設では、委託方式のため、加工・冷凍食品が多く、地域からの新鮮な野菜類をいただいても献立に盛り込むこともできないなどと聞いています。考えについて伺います。

5つ目に、日本の食文化を伝達するために公的な取り組みが求められるほど現代の食生活が多様化し、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向や食の安全、海外への依存など、さまざまな問題を生み出していることから、食育基本法が制定されました。学校給食には、子どもたちに日本の食文化を後世に伝える食育の担い手としての役割を持つと考えています。国が求めている食育推進計画の策定はどのようにされるのかについて伺います。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） 学校給食に関するソフト面での進め方、基本的な考え方についての御質問でございますので、私からお答えいたしたいと思えます。

まず1つ目、運営方法で直営または委託方式のメリット、デメリット、ランニングコストについてでございますけれども、まず学校給食の運営方法につきましては、平成27年度当初に委員を新たに委嘱する学校給食検討調査会の中で検証していきたいと考えておりますが、この検証対象は、さきに樹立しております学校給食基本計画でお示ししたとおり、委託方式をベースに委員会に諮っていきたいと考えております。

委託による方式を優先的に考える理由でございますけれども、学校給食の経験や実績を有する事業者のノウハウ、こういったものを生かし給食をスムーズに開始できること、また学校で給食を配食する期間につきましては、長期休業期間、夏休み、冬休みでございますね、これらが除かれるために、調理員の配置などに係る人件費や事務処理が効率的に実施できることからの判断によるものでございます。

直営方式としてのメリットは、長期雇用により業務の経験の積み重ねによる作業効率の向上が期待できること、施設責任者や栄養教諭からの業務上の指示命令を個々に直接行うことができるということが直営方式のメリットと考えております。また反面、デメリットにつきましては、長期雇用による職員の高齢化に伴い人件費が高くなるといったこと、あるいは夏休み、冬休みなどの休業中も出勤することになりますので、運営上、非効率と言えることなどがあります。

委託方式によるデメリットにつきましては、栄養教諭が調理員に対し直接指示できないということのため、業務上の指示命令が伝わりにくいということを考えております。また、調理員の経験年数や調理技術が業務に反映される中で、受託業者の責任として安全性とともに規定のカロリーや塩分など調理水準を保たせなければならないということなどがあります。

ランニングコストにつきましては、委託方式として5,200万円程度のところとした学校給食基本計画の考え方に現在のところ変更はございません。

次に、給食開始時期についてでございますが、給食センターの建築工事は平成28年度末までの工期と想定されております。各学校一斉に開始したいというふうに考えておりますが、実際の給食業務に携わるスタッフ、あるいは受託事業者による調理設備の確認、それから調理作業の流れなどの動線の確認、さらには時間配分等、施設完成後でなければ確認できないことも想定されます。また、子どもたちへ給食を供給開始する前に、保護者や関係者にも試食会等の開催も考えております。以上のことから、平成29年度4月新学期からのスタートは実質的には困難と考えておまして、実務的な準備期間を担保し、町長執行方針でも示されているとおり、夏休み明け、2学期初めからをめぐりまして、給食検討調査会等の意見も参酌し、できるだけ早い時期に開始していきたいというふうに考えております。

次に、アレルギー対策についてでございますが、鶴川、穂別両地区の給食センターにはアレルギー食対応の作業ブースを設けますので、施設的な問題はないというふうに考えております。ただ、一口にアレルギー対策と申しましても、多種多様なアレルゲンが存在するという中で、それぞれに対応が必要となりますので、対象となる児童生徒個々のアレルギー種別等を調査する中で、代替あるいは除去食での対応などについて、保護者とも協議の上、対応してまいりたいというふうに考えております。また、アレルギー対策については、他市町の状況を十分調査検討いたしまして、実施の範囲、あるいは対策の妥当性等について検証いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、食材調達と地場産品の活用についてでございますが、平成27年度からの給食検討調査会委員には、町内地場産品の供給元となる経済団体からの委員も委嘱したいと考えてございます。極力地場産品を取り入れていく方針でございます。ただし、委託方式による運営においては、受託事業者が食の安全、効率性、経済性にすぐれるというふうに判断した場合は系列事業者から一括調達するようなことも考えられますので、地場産品の活用につきましては十分な議論が必要というふうに考えております。

次に、食育推進計画の策定でございますけれども、平成17年に制定された食育基本法にお

きましては、市町村の食育推進計画策定は努力規定となっております。当該計画は食育基本法の前文にもありますように、子どもたちが健全な心と体を培うためのものであると言えますが、そのための食を取り巻く環境の整備、それと食に対する意識改革が目標となっております。学校給食は計画を構成する一部として重要な位置にあるというふうに考えておりますけれども、計画全体を通しますと、保健事業あるいは農業政策も大きなウエートを占めることから、町全体の計画として協議を進めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 最初の運営方式、私は直営がいいと。お隣の町、厚真町は直営ですね。平取町も各校の自校方式です。直営ですね。安平は、あそこにしばらくという食堂があるんですけども、地元の業者の方が委託を受けているという状況で、白老は今度委託に変わるようですけども、それぞれあるんですけども、確かにランニングコスト的に言えば、先ほど教育長が御答弁されたように、委託方式のほうが財政的には楽だと。当然何のために委託するかといったら、財政的なことが一番ですよ。ただ、私は、この問題は財政的なことだけで考えていい問題ではないと。これは教育の一環ですから、きちんと子どもたちが食べる給食にとってどの方法がいいのかという点で私は考えていただきたいというふうに思っています。

先ほど食材の調達の問題なんかのところでもありましたけれども、結局、委託を受ける業者側が、いえいえ、うちはこちらのほうで調達してとなると、地場産品をどのように使っていくかなんてことは非常に難しいことになるんです。いろんなところを調べてみましても、やはり委託方式でやると、調理食数が多い少ないにもよるんですけども、加工食品や冷凍食品が多くなって、コスト削減ですから、受けるほうは、やはり本当に地場のものを使って、安心・安全で新鮮なものを給食に使いたいと思ってもなかなかできなくなっていくというのが実態のようです。ですから、検討調査会でどのような意見が出るかわかりませんが、町としては付託をして答申を受けるということになるわけですから、やはり町の基本的な考え方というのは柔軟性を持って検討調査会にかけていくような対応をぜひしていただきたいと思うんです。

それと、鵠川の中央小学校の給食センターでは500食、それから穂別では300食ですよ。

さほど多くないですよ。実際に子どもたちの数というのは2月末で586人ですか。それぞれのつくるのももっとも少ないですよ。実際のそれぞれの給食センターでつくるのは少ないわけですから、確かに財政的な面でのメリットが先に来るんですけども、その辺はさっきの食材の調達のことだとかも含めてやはり十分な検討をしていただきたいし、ちょっと私、厚真町のランニングコストを調べたんですけども、今、資料で持ってこなかったんですけども、今、5,200万と言いましたよね。そんなに多くないような気がしました。5,200万ではありませんでしたけれども、それほど、倍もかかっているような状況ではないですので、ぜひその辺も近隣も調べた上でよくよく検討していただきたいというふうに思っています。

それから、開始時期なんですけれども、白老は食育センター、防災も含めた、できますよね。4月からすぐそこで配食するんですよ、給食。どうやってやっているのかなと思うんですけども、私は、受け入れ校の改修工事が28年度11月から始まるようになっていきますでしょう、予定として。そのことがちょっとネックなのかなと思ったんですけども、28年度末に全てが完成するという事になっているとおっしゃったんですけども、そうすると、ちょっと施設をきちんと見た上でという点では確かに難しいのかなという気はするんですけども、心待ちにしているわけですから、29年度当初からというのはやっぱり皆さん思っているところじゃないかなというふうに思うんですね。どうやっても事前の準備というのが難しくてできないものなのかどうかというあたりは、ちょっと私ももうちょっと検討していただけたらなというふうに思っています。

あと、食育推進計画のことなんですけど、おっしゃるとおり、これは学校給食だけではないんですね。町全体として町民の方々に、どういう食を通して、どういう町をつくっていくかというのは壮大なものなんですよ、実は。この辺でちょっとさっき町全体の計画なんですけれどもということがありましたけれども、つくる計画はないということですか。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） 3点ほどの趣旨での再質問かと思えます。

まず、議員は直営方式が望ましいと思われているということで、確かに私ども、町として進めていく上での前提を委託方式と定めております。確かに費用面での効率性を考えてでございます。ただ、単に費用面を抑えるということだけで委託方式をするわけではもちろんございませんで、給食そのものの効率性を考えると委託方式が望ましいという判断でございます。また、委託することは、食育を委託するわけではございません。あくまでも今の前提で

は、調理業務の委託というふうに考えてございます。まず、委託というのはそういう趣旨で考えているというところをお含みいただきたいと思えます。

それと、食材の調達等に関しましても、先ほど答弁申し上げましたように、委託業者の都合でなかなか地元のものが使ってもらえないのではないかとというような懸念も確かにございますけれども、委託する上では当然契約をしなければなりませんし、具体的な委託の内容について業者との協定といったものも締結するような流れになると思っております。そういう中で食材等についての町の考え方というものを委託業者のほうに伝えていくと、あるいは協定の中で確約をとっていくというような流れになるということをご想定してございます。具体的には検討調査会の中でどのような委託方式になるかということをご意見をいただきながら、町としての対応を考えていきたいというふうには思っておりますけれども、今申し上げましたように、委託方式をベースに検討調査会で検討を進めていただきたいというふうに考えております。

それと、工期の関係でございまして、学校給食センター、給食共同調理場としての建設も27、28、2年間で継続事業でやりますけれども、もっと大きな事業として中央小の改築工事が一体でございまして、中央小の改築工事の全体の流れというものが大きく給食開始時期に影響するというふうにご想定しております。校舎の中で給食部分につきましては27年度からの着工になりますけれども、その後、中央小の全体の改築工事が28年ぎりぎりまでかかるということが想定されます。同じ場所で改築を進めますので、ある程度の校舎を使うローテーションといいたいまいしょうか、そういったことも考えながら建築しますので、28年度いっぱい、まず工事そのものについてはかかるであろうというふうにご想定しております。そういう工事が28年度、外構もさらにその後若干あることも考えられますけれども、28年度いっぱいはどうしてもかかってしまうと。そういうばたばたした中で給食を開始することは余り好ましくないというふうにご想定しております。工事が完成する直前といいたいまいしょうか、竣工を見る前からの準備というものは不可能だと思っております。そういう意味で、29年に入りますからそういった準備作業を進めると。先ほど申し上げました準備というものも、設備の確認ということがございますので、一定の期間が必要かと思っております。2学期当初というのは、あくまでもめどとしているところでご想定しまして、できる限り早くは開始したいと思っております。検討等の流れの中では、2学期、夏休みに入る前の開始ということも十分考えられますけれども、4月当初からの開始というのは無理かなと思っております。

それと、食育基本計画につきましては、先ほど申しましたように、学校給食を実施する立

場で食育基本計画を策定するしないということは、教育委員会の立場ではちょっとお答えしかねるところでございますけれども、少なくとも給食は食育基本計画の中の一つの大きな位置を占めるということ認識しているところでございます、基本計画を今後策定するしないということにつきましては、むかわ町としての食育についての考え方によるところだと思いますし、保険事業ですとか、あるいは教育委員会の学校での子どもたちに対する食育といった部分では既に取り組んでいる部分もございますので、改めて全体の計画としてつくるかつくらないかということは、教育委員会の立場ではちょっと申し上げることは避けたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 優先的に考えていくのは委託方式ということなんですが、私、ちょっと想像できないんですよ、その委託先。委託先というのは、今いろいろあります。ニッシュクだとかいろんなことありますけれども、町が考える委託先という、今の時点で考えられる、想定されているところというのはあるんですか。どういうふうに使われることを考えていますか。聞き方が悪いですよ。すみません。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） 具体的な想定というのは、今の段階、明確に申し上げることはできません。それに係るいろんな調査をまだしておりませんので、明確にお答えすることはできませんが、現に都市部では委託を受ける事業者も多数あると思います。また、給食だけではなくて、いろいろな配食等を行っている一定の規模の企業等もございます。こういったところが委託業務の対象になると考えておりますし、また既にノウハウを持っているという点では、既存のそういった配食をしている業者、給食を受託している業者というものが対象になると思いますけれども、そういった業者の指導の中で、また新たな委託業者として登録といましようか、広く考えていきたいというふうにも思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 食材調達と地場産品の活用ということと委託方式という点では、すぐかかわってくるんですね、実は。学校給食、これは生協連合会が親たちにアンケートをとっているんですけども、学校給食に関する調査、2013年度ですけれども、やっぱり地元の食材を優先的に使うべきだという方は90%を超える方がそう答えていますし、外国産のほ

うが安くとも国産品を使うべきだという方は80%ぐらい、やっぱり食材、子どもたちが食べることで、本当に地場産、むかわでたくさんとれる、何でもとれるんですから、そういうものをきちんと使ってくれる業者ということ、きちんとやっぱり選んでいく。委託方式がいいと言っているんじゃないですよ。そういうこともきちんと協議しながらやっぱりやっていくべきだというふうに思っていますので、いろいろと御検討いただきたいと思います。

何でこんなに早く取り上げているかという、ここにいらっしゃる多くの方は私も含めて給食の経験はありませんし、大変な給食を始めるに当たって、やはり早くからいろいろなところを調査しながら、私たちも調査をしたいと思っていますけれども、やっていただきたいという思いで質問させていただきました。

次に移ります。

2つ目に、給食とかかわるんですけれども、人口減対策について伺います。

むかわ町の人口は合併後も減り続けて、現在の人口が2月末現在、9,000人を切って8,937人になっています。人口流出をとめることはもちろんですが、いかにして移住・定住人口をふやしていくかも考えなければなりません。近隣町はどこでも人口減対策として子育て支援を打ち出しています。他町にはない特徴ある施策を打ち出さなければ、人口増につながらないと考えています。

そこで、学校給食を無料にして、「18歳まで医療費が無料の町」、「少人数学級を実施している町」で、「子育て支援充実の町・むかわ町で子どもを産みませんか」を発信してはいかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 人口減対策にかかわる御質問でございます。

給食にかかわる費用、学校給食法によって食材費は保護者の負担、整備や運営費は自治体負担と定められております。定住促進、そして子育て支援策としての給食費無料化を制度化している、あるいは制度化を予定している自治体、近年増加しているやに承知しているところでございます。医療費については金券還元による実質無料化、少人数学級編成については小学校低学年で取り組んでいるところではありますが、医療費について不可抗力的な突発的経済的負担の助成であることに対し、給食は日常必要な食事の提供でもあります。学校給食法の現在の定めに基づきながら、現在のところ給食費無料化というのは考えてはございません。給食費に関しましては、検討調査会の調査意見というのを待つところでございますが、できるだけ安価で安心な給食提供に努力していきたいと考えているところでございます。

子育て支援充実の町につきましては、今回の施策方針に基づく各種事業等から子育て支援充実を内外へのPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 考えていらっしゃるということなのですが、今回、私、初めて言いましたので、今の時点ではそういうふうには思っていないというふうには受けとめておきたいと思っています。

2月末現在の児童数、さっきも申し上げましたけれども、586じゃなくて587人なんです。予想される給食費として提示しているのは、月額、中学生で4,900円、小学生は4,000円です。中学生は212人いて、小学生は375人。これを1年間で軽減すると幾らお金がかかるのかと計算してみましたら2,700万円でした。この費用が、将来にわたってむかわの町を背負っていく子どもたちに投資するかどうか、それが無駄かどうか、もったいないかどうかというのは、さまざま皆さん考えるところだと思うんですけども、人口増、これは内閣府が報告書を出しているんです。「地域の経済2014」です。結局、子育て支援の拡充策が地方の市町村で人口をふやす重要な要因になっていることがわかったというような報道があったんです。

ですから、私は確信しているんです。給食費を無料にするということが、本当にむかわ町で子どもを産み育てたいというふうには思ってくださいの方がふえると。保育所が、むかわはゼロ歳児保育というのをすごく早く始めましたよね。そのときも、私も子育て中でしたけれども、むかわ町がいち早くゼロ歳児保育を実施したということで、他町村から共働きをする御夫婦がここに越してきて、今も住んでいらっしゃる方、何人もいらっしゃいますけれども、そういうふうな効果がありました。

それから、十勝初の給食無料化ということで、十勝管内の市町村で唯一学校給食を実施していなかった、むかわ町みたいなものですがけれども、陸別町が今度4月から学校給食を始めることに、小さな町ですがけれども、それで子育て支援のためにということで給食費を無料化することになりましたと3月15日付の新聞に載っていました。

ですから、これは町長の政治姿勢で決めることができることです。4年間の最重要課題は子育て支援と町長は言うております。お考え、まだ29年度からですから十分考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど大松議員と教育長とのやりとりにもあったかと思いますが、今

まさにこれまでむかわ町として長い長い懸案とされてきた学校給食の実施に向け、これまでの経過を踏まえて来年度予算に向け取り組みを提案させていただこうとしているところでございます。これは議員も十分御理解をいただいているかと思えます。そして、すぐそこに合併10周年というのを控え、御案内のとおり、交付税などの合併の特例措置というのも一つの区切りを迎えているところでもございます。今回提案させていただいております来年度予算もそうでございますが、財政の規律といったことをしっかりと踏まえた中での財政フレームに沿った予算として提案をさせていただいているところでもございます。

そこで、今回の給食提案、議会の皆さんはもとより、町民の皆さんにも、これまでこの間に至る給食実施に当たっての協議と説明をしてきている基本的な考え方や内容というのを、これからの施設整備も含め、まずは先ほど申し上げましたように、給食の確実な実施に努めていきたいと考えているところでございます。

前後しますが、議員から今回提案されている学校給食の無料化、先ほども申し上げましたように、一部先例地においては取り組みがあるようでございます。人口減少対策の一つの歯どめとして、さらには子育て支援策の一つとして否定するものではないかと思えますが、現段階、質問要旨にも掲載されております我が町としての18歳までの医療費無料の町等々、そして来年度から予定している一体感のある町、町全体での子どもを大切にしていこう先駆的な取り組み内容というのあわせ、子育て環境づくりの今計画している支援づくりというのを着実に進めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解を願います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 3つ目に移ります。

災害対策について、先ほど5番議員が質問をされましたので、その答弁をお聞きした中で、またちょっと私が追加で聞きたいことをお聞きしたいと思えます。

結局、道から具体的な中身の説明はないと。警鐘と受けとめているということなんですけれども、減災対策を講ずる、それはそういうふうになるんでしょうけれども、非常に町民にしてみると、何を根拠にしてこんな47人も亡くなるという想定になってしまったのだろうというのは、誰しも思うことではないかというふうに私は思うんです。それで、どうしてこういう計算になったのかというあたりのところはわからないんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問要旨に基づき、まず答弁をさせていただきたいと思えます。

北海道が公表した大規模地震発生時の被害想定のお考え方について答弁をさせていただきたいと思えます。

今回、北海道が公表いたしました大規模地震発生時の被害想定についてでございますが、2月23日開催の北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会において実施した、地震動による太平洋沿岸の被害想定結果を取りまとめたものでございます。これは石狩低地東縁断層帯南部にかける活断層において、冬期の早朝5時に震度7の内陸地震が発生した場合において、人的被害等が最大となる場合の被害状況を公表したものでございます。

想定結果の概数は、死者数47人、全壊棟数約860棟、火災による焼失棟数約1棟、避難所生活者数約1,120人、断水世帯数約1,760棟、主要な道路の被害箇所数約20カ所と想定されております。この想定の際は、石狩低地東縁断層帯南部が厚真町と苫小牧市の境から本町を通過し太平洋側へ伸びているため、むかわ市街地を中心に被害が発生するとの大変厳しい想定となっております。

むかわ町地域防災計画では、海溝型地震として十勝沖を震源とする震度5強を想定した内容であります。今回公表された直下型地震の想定震度が7という結果であることから、北海道と連携をしながら早急な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） では、改めて、町としては、そういう47人が亡くなると想定するというところの根拠、なぜこの人数なのかというあたりのところはわかっていらっしゃるんですか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず1点、御理解をいただきたい点があるんですが、今回のいわば直下型の地震の想定、これは実は北海道が今後の減災目標を北海道全体として立てるために、平成24年度から各振興局単位で最大の想定をされる被害が起きたときにどうなるのかということ想定し、先ほど申し上げたように、これを減災していくためにどんな手だてが必要かと、そういったものに導くために、今回、直下型地震ということで第2弾として公表された内容になっております。町長の答弁でも申し上げましたように、時間帯によって被害の程度というものが相当変わってきます。特に朝の5時というのが、実は3つのパターンで想定しているんですが、朝の5時というのがいわゆる建物の中において被害が最も大きい時

間帯という、そういう過去の大きな地震の経験則に基づいて行っているというところまでは私ども承知をしてございます。

なお、新聞にあのような形で報道されて、町民の方にも非常に大きな不安が広がっているかと思いますが、繰り返しになりますが、想定をされる今の状況の中で、つまり活断層があるものですから、その活断層がずれることによって起きる、想定される最大の被害を算定したものであって、そういった地震が起きるということを云々したものではありません。被害が起きたときにそういった最大のものが想定されるということなんです。

それで、その根拠なんです、これは非常に難しい内容になっております。私どもも根拠というか、そういった内容を調べた上で必要な対策というものを講じていく必要があるのではないかということで、北海道のほうにも問い合わせをしたりしました。非常に難しい内容になっておりまして、私どもが説明をできるような内容では実はございません。ただ、その根拠が何になっているかという、国にあります中央防災会議というのがあります。これは甚大な被害が起きたときに、さまざまな対策を講じていく上での中央防災会議があるんですが、ここの中で過去の大きな地震をもとに被害の発生確率等々をデータ処理しまして、それに基づいてこれが算定をされているということまではわかりましたが、何がどう計算をされているかということは知り得る状況にはございません。

ただ、大切なのは、このぐらいのことが想定をされるということですから、これまで以上にやはり町民の方に、いざ地震が起きたときのことを備えて、こうこうこういうふうなことが必要ですよということを過去にも周知をさせていただきましたけれども、早急にそういったお知らせというものをして、備えをしていただくということが一番必要ではないかなというふうに考えております。数字の根拠よりは、対応を行っていくということが大切なことだと承知しております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 皆さん笑っておられましたけれども、想定しないことが起きる時代というふうに言われていますし、47人が亡くなる根拠はと私も言いましたけれども、何百ページにもわたるホームページに載っているということで、ただ、やっぱりこういう記事が出されるとびっくりしますよね。移住・定住なんて言っているのに、あんな危ないところには行けないわみたいな、そんなふうなことも思う人もいるかもしれないということを私は感じました。今、町民の皆さんにこのことに関しての広報をどうするのかというふうには思

っていたんですが、より防災意識を持っていただくということで努めたいということですので、私自身もそういうふうな考えを持っていなければならないなというふうに思いました。広報のほうもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。

御苦勞さまでした。

散会 午後 5時44分

平成27年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年3月16日（月）午前10時開議

会議録署名議員の追加指名

町長提出事件

- | | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 第 1 | 同意第 | 1号 | むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第 2 | 同意第 | 2号 | むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件 |
| 第 3 | 同意第 | 3号 | むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件 |
| 第 4 | 同意第 | 4号 | むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件 |
| 第 5 | 議案第 | 1号 | むかわ町道の路線の廃止に関する件 |
| 第 6 | 議案第 | 2号 | 東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する件 |
| 第 7 | 議案第 | 3号 | 東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する件 |
| 第 8 | 議案第 | 4号 | 東胆振広域圏定住自立圏形成協定の締結に関する件 |
| 第 9 | 議案第 | 5号 | むかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案 |
| 第10 | 議案第 | 6号 | むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案 |
| 第11 | 議案第 | 7号 | むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案 |
| 第12 | 議案第 | 8号 | むかわ町行政手続条例の一部を改正する条例案 |
| 第13 | 議案第 | 9号 | むかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案 |
| 第14 | 議案第 | 10号 | むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改 |

正する条例案

- 第15 議案第11号 むかわ町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例案
- 第16 議案第12号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第13号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第14号 むかわ町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案
- 第19 議案第15号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第20 議案第16号 むかわ町立保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案
- 第21 議案第17号 むかわ町放課後児童クラブに関する条例の一部を改正する条例案
- 第22 議案第18号 むかわ町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第23 議案第19号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第24 議案第20号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第25 議案第21号 むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第26 議案第22号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第27 議案第23号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第28 議案第24号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第29 議案第25号 むかわ町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第30 議案第26号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）
- 第31 議案第27号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第28号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 第33 議案第29号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第34 議案第30号 平成26年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第35 議案第31号 平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第39号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）

- 第37 議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算
第38 議案第33号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
第39 議案第34号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
第40 議案第35号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計予算
第41 議案第36号 平成27年度むかわ町上水道事業会計予算
第42 議案第37号 平成27年度むかわ町下水道事業会計予算
第43 議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第43まで議事日程のとおり

追 加 第 1 会議録署名議員の追加指名

諸般の報告（平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会委員長及び
副委員長互選の報告）

出席議員（13名）

1番	山崎 満 敬 議 員	2番	佐藤 守 議 員
3番	中島 勲 議 員	4番	大松 紀美子 議 員
5番	三上 純 一 議 員	6番	星 正 臣 議 員
8番	小坂 利 政 議 員	9番	山崎 真 照 議 員
10番	津川 篤 議 員	11番	北村 修 議 員
12番	木下 隆 志 議 員	13番	野田 省 一 議 員
14番	三倉 英 規 議 員		

欠席議員（1名）

7番 長谷川 健 夫 議 員
4番 大松 紀美子 議 員（午前中欠席）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹中 喜之	副町長	渋谷 昌彦
支所長	山岡 康伸	会計管理者	光井 淳

総務企画課長	奥村誠治	総務企画課幹主	西幸宏
総務企画課幹主	石川英毅	総務企画課幹主	酒巻宏臣
総務企画課幹主	石田勝彦	町民生活課長	大久保利裕
町民生活課幹主	大友三成	町民生活課幹主	八木敏彦
町民生活課幹主	上田光男	町民生活課幹主	萬純二郎
産業振興課長	今村繁吉	産業振興課幹主	成田忠則
産業振興課幹主	天野良信	産業振興課幹主	鎌田晃
産業振興課幹主	大友篤	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課参事	山口義雄	建設水道課幹主	藤井清和
地域振興課長	齊藤春樹	地域振興課幹主	田口博
地域振興課幹主	中澤十四三	地域経済課長	藤江伸
地域経済課幹主	阿部勉	地域経済課幹主	山本徹
国民健康保険 穂別診療所 事務長	石垣政志	教育長	阿部博之
生涯学習課長	高田純市	生涯学習課幹主	中村博
生涯学習課幹主	大塚治樹	教育振興室長	金本和弘
教育振興幹主	阿部勉	選挙管理委員 会事務局長	奥村誠治
農業委員 会事務局長	田所隆	農業委員 会支局長	藤江伸
監査委員	辻圓治		

事務局職員出席者

事務局長 新 正之 主任 山木美幸

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎日程の追加

○議長（三倉英規君） お諮りします。

会議録署名議員の指名の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会議録署名議員の指名の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（三倉英規君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名の件を議題にします。

追加日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

6番、星正臣議員を指名します。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（三倉英規君） 日程第1、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして御説明を申し上げます。

本件は、本年5月11日の教育委員会委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、新たにむかわ町穂別604番地の3、久保田夕子氏の任命につき同意を求めるものでございます。

久保田氏は、僧侶の傍ら講演会活動を通し活躍されており、特に近年は人権擁護大会や苦小牧市内の中学校等で命のとうとさを訴えるなど、青少年はもとより幅広い層の方々を対象に生涯教育を実践されており、その模範として適任者であると考えております。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号から同意第4号の一括上程、説明、採決

○議長（三倉英規君） 日程第2、同意第2号から日程第4、同意第4号までのむかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件の3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 同意第2号から第4号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件につきまして御説明を申し上げます。

本件は、3年任期の固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴い、地方税法第423条第2項の規定に基づき、3名の方の選任につき同意を求めるものでございます。

同意第2号は、むかわ町田浦200番地14、馬場信悦氏、同意第3号は、むかわ町美幸4丁目43番地、前田幸男氏、同意第4号は、むかわ町穂別679番地、中村由美氏でございます。馬場氏は、農業委員会委員を初め各種農業団体役員を歴任され、前田氏は司法書士として不動産登録業務に携わり、中村氏はむかわ町行政改革推進委員を初め各種農業団体役員を務められるなど、それぞれ豊富な知識と経験を有し適任者であると考えております。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから同意第2号から同意第4号までの3件について採決します。

採決は議案番号順といたします。

初めに、同意第2号を採決いたします。

お諮りします。

同意第2号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決します。

お諮りします。

同意第3号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を採決します。

お諮りします。

同意第4号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第5、議案第1号 むかわ町道の路線の廃止に関する件を議題と

いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

為田建設水道課長。失礼しました、山本地域経済課主幹。

〔山本 徹地域経済課主幹 登壇〕

○地域経済課主幹（山本 徹君） 議案第1号 むかわ町道の路線の廃止に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページでございます。

本件は、道営土地改良事業により橋梁整備をすることになりましたことから、町道稲里1号線を農道へ移管するため廃止するものであります。

説明の都合上、別冊の議案説明資料5ページの図面により御説明いたします。

本路線は稲里町営牧場の西側に位置し、稲里100番1地先から稲里231番6地先までの延長1,818.45メートルの路線で、この間の1級河川及び普通河川に係る橋梁、白亜橋及び海竜橋の耐震補強事業を農村地域防災減災事業にて施行するため、町道を廃止し農道とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 むかわ町道の路線の廃止に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第6、議案第2号 東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する件及び日程第7、議案第3号 東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する件の2件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

上田町民生生活課主幹健康福祉グループ長。

〔上田光男町民生生活課主幹 登壇〕

○町民生生活課主幹（上田光男君） それでは、議案書11ページ及び議案書13ページになります。

まず、議案第2号 東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する件及び議案第3号 東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について一括して御説明を申し上げます。

この2件の規約の変更は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、厚真町、安平町むかわ町の3町で共同設置しております東胆振3町介護認定審査会及び東胆振3町障害程度区分認定審査会の事務局担当町を、平成27年度より厚真町から安平町へ変更することから、規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料6ページ、議案第2号資料の新旧対照表をお開き願います。

第3条の認定審査会の執務場所、「厚真町京町165番地の1、厚真町総合ケアセンター「ゆくり」内」を「安平町追分本町6丁目54番地、安平町役場追分庁舎内」に改めるものであります。第4条から第10条までの規定中、「厚真町」を「安平町」に改めるものであります。

議案書11ページにお戻りください。

改正内容については、ただいま御説明させていただきました。附則にて、平成27年4月1日から施行するものであります。

引き続きまして、議案説明資料8ページ、議案第3号資料の新旧対照表をお開き願います。

先ほどと同様に、3町で共同設置しております障害程度区分認定審査会の事務局担当町を厚真町から安平町に変更するもので、規約の題名を「東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約」を「東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約」に改めております。

第1条は、法律の改正により「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律」に改めております。

第2条は、審査会の名称を「東胆振3町障害程度区分認定審査会」を「東胆振3町障害支援区分認定審査会」に改めるものであります。

第3条は、認定審査会の執務場所、「厚真町京町165番地の1、厚真町総合ケアセンター「ゆくり」」を「安平町追分本町6丁目54番地、安平町役場追分庁舎内」に改めるものであります。

第4条から第9条までの規定中、「厚真町」を「安平町」に改めるものであります。

議案書13ページにお戻り願います。

改正内容については、ただいま説明させていただきました。本規約については、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、規約の一部変更について提案の理由を終わらせていただきます。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第2号から議案第3号までの2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

まず、議案第2号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第3号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最決の順番は、議案番号順といたします。

初めに、議案第2号 東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 東胆振3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第4号 東胆振広域圏定住自立圏形成協定の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

石川総務企画課主幹政策推進グループ長。

〔石川英毅総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（石川英毅君） 議案第4号 東胆振広域圏定住自立圏形成協定の締結に関する件について御説明いたします。

議案書15ページをお開きください。

初めに、この協定は中心市宣言を行った苫小牧市と宣言に賛同したむかわ町が、相互に役割を分担し連携を図りながら圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏の形成を目的としております。

協定の締結に当たり、むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会

の議決事件となっておりますことから、今定例会に提案するものであります。

協定の内容につきましては、議案書16ページから17ページにわたり、第1条、目的から第7条、疑義の解決まで7つの条項により構成されております。各条項について御説明申し上げますと、まず第1条は協定の目的、第2条は協定の基本方針を規定しております。第3条は連携して取り組む3つの政策分野、そして各分野におきます苫小牧市とむかわ町が取り組む項目及び役割分担について規定しております。

議案書の18ページをお開き願います。

具体的な取り組みの内容等につきましては、議案書18ページから21ページの別表1から別表3を御参照いただきたいと思いますが、別表の概要について簡単に御説明いたしますと、別表第1は生活機能の強化に係る政策分野に関する部分となり、(1)医療から(6)環境までの6つの分類に対しまして9つの取り組む内容及びそれぞれの役割について、それぞれ記載しております。

次に、議案書の20ページお開き願います。

別表第2は、結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野となりまして、(1)地域公共交通から(5)その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携までの5つの分類について取り組む内容及び役割について、それぞれ記載してございます。

議案書の21ページ中段をごらん願います。

別表第3は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野としまして、宣言中心市等における人材育成として、職員の人材育成等に関する取り組み及び役割について記載しております。

16ページにお戻りいただきまして、第4条は第3条で規定する取り組みを推進するために必要な事務執行の役割等について規定しております。第5条は協定を変更するとき、第6条は協定を廃止しようとするときには、議会の議決が必要である旨を規定しております。第7条は協定に定めのない事項、または疑義が生じた場合は双方協議して定める旨を規定しております。

なお、この協定は苫小牧市を中心に東胆振4町がそれぞれ連携して、定住自立圏構想を推進していくために必要な基本的取り組むべき方向性を示したものであり、これをスタートラインといたしまして、今後住民参加によります共生ビジョン、懇談会の中でより具体的に実施していく取り組みについて検討されることとなっております。

以上、東胆振広域圏定住自立圏形成協定の締結に関する件につきまして、提案趣旨と協定

の内容を御説明いたしました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、小坂議員。

○8番（小坂利政君） この件については、前段での全員協議会でも一定程度の協議をされておるわけであります。ここへきて締結という状況の中で、苫小牧を中心とする各町が、それぞれ独自にというか、むかわは苫小牧と、あるいは安平は苫小牧と、白老は苫小牧、厚真とか、そういう形で多分締結するんだらうと思うんです。それぞれで、いわゆる衛星町としての特徴を持っている町が苫小牧と提携するわけですので。そんな中で、経済圏から自立というか定住圏に至るまでの範囲を苫小牧と連携してやろうというところに、行く先々はいくんだらうと。

ただ一番気をつけなくてはいけないというところは、前にも私申し上げたんですけれども、町村合併しかり、あるいはほかの産業団体の合併しかり、いろいろな部分で行政主導で一定程度のまとまりをつくるという、そういう指導が国から来るわけであります。それはそれで結構なんでありますけれども。それから外れたというかやってみて初めてわかる事例、私も前にも申し上げましたからくどくは申し上げませんが、今農業あるいは第1次産業を取り巻く環境の中で、自由化に対するセーフティーネットというか、これはやはり各第1次産業それぞれががつくり上げなきゃならない、そういう時代に入っているわけです。それが、いわゆる合併だとか集約するとき一定程度置き去りにされた、行政によって置かれた部分が多少なりともいまだに残って、これが弊害になって対抗するだけの産業としての体制がとれない部分があるわけであります。これは、何回も言っていますから議員さんはわかっておられると思いますけれども、こういうとき当然その辺も含めた行政対応をしておかなければ、受益者が不利をこうむると。そういうところが非常に後々問題になってきます。

特に広域圏になってくると、やはり事務局なり事務所を持った町がどうしても多くの負担をしなければならないんですけれども、広域圏という性格からいくと、全体の精度を上げるという部分での広域でありますから、事務所があろうがなかろうが、苫小牧を中心にした一つの大きな広域圏の中で経済を上げていこうというシステムでありますので、それらについて持ち場持ち場の対応ということも、先の議論の中でしておくべきだと。そんなように思いますので、それのお考えがあれば、一つお聞かせをいただきたいと。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） ただいまの質問についてお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられましたとおり、この定住自立圏につきましては苫小牧市を中心として取り組んでいくという形になりますけれども、この定住自立圏につきましては東胆振という広域の中で、苫小牧市と周辺の町がいかに連携して圏域として必要な生活機能を確保して、そして行っていくかといった中身になってございます。細かい先ほどの経済の部分につきましては、かなり大きなテーマになりますので、正直この部分につきましてはこれまでの議論の中でもどうしていくかといった部分については、行政としてはまずは取り組みができるものから協定をしていこうという形で項目にのせてございますので、その経済的な部分については行政として考える部分もあるかとは思いますが、当然それぞれの経済団体としてもどのように連携をしていくか、そういった部分もそれぞれの団体として検討していただくといったことも必要かなというふうに思っております。

そういった中では、この定住自立圏の中にこのような議員がおっしゃられた中身が今後ビジョンの中でも出てくれば、またそれに対してどのような取り組みをしていけばよろしいかといった部分の検討もなされていくのかなというふうに思っておりますので、そのような形で御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

○8番（小坂利政君） あのね、それはいいんですよ。出てきてからでは遅いから私申し上げているので。ということは、むかわはむかわの立ち位置、あるいは、むかわはむかわの特徴というものがあるわけですよ。あるいは厚真には厚真なり、安平は安平。苫小牧を中心とするって、苫小牧は膨大な組織というか規模でありますから、ともすれば黙っていると吸い込まれてしまうというそういう危険性があるので、あえて申し上げているのでね。事前からやはりむかわの立ち位置ということを確認しながら、こういう交渉締結をするべきだということを私は申し上げておりますので、それについては十分な検討をした中で、業者の範囲で結構だから、産業は産業で、農業は農業で、我々は我々でやりますので。

どうしてもやはり一定程度形をそろえた中身でいかないと、行政がひとり走りしたり、産業がひとり走りしてはなかなかまとまらないものですから、その辺をあらかじめ留意をしていただきたいということを私は申し上げております。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 議員御指摘の点につきましては、これまでも何度かお話をさ

せていただいていたかと思えます。ご指摘の点は、いわゆる自治体の今回の定住自立圏の構成と、それからそれぞれ有している経済団体等の構成が必ずしも一致をしていないというところに起因をしているのではないかなというふうに考えているところでございます。この点につきましては、長い歴史の中で今の形になってきているわけでもございまして、将来的に圏域としてどんなあるべき姿というものが描かれるのかということにつきましては、担当のほうから申し上げたように、現段階でその点も含めて議論を尽くしてこの協定の中に盛り込むというのは、なかなか時間的にも難しかったというのが実務的な中で実はございました。

ただ、一方では先進事例を見ますと、今回私どもの自立圏は1市3町という形になりますけれども、本州府県の事例を見ますともっともっと大きな規模の中で議論を本当に尽くしながら進めてきた中で、文字どおり今町議から御指摘のあったような産業面、あるいは医療の面についてもそれぞれきちっと役割を持ちながら先進的に取り組まれて、またそれが仕組みとしてしっかりとしたものになってきたという事例も実はあるようでございます。その背景を見ますと、議員御指摘のように、やはり行政がしっかりと首長を含めまして議論をした中でそういった形になってきたということのようですので、そういった先進的な事例というものも十分研究をさせていただきながら、しっかりとむかわ町としての位置づけというものを全体の中で形成をしていくということに向けてまいりたいというふうに考えておりますので、現時点ではそのような考え方で御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 最初に、質問に入る前に、条例第1条ですが、3行目、きのうそういう作業をやっていましたから直してあるのもあるのかもしれませんが、3行目、「を行った甲と甲が行った中心宣言」なんかこれちょっと字が多いんじゃないかという気がするんですが、そこいら辺のところ整理が必要かなと。私の解釈が間違っているのかちょっと教えていただきたいというのが1つです。

それで、2つ目には、今も出されておりましたけれども、この自立圏構想、国の施策として出されてきた内容があって、道州制に絡めた新たな市町村合併というふうな内容も国の方向の中には見え隠れするという問題もあります。ぜひその点は注意をして進めていただきたいというふうに思うところではありますが、それらの議論はもう置きまして、別表のところに関して2つほど御質問をさせていただきたいと思うのですが、考え方を伺っておきたいんですが。

先ほど奥村課長から答弁あったように、いろいろ今考えられるものを全体として網羅していったと、で、さまざまなものについてまだ考えられるそれらについては今後十分詰めていくと、そういうことなんです、そこで1つ教育の問題で伺っておきたいと思います。ここには生涯学習とだけ述べられておりますけれども、1市3町で見れば、それぞれに高等学校の教育施設を持ちます。そうしたものがあって、そして苫小牧市でも学級減の話もありますけれども、地域にあるそういうものが本当にお互いにこの自立圏構想の目的にあるような形で推移するなんてことができるのか、そういうことを含めた議論というのはされておるのか、その点をまず第1点お伺いしておきたい。

2つ目に、6の環境のところではありますが、ごみの適正排出、いや、リサイクルと言っていますが、これ適正排出の問題なのかリサイクルの問題なのか両方なのかということがあるんですけれども、例えばこれらを我が町で言えば、違った自治体との仕組みをつくっています。こういうようなことがどのように整理をされていくのかということについてお伺いをしたい。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 私のほうから、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、協定書の第1条の3行目、これにつきましては「甲と甲が」という部分、大変申しわけございません、これはダブって記載されてございました。

〔「間違っていないですよ、いいんです」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（石川英毅君） すみません。いいんですいいんです、申しわけございません。

それで、御質問の2点についてお答えしたいと思いますけれども、まず各市町にございます高等学校、その部分について議論されているかどうかといったことなんですけれども、この部分につきましては事務局段階の検討会の中ではそういった議論はされてございません。今後、その高校の取り扱いについては、先ほども申し上げましたけれどもビジョン検討会の中で出されてくるようなこともあろうかと思っておりますけれども、そういった中で具体的に議論されていくのかなというふうに考えてございます。

なお、この生涯学習という形で出された件につきましては、背景としては圏域の住民の方たちが相互の施設利用ですとか生涯学習の機会拡充といった点でこの項目が出されておりましたので、その中で高校の部分についての議論はなかったということで、まず御理解いた

だきたいなというふうに思います。

それから、(6) 環境の部分の点でございますけれども、こちらにつきましては、実はこの協定書は全て苫小牧市と結んでいく協定書のたたきということで出されているんですけれども、むかわ町の場合は日高、平取、むかわの3町でごみの部分是对应してございますので、こちらについてはごみの適正排出という部分、あとリサイクルといった部分については、すみません、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず、1点目の高校の関係につきましては、今担当のほうから申し上げたような状況になってございます。ただ、議員御心配をされている点は、児童生徒が減少してきている中で、地域にある大切なそういう現存する教育というものをどう進めていくのかという課題があるのではないかと御指摘かと思えます。この点は、今後圏域の皆様さまざまな御意見をいただきながら、やはり基本としては地域にとって大きな教育施設、大切な教育施設になっておりますので、どうこれを共存しながら存続をしていくかという議論に当然向かっていくものというふうに考えております。

2点目の環境におけるごみの関係でございますが、これは改めてこの圏域の中でそういう仕組みをつくっていくという考え方に基づいているものではございません。あくまで今の私どもが一部事務組合に属してやっているわけでございますから、それぞれの今の形態を持ちながら、より適正にこのごみというものをそれぞれの中で進めていきたいと思います。要は確認をしているというふうなことになっておりますので、新しいそういう書類なりの体制をつくるというものではございませんので御理解を賜ればと思います。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 言っていることはそうだろうなというのはわかるわけですが、しかし、この協定書をこのような形で結ぶ、非常に大きな包みになっている協定書というふうに目的からしても見られるわけですね。そして、簡単に言うとどういうことをやるのというのがこの別表の中に出てくるわけですが、何かこうまだ今言われるように、これから十分協議し煮詰めていくという状況であるというふうに言われているんですけれども。しかし、こういうふうにして条例化ということにしちゃうと、そこに枠がはまっていくという感じがいたしますので、非常に不安なところで御質問させていただきました。ぜひそういう方向でやっていただきたいというふうに思いますが、私はあえて高校等の問題をここで取り

上げましたけれども、先ほども言われておりましたが、この地産地消の問題なんかについても、この小さいエリアの1市3町の中でもかなりの違いが、例えば農産関係だけでもあります。そういうふうなものをこういう形態の中で、それぞれの町が生きていくような形に本当になれるんだろうかというのは、これは誰しもが持つ不安だろうというふうに思います。その点で、高校の問題もやはりそれぞれの町にとっては大事な施設でありますから、そういうことが本当にどうなんだということが、やはり先になきゃいけないんじゃないかというふうに思うのでもう一度お伺いしますが、ぜひ御努力お願いしたいと言いながら見解を伺っておきますが。

そして、ごみの問題ですが、これだとその辺のところ、むかわ町として近隣3町とのこの一部事務組合の制度でやっているわけですから、そういう誤解を招くようなことになるんじゃないかと。この点はやはりはっきりと整理をしておいたほうがいいのではないかというふうに思うんですが、そこら辺を含めてもう一度お考えをお聞きしておきたいなというふうに思います。

それからもう1点になりますが、これから住民参加を求めて共生ビジョンを膨らませていくぞということなんですけれども、そういうものが今後どういうふうに今つくった中に活かされていくということになるのか。それはあくまでも外枠の意見というふうになるのか、そこら辺を伺っておきたいと思えますし、これらの実行状況というのが、住民や例えば我々議会のほうのようなどころには、どのような形で報告されてくるのか、それらを含めてお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず、1点目の高校の関係でございますが、議員御承知のように苦小牧市に一定程度高校が集中している、それぞれの町にもございますが。そういった中で事務局の詰めには至りませんでした。一つの声としてありましたのは、周辺の町から苦小牧市に通う子どもたちの通学の利便性の問題が一つ出ていたかと記憶をさせていただきます。本町におきましては逆に苦小牧市から鶴川高校へ通学をしていると。しかも、私どもの町で税金を投入してその足を確保しているという実態もありますということは、苦小牧市の圏域の担当のほうにはお話をさせていただいております。そういった住民レベルでの課題というのはやはりあるわけございまして、この辺につきましては、それぞれ先ほど申し上げたような共存していけるような形で、ある場面では費用負担が発生するかもしれませんが、そういったものというものをやはり目指していく必要があるのではないかなというふうに考えて

いるところでございます。

ごみの問題につきましては、議員のほうから誤解を招く表記になっているのではないかと
いうことも含めましてお答えをしたいと思いますが、基本としましては項目にありますよう
に、これまで言われてきた循環型の社会というものを圏域全体でより一層目指していきま
しょうというのが根底でございます。そういう中で、私どもも一部事務組合に参画をする中で
そういった取り組み、リサイクルの問題ですとかごみの排出につきましても、それぞれ分別
をしながら適正にやっていきましょうということは既に取り組んでいるわけございまして、
そのこのところを圏域全体としてもっともっと徹底をしながら行っていきましょうというのが
基本的な考え方になっておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

3点目の共生ビジョンの関係ですが、これにつきましてはここに掲げられている基本的な
考え方にとつて、圏域の住民の皆様の生活レベルの中で、どんな具体的な取り組みとい
うものが必要だろうかということを取りまとめていくと。おおむね夏場から秋口ぐらいにな
るのではないかと予想しておりますが、圏域全体で数十名の方のそういった方を募りまして
やっていくということを予定してございますので、当然そのタイミングにおいて町広報なり
でお知らせをしていくということになろうかなというふうに思っておりますし、また、この
定住圏の関係につきましてはまちづくり委員会にも経過を説明し、また御意見を頂戴をして
きたという経過がございますので、今後もそのような形で取り進めてまいりたいというふう
に思っております。

また、議会への情報提供につきましても、さきの議会で申し上げたとおり、適宜時期を見
て必要な情報の提供というものに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理
解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号 東胆振広域圏定住自立圏形成協定の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第9、議案第5号 むかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案及び日程第10、議案第6号 むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大久保町民生活課長。

[大久保利裕町民生活課長 登壇]

○町民生活課長（大久保利裕君） 議案書23ページ、議案第5号 むかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案及び議案書25ページ、議案第6号 むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案の2件について、関連がありますのであわせて提案内容の御説明を申し上げます。

説明の都合上、議案説明資料10ページの条例案の概要をごらんいただきたいと思います。順番に御説明させていただきます。

1、条例制定の背景でございますが、これら2件の条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地域主権一括法の施行により介護保険法が一部改正され、これまで厚生労働省令等で定めておりました基準について、平成26年度中に市町村条例で定めることとされたものでございます。

2といたしまして、制定しようとする条例案の内容でございますが、1件目のむかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案ですが、以下地域支援センター基準条例案と省略させていただきます。地域包括支援センターでは、介護予防のための助言指導、高齢者の権利擁護、介護支援専門員への助言指導など、継続的なマネジメントと要支援1、2の認定を受けた方が、介護予防サービスを適正に利用できるよう、介護予防プ

ランの作成やサービス事業所との連携調整などを行う介護予防支援事業所として一体的に運営される仕組みとなっておりますが、その人員と運営に関する基準を定めるものでございます。

2 件目のむかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案ですが、以下指定介護予防支援事業所基準条例案と省略させていただきます。これは、地域包括支援センターが事業所として行う介護予防プランの作成に係る人員や運営基準等を定めるものでございます。

なお、これらは業務を委託できるものでございます。

3 でございます。条例案の基準となる省令等でございますが、1 件目の地域包括支援センター基準条例案につきましては、介護保険法第115条の46の規定により市町村の条例で定めなければならないとされ、厚生労働省で定める基準に従い、もしくは参酌するものとされ、その基準は介護保険法施行規則第140条の66に規定されているものでございます。

11ページでございます。

2 件目の指定介護予防支援事業基準条例案につきましては、3 点ございます。

1 点目に、介護保険法第115条の22、それから2 点目としまして同じく介護保険法第115条の24、3 点目としまして同じく介護保険法第59条で、同様に条例で定めなければならない旨が規定され、それぞれ記載のとおり指定された内容について、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされているものでございます。

その省令とは、下記のほうに書いてございますとおり、平成18年厚生労働省令第37号 指定介護予防支援の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準となっているものでございます。

4 といたしまして、基準の分類と本町の考え方についてでございます。

条例制定に当たっては、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3つの基準がありますが、1 件目の地域包括支援センター基準条例案につきましては、従事者の職種や人数に関する事項については国の基準どおりに規定し、それ以外の事項についても特に支障がないので国の参酌基準のとおり規定するものでございます。

2 件目の指定介護予防支援事業基準条例案につきましては、従業者の職種や人数に関する基準等の6つの事項については国の基準どおりに規定し、それ以外の基準については下段にございます別記の表をごらんいただきたいと思っております。さきに制定した地域密着型サービス

基準条例というものがございしますが、それと同様に書類の保存期間について事業者の過払い返還請求等の時効に合わせて5年間とするものでございします。それ以外については、特に支障がございませんで国の基準どおりに規定するものでございします。

なお、大変申しわけございませんで、一部ちょっと記載ミスがございしました。この別記の表でございしますが、独自基準の内容に、「左記に加え、利用料云々」と書いてございしますが、この部分につきましては、この内容は理由の欄に書いているものがそのまま適用になりますということでございまして、独自基準の内容については、理由の欄に記載のほうに変えていただきたいということでございします。大変申しわけございませんで。

議案書23ページにお戻りいただきたいと思ひます。

議案第5号 むかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案でございしますが、条例の中身は先ほど御説明申し上げたとおりでございします。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、25ページをお開きください。

議案第6号 むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案ですが、条例の内容も先ほど御説明申し上げたとおりでございします。説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございします。

以上、議案第5号及び議案第6号につきまして提案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第5号についての質疑はありますか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この議案第5号は、いわゆる今度の介護保険法の改正に基づいてこれまでの包括支援、軽度のものについて保険であったものが町の総合事業で行わなければならないという立場の中だというふうに解釈しておりますが、そこでお聞きしたいのは第3条なんです、人員を定めるということなんです、ここでこのように載せられておりますが、しかし実際問題として要支援の方々が今度地域事業にふえてくるわけですよ。そうした場合に、どれだけの人数が要るのかというのはかなり大変じゃないかと私は思っているんです。

ましてや、必要なホームヘルパーなりが本当に確保できるのかという点から見れば、こういうような状況で大丈夫だというふうに言えるのかどうか、その辺の基本的な考え方をお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 大久保町民生活課課長。

○町民生活課長（大久保利裕君） 新しい総合事業の部分の取り組みという部分の観点からの御質問かと思えます。

ただ、この条例で提案されている内容というのはその部分ではなくて、この条例自体は既に今実施しております包括センターの内容をそのまま追随しているような形になっております。これで改めて何かを追加するというものではございません。

人員体制の考え方でございますが、包括ケアシステムという新しい取り組みに向けて、これについては新しい見守り業務とか新たな本来の包括支援センターの業務というものがさらにふえてくるということも当然予想されます。そういった意味で、機能といいますかそういったものの強化に向けて、私どもも体制整備をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第5号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第6号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第5号 むかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（三倉英規君） 次に、議案第6号 むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第7号 むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹総務グループ長。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第7号 むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書は41ページとなりますが、説明資料集14ページ、15ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度施行に伴いまして、本庁、総合支所ともに分掌内容の見直しが必要となったことから、福祉、保健業務との連携により、より効果的な行政組織構築のため見直しを行うものであります。

説明資料14ページのむかわ町課設置条例新旧対照表をごらん願います。

本庁におきましては、第1条におきまして新たに「健康福祉課」を設け、第2条の事務分掌におきまして、1点目「高齢者、障害者、児童及び母子福祉その他の社会福祉に関する事
こと」、2点目「介護保険及び介護予防に関する事
こと」、3点目「保健衛生及び保健指導に関する事
こと」、そして「子ども・子育て支援に関する事
こと」の4点を盛り込むものでございま
す。

町民生活課におきましては、第2条事務分掌にあります介護保険に関する事
こと、社会福祉
に関する事
こと、そして保険及び医療に関する事
ことの3点を除くとするものでございま
す。

続きまして、15ページ、むかわ町総合支所設置条例新旧対照表をごらん願います。

総合支所におきましては、地域振興課における事務分掌を一部改定するものでございま
す。

内容としましては、第4条中、「社会福祉に関する事
こと」を「高齢者、障害者、児童及び
母子福祉その他の社会福祉に関する事
こと」へ改定。また、「保健及び医療に関する事
こと」を
「保健衛生及び保健指導に関する事
こと」へ改定し、新たに「子ども・子育て支援に関する事
こと」を加えるものでございま
す。

議案書に戻っていただきまして41ページ、議案第7号 むかわ町課設置条例及びむかわ町
総合支所設置条例の一部を改正する条例案でございま
す。

附則につきましては、この条例の施行日を平成27年4月1日からとするものでございま
す。

以上、議案第7号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいま
すようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号 むかわ町課設置条例及びむかわ町総合支所設置条例の一部を改正す
る条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、議案第8号 むかわ町行政手続条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹総務グループ長。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第8号 むかわ町行政手続条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書は43ページから45ページとなりますが、説明資料集16ページから21ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

本条例の改正は、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日付で公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、法と同内容を規定するための一部改正でございます。

この改正によりまして、処分及び行政指導に関する手続について町民の権利利益の保護の充実を図るため、第33条におきまして法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求める規定及び法令に違反する事実の是正のために処分または行政指導を求める規定等を明文化するとともに、各条文中の文言整理を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして43ページから45ページ、議案第8号 むかわ町行政手続条例の一部を改正する条例案でございます。

附則につきましては、条例の施行日を平成27年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第8号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 むかわ町行政手続条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号から議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第9号 むかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案から日程第15、議案第11号 むかわ町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例案までの3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

中村生涯学習課主幹学校教育グループ長。

〔中村 博生涯学習課主幹 登壇〕

○生涯学習課主幹（中村 博君） 議案第9号 むかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案及び議案第10号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 むかわ町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例案について、提案理由を一括御説明申し上げます。

議案書の47ページの議案第9号から条例の廃止、一部改正及び新規制度につきましては、昨年6月に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

に基づき、関係条例を整理するものでございます。

教育委員会制度の改正概要を御説明させていただきたいと存じます。

議案説明資料の22ページをお開きください。

この法律が改正された理由は、教育委員会を改革するものでございます。責任体制の明確化や首長との連携強化などの4つの柱から成っております。

教育委員会の改革として、第一には、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くこととなります。現行の委員会は、議会の同意を得て町長が5人の教育委員を任命し、委員長及び教育長は互選により任命されていましたが、新教育長にあっては町長が議会の同意を得て教育長として任命することが必要となり、任期は現在の任期4年から3年となるものでございます。ただし、法律の経過措置により、現教育長が任期満了あるいは欠けた場合までの期間にあっては現行制度が継続することとなっており、教育委員長においては現教育長が任期満了と同時に退任となるものでございます。したがって、本町の場合は最長任期満了までとなると、平成30年5月まで現行制度のまま継続となるものでございます。

第2には、教育委員への迅速な情報の提供や会議の招集など、教育委員会のチェック機能の強化と会議の透明性を図ることとしています。

第3には、地方公共団体に町長と教育委員会が協議・調整する場として町長と教育長、教育委員で構成する総合教育会議が設置されます。協議・調整事項としては、大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置が挙げられており、町長が公の場で教育政策について議論することが可能となるとされております。

第4に、教育に関する大綱は総合教育会議において協議・調整を尽くし、町長が策定し、町長及び教育委員会はその策定した大綱をもとに事務を執行していくこととされております。

以上が、昨年の法律改正に伴う教育委員会制度改正の概要でございます。

議案の説明に移らせていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、47ページをお開きください。

初めに、議案第9号 むかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案でございます。この条例は、現行の教育長が教育委員として特別職の立場、教育長の一般職の立場をあわせ有することから制定された条例でございます。本年4月から施行されます地方教育行政組織及び運営に関する法律の改正により、法律上常勤の特別職と

なりますことから、現行条例を廃止するものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日は平成27年4月1日とし、第2項において法律の改正附則による現教育長の任期満了までの期間は旧条例を適用するものとして、経過措置を設けてございます。

以上で、議案第9号 むかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案の説明を終わらせていただき、次に議案第10号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案の説明に移らせていただきます。

議案書49ページをお開き願います。

現行制度における教育長は、教育委員としては非常勤の特別職でしたが、教育長としては常勤の一般職でございます。今回の改正により、新教育長は地方自治法第204条の適用を受け、常勤の特別職となることから、条例第1条に第3号として「教育長」を加え、また別表に「教育長」の項を加え、給料月額現行の同額54万4,000円とするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例も議案第9号と同様に、第1項施行期日は平成27年4月1日とし、第2項において、法律の改正附則による現教育長の任期満了までの期間は旧条例を適用するものとして経過措置を設けてございます。

以上、議案第10号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただき、次に議案第11号 むかわ町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例案の説明に移らせていただきます。

議案の51ページでございます。

この条例は、議案第9号において教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止いたしますことから、常勤の新教育長の勤務条件及び職務専念義務を定める必要から、新規制定するものでございます。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、教育長の勤務条件等を定める条項でございまして、職員の例によることとし、任命権者を教育委員会と読みかえて適用しようとするものでございます。

第3条は、教育長が常勤であることから職務に専念する義務を定める条項として職員の例によることとし、第2条同様の読みかえ規定を置くものでございます。

なお、附則でございますが、この条例につきましても前の2件の条例同様に、第1項において施行期日は平成27年4月1日とし、第2項におきまして、現教育長が在職する期間は現行の条項が適用される経過措置を講ずるものでございます。

以上で、議案第9号及び議案第10号、第11号の説明を終わらせていただきます。よろしく審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 議場内の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

〔「番号順」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 議案番号順です。

〔「一括説明したとき、一括にしてくれれば助かる」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 初めに、議案第9号について質疑ありませんか。

8番、小坂議員。

○8番（小坂利政君） 説明はわかったつもりなんですけれども、一部ちょっと不明な点というかわかりづらかったものですから、あえて質問させていただきます。どこで質問するかということ考えたのでありますけれども、議案番号順ということでもありますから、一番最初にその内容も含めて聞きたいと思います。

今の説明によりますと、条例の施行は27年4月1日ということでもありますから、ということとは説明書の中にある22ページの中のいわゆる制度改正に伴う施行を、むかわ町は27年からやるという理解でよろしいのかな。ということは、教育長の任命も含めた新たな体制をことしからやるということではない。ということは、いわゆる経過措置の中で移していくという体制になる。これ、どちらの選択肢もあるということで私は理解していたんですが、あえて経過措置をとらなきゃならない理由というのは何かちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 現在おります現任の教育長の任期まで延ばすという現行制度を延長する部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正附則におきまして定められておりますので、この制度内容を4月1日から施行いたしますが、実質任期がある間につきましては現行制度が継続するという内容でございます。ただ、欠けた場合のことがございますので、本年4月からこの条例を施行いたしまして、万が一のときに対する即座の対応が可能なこととするための提案でございます。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

○8番（小坂利政君） わかりますよ。それはまあ法律ですから、一定程度の経過の中で体制を整えるというのわかるんだけど、それをしなくても27年からできる体制があればそれでも構わないという理由が裏側にあると思うんですよ。それをできない理由というのは特にあるのかということをお聞きしたいんです。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 先ほど申し上げました法律の改正の附則におきましては、あくまでも現教育長が任期中につきましては現行制度を継続するという内容になってございまして、選択はできないものでございます。

〔「ああそうですか。」という人あり〕

〔「辞表出してやめて、すぐするってことにはならんの」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私もその同様の関連質問になるんです。私はその経過措置というのはよくあることだというふうに思うんですけども、我が町の場合にはこれから丸三年あるんですよ。そういうふうな中でこういう措置をとるのはどうか。

先ほどの課長の説明によると、教育長が何らかの形で欠けた場合にすぐ適用できるようにということのようだけれども、しかし今度の改正で見れば、町長がこれまでの教育長や教育委員長にかわって、この会議を招集したりとか、あるいはいろいろな提供をしたりということが出来る仕組みになっているんですよ、今度の条例というのは。だから、それを今度は用いるということだ。そうすると、経過措置で置くということになると、現状では教育委員長がいて教育長がいてというその組織が3年続くわけですよ。それらのことと、法律ができたんだから、悪く言えば首長さんが「俺がやる」と言えばそういうふうになるという、これ矛盾が起きちゃうんですよ。と思うんですよ。ここのところをどう処理していくのかということが非常に大きな問題じゃないか。

我が町の首長さんでいえばそんなことはないだろうというふうに思っておりますけれども、いろいろなことが考えられることがありますので、この辺のところ整理しておきたいので伺いたい。

〔「解釈でできるはずだけどな」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 制度は変わりますけれども、町長がこの教育路線のほうに強く連携強化するという内容でございますが、この部分につきましては法律上本年4月から適用されます。ただし、教育委員会といたしましては、今までどおり執行権限は教育員会に保有されたままでございますので、実質的な内容につきましては、今まで同様と大きな変わりはないという関係がございます。

町長が教育行政に対して強い指導力を持つという部分につきましては、この総合教育会議の中におきまして調整あるいは協議をして、重要な部分につきましては町長の方針等を設け大綱をつくっていくという中で行うことでございますので……

〔「町長がだめだと言っているのか、そしたら」と言う人あり〕

○生涯学習課長（高田純市君） この総合教育会議の中で定められた内容につきまして、教育委員会が現行どおり機能するものというふうに考えているところです。

〔「機能しないとは言っていないんだ」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 今の課長の答弁がちょっとわかりにくかったんだけど、実態としてこの条例を決めてしまって、いわゆる22ページにあるように総合教育会議、これはこれで生きるよということを今述べたんですか。これはこれで生きる、だから具体的にこの条例施行後、そういうことも進めていく。そういうもとの、教育委員会としては今の現行の教育委員長もいてという形のものとして進めていく、こういうことなんですか。その辺をもうちょっと整理してください。お願いします。

〔「法律的にはそうなんだ」という人あり〕

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 今申し上げました総合教育会議につきましては、町長が教育行政にどういうふうに関わるかという内容のことを申し上げたつもりでございました。説明不足で大変恐縮でございます。

総合教育会議につきましては、会議の協議事項、協議・調整事項といたしまして3つに大別されます。大綱の策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興の重点的に講ずべき施策の協議。また3つ目としまして、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合の緊急の措置に対するというような限定された内容の協議・調整事項でございます。

大綱につきましても、重要な部分について大綱を定めるということはございますが、基本的に現行の教育制度が持続されるというところには変更がないものというふうに考えてございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 原理原則のことをおっしゃっているんだらうと思うんですけども、問題は我が町で言えば、現教育長、教育委員長がおって、これは3年後にはこの条例ではなくなるんですね。条例ではなくなる。それを経過措置として残すわけです。それはわかる。そういうことで3年間やるよと。だけでも同時にこの条例をつくっちゃうと、今度の条例で与えられる首長さんの教育行政に対するさまざまな提言、それも同時に、これは非常に矛盾する立場でなっちゃう可能性があると思う。すっきりなればいいけれども、やはり教育委員長さんなりが今を中心とした教育委員の皆さんの姿勢がこれまでつくられてきたものがあって、その方向の上こうやって頑張っているというときに、いやいや首長さんが今度は会議の招集もできるぞということやるといようなことが起きるようなこともある。こういう矛盾が生じかねない。

私はこういう点で、この残り3年任期もあるのに、この経過措置を含めながらこうするというのは時期尚早ではないかと、そういうふうにして対応している自治体もあるようでございます。ですから、どうしてこのところそんなに急がなきゃいけないのかということをもう一度確認したい。

それから、もしこれにしても、現行の教育委員長を含むそういう教育委員会の体制そのものが経過措置として、教育行政の執行推進、そういうものがちゃんと担保されていくということになるかどうか、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） ただいま町長が会議を開くことができるというふうに申し上げられましたけれども、この部分につきましては、教育委員会の会議はあくまでも教育委員長が主宰する内容が継続することになります。新しく新教育長になられましたら、新教育長が会議を招集するという内容でございます。これは執行期間としての委員会のあり方でございます、町長が招集できるのは総合教育会議、町長と教育長また教育委員さんとは会議を開きます。この会議の招集の部分でございます。この最終的な執行権限は教育委員会に残るという部分につきましては今までどおり、制度が変わりましても変わることはありませんので、教育の中立性ですとか教育の執行事態につきまして、支障がないものと考えてござ

います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

9番、山崎議員。

○9番（山崎真照君） 今まで黙って聞いていたけれど非常にわかりづらい。わかりづらい。そして変えるものであれば変えればいいのか、そんなものなんぼでも。変えないのなら先延ばしすればいいじゃないか。わかりづらいんですよ、その辺が。何のためにそうしたらこういうことになるという、この意図は何なの。意図は。もう一回ちゃんと説明して。

[「この説明書だと町長が会議招集だと、どの会議なの」と言う人あり]

○議長（三倉英規君） 暫時休憩します。

再開は11時45分。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時45分

○議長（三倉英規君） 再開をしたいと思います。

昼食のため、しばらく休憩をさせていただきます。答弁調整のためでございますので、御理解を賜りたいと思います。

再開は13時とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 説明が悪く大変恐縮でございます。

まず、議案資料の22ページでございます教育委員会制度の改正概要についてでございますけれども、これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の内容

でございます。内容的には4つ書いてございますけれども、この4つ全てが本年4月から施行される内容でございます。したがって、新教育長にかわる、あるいは総合教育会議、教育大綱といった内容につきまして市町村の条例等で改正する、あるいはどうするという内容ではございません。あくまでもこれは法律の内容で、4月からこのようになるという内容でございます。

ただし、この法律の中の経過措置といたしまして、通常でありますと教育長というのは任期中4年間の任期がございます、教育行政につきましては4年間を見定めた教育方針等を持っておりますことから、4月1日施行日に合わせまして全てを改正するのは適当ではないという国の判断があって、この法律の中の経過措置の中でこの教育長の委員長、新教育長を任命し、ほかの委員を別に任命するという内容の部分、経過措置の中で現在在任する教育長の任期満了までは、現行のこの委員会の体制を継続するという内容になっているものでございます。

ただ、この経過措置を受けまして、今回の条例改正になるわけでございますけれども、あくまでも町の条例を改正する内容といたしましては、任期満了前に教育長が辞職、免職その他何らかの事由によりまして欠けた場合につきましては、すぐにも対応できるようにその給与ですとか勤務条件ですとかといったものを、常勤の特別職として今から用意をしておきまして、4月1日この法律が施行された後、万が一のことがありましたらすぐにも対応できるようにスムーズな移行ができるように条例を提案するものでございます。

したがって、ここにあります③番にあります総合教育会議という内容につきましては、今の教育委員会をなくしてこの総合教育会議をつくるのではなくて、現行の教育委員会はそのまま存続します。新教育長になりましても存続いたしまして、それと町長とこの協議・調整ができる場としてこの会議を設けるという内容になっているものでございます。

そういう内容での今回の条例の提案でございますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

山崎議員。

○9番（山崎真照君） 了解はした。したけれども、この経過措置でこれからいくんだから、この3年間は町長はこの総合教育会議というのはタッチしないで3年間いくということになるのか。

〔「違う違う」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） この地方教育行政の關係のこの法律の内容につきましては、経過措置になりますのは先ほど申し上げました教育委員5名の任用、教育委員会の委員さんの構成内容についてでございます。そのほかの総合教育会議、教育大綱等につきましては4月からの施行になりますので、町長との協議を行っていくという内容になります。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第9号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第10号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第11号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第9号 むかわ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃

止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 むかわ町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、議案第12号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹総務グループ長。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第12号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

これは平成26年8月7日に人事院勧告に基づき国の一般職の職員の給与に関する法律等の

一部を改正する法律の施行によるものでして、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するため、また官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直しを行うため、関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料の24ページ、人事院勧告に基づく給与制度の見直しの概要をごらんください。

初めに、一般職の職員の月例給ですが、民間賃金水準の低い県における官民格差と全国の格差との率の差を踏まえ、給料表水準を平均2%引き下げるものです。ただし、1級及び2級の初任給に係る号俸の引き下げはございません。3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民給与差を考慮しまして、最大4%程度の引き下げを行います。40歳代や50歳代前半層の昇給機会の確保の観点から、5級におきましては8号俸の増設を行うものでございます。あわせて、再任用職員の給与改定も行うものでございます。

行政職給料表（1）以外の給料表につきましても、行政職給料表（1）との均等を基本に所要の改定を行うものでございます。

続きまして、55歳を超える職員に対する給与の減額措置でございます。

行政職給料表（1）6級以上である者で55歳を超える職員は1.5%の減額措置を行っていたところでございますが、給料表の改定に伴いまして減額支給期間を平成30年3月31日までとするものでございます。

続きまして、地域手当の改定でございます。

地域手当につきましては、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で、規則で定める者に在勤する職員に支給するものでございます。勧告に基づき級地区分を細分化しまして、級地割合を見直すものでございます。

続きまして、単身赴任手当の改定でございます。

公務が民間を下回っている状況等を踏まえまして、基礎額を月額3万円としまして、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を、月額7万円とするものでございます。

続きまして、管理職員特別勤務手当の改定でございます。

管理職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合にも支給すると改定するものでございます。

続きまして、資料の25ページになります。

新旧対照表で御説明を申し上げます。

初めに、むかわ町職員の給与に関する条例第13条の地域手当でございます。

第2項第1号100分の18を100分の20に改め、同項第2号中100分の15を100分の16に改め、同項第3号中100分の12を100分の15に改め、同項第4号中4級地を6級地に、100分の3を100分の6に改め同項第6号とし、同項第3号の次に4号4級地100分の12、5号5級地100分の10を加えるものでございます。

続きまして、単身赴任手当でございます。

第16条第2項中2万3,000円を3万円に、4万5,000円を7万円に改めるものでございます。続きまして、管理職員特別勤務手当でございます。

第25条第1項中、年末年始の休日等の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を「前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する」と改め、第25条第3項中第2項を第3項に改め同条第4項とし、同条第2項の次に第3項「管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。(1)、第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)、(2)、前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額」を加えるものでございます。

附則につきましては、第11項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改めるものでございます。

第4条関係となります別表第1の行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)、また別表第2の医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)につきましては、新旧対照表より除かせていただきましたので御了承願います。

それでは議案に戻りまして御説明申し上げます。

議案集53ページになります。

議案第12号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。条例第13条第2項の地域手当につきまして、級地区分を細分化し、全4級であったものを全6級までとし、級地割合の改定をするものでございます。

条例第16条の単身赴任手当につきましては、基礎となる月額を3万円、加算限度額を7万

円と改正するものでございます。

条例第25条の管理職員特別勤務手当につきましては、先ほどの概要及び新旧対照表で御説明申し上げたとおり、平日深夜に勤務した場合にも支給すると改定するものでございます。

附則第11項の改正は、6級以上55歳を超える職員の1.5%減額措置につきまして、減額支給期間を平成30年3月31日までと改定するものでございます。

後段、別表第1及び別表第2として、改定後の給料表を54ページから69ページまで掲載してございます。こちらにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

69ページの附則につきましては、第1項は施行期日でございます。

附則第2項は、改正により不利益が生じた場合に調整をすることができるとした規定でございます。

附則第3項から第6項は、改正後の給料月額が改正前に受けていた給料月額に達していない場合に、当分の間その差額を給料として支給するとした規定でございます。

附則第7項は、地域手当の割合及び単身赴任手当の基礎となる月額を、平成30年3月31日までの間は規則において定めるとした規定でございます。

以上、議案第12号につきまして提案の説明を申し上げました。どうぞ御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 3点ほどお伺いしますが、国の人勧に基づく制度の見直しということなんですけれども、1点目は民間給与との関係で全体として2%の引き下げとこうしたわけでありまして。全体的には4%なりというふうな話もありました。本町としてこの2%、民間給与との比較というのはどの辺のところをどのような形で用いられておられるのかというのが第1点であります。

それから、2つ目には、これで大きく引き下げとなるのは55歳を超える者だけということになるのか、それとも説明がちょっとわかりづらかったんですけれども、初任給だとか若手のほうはそうはならないけれどもという話でありました。年齢別に言うとどこいら辺が基本的にどういう状況に下がってくるのかというのをもう一回御説明をいただきたいのが2つ目。

3つ目に、これによって本町の職員給与全体が前年度と対比してどのような額に変化する

のかということをお願いしたい。

以上です、3つ。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） お答えしたいと思います。

まず、民間給与ということですが、実際のところ本町におきましては、人事委員会等の設置等もございませんので、実際のところ本町における民間との差というのは把握というのはちょっとしておりません。あくまでも全国平均という形の中での平均2%の削減ということでございますので、こちらのほうを御理解いただければなというふうに思います。

また、2つ目の55歳を超える者というところの御質問ですが、議員おっしゃるとおり若手の職員のというのは今回の改定に当たっては給料表の異動はほぼないというような状況でございます。3級以上のところにおいて、それぞれ差を設けて給与減額の改定というような措置となつてございます。特に55歳を超える職員についてというところですが、現状でも実際55歳を超える者については昇給は停止というような状況でございます。またここで今回で言われていますのは、実は6級職、課長職におけます55歳以上の職員についての減額措置というところが今までの間、平成22年以降されているところなんです、そちらの減額措置が当分の間とされていたところが平成30年3月31日までというような措置にするというような内容でございます。

3点目の前年度との比較というところでございますが、実際のところ今回減額にはなるんですが、現給保障の部分というのは措置がとられてございます。こちら、とりあえず3カ年の間一旦は現給保障の期間を続けるというような内容になってございます。現在支給されている給料と実際改定後の給料でいきますと引き下げにはなっているんですが、その差額分を一旦3カ年の間は保障するというような内容になってございますので、改定後の給与差というところの数字というのはちょっと押さえておりませんので、御了承いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） もう一度お伺いしますが、1つは当分の間を平成30年3月31日までというふうにする。現状でも課長級の皆さんは据え置きになっている。これが平成30年までということらしいんですけども、そうするとこれらにかかわって退職金にかかわる問題だとか、そういういわゆる福利厚生にかかわる部分ではどういうふうになっていくの

か。それはもとのままでいくというのか、この分が下がるということになるのか。そうすると、当然この間に55歳を過ぎて勤務した人たちが犠牲になるというふうな形も、これはあつたりするわけですが、そうすると相当いろいろな意見も出るんじゃないかと思うんですが、そこいら辺のところはどうなるのかということをやっと教えていただければなというふうに思います。

それから、給与総額の問題では当然平均2%ということの減額もありますけれど、定期昇給等々ありますから年度対比では下がるということはないのではないかと考えているんですが、その辺の総額というのはどうなってくるのかと、もう一度だけお伺いします。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 給与改定におけます、その後の例えば退職の関係とかにつきましては、そちらにつきましては本人に不利益のないような形での給与の報告というような形になってございます。当然本俸額と支給額が実際は違うということなんですが、そちらにつきましても、双方の額をですね、実際の場合は退職手当組合のほうには報告をして、不利益のないようなというような措置をさせていただいております。

2つ目の給与の総額の差というところですが、実際の3年間の減額措置というところで、実際3年間の間に本俸額が上回ってしまえば現給保障というところはなくなります。ですので、3年後においてまだ本俸額に実際の給与が達してない、手取りの額が達してないという方が若干数名計算上は出てきますので、その方については総額という考えにおいては若干額は少なくなるのかな。ちょっと今手持ちの数字ではないんですが、実際そこで3年後ですね、減額措置が終わった場合ですが、該当する者としては、私の記憶では5名ほどというような試算で一応考えておりました。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 非常にこの人勧の給与ベースというのはわかりづらいような内容でくるわけですね。今話を聞いていても、例えば民間との差額のないようにと云って、民間のどの部分に物差しを当ててそれをやったのかって言っても、それは全国平均だというような言い方しかできない。それであれば本当にそことの照らし合わせというものをちゃんとやってるのかどうかというのが、まず第1点出てくると思うんです。それと、この一部改正の中にですね、例えば100分の2とか100分の15とかというふうなものを仮にやっても、例えば独身者というか、その手当の部分で4万5,000円のやつを7万円に引き上げ

ると、そうすると本給で落としておいても、そういう手当ですね、そこを埋めてくという手法が、ここに見え隠れしていきるんでないかというふうな疑義が持たれるんですが、そのあたりの根拠というのはどういうふうに、そういうものを埋めるための、例えば一部では下げていますよと、しかしながらこの部分で補填しますよというふうな、そういうふうなものがどうも見え隠れしているような気がするんですが、そのあたりはどうなんですか。その民間企業のベースっていうのはどこに物差しを当ててやったのか。そのあたりがですね、差額が出ないようにというんですが、その対比するものが見えていないんですね。民間企業のベースと、それから公務員給与のバランスというものをね、どこでその接点を設けてやっているのか、これが見えていない。そのあたりについてちょっと御説明願います。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 御質問の件でございますが、まず今回の提案をいたしました内容の部分なんですけど、こちらのほう人事院のほうで調査を行っているものでございまして、2%の部分の考え方なんですけど、民間の水準が低いと言われております全国での統計をとった場合にですね、12の県が一応該当しているという、そういった結果が出てございます。その12の県を1つのグループとして考えた場合に、要は全国の格差との差がどれぐらいあるのかという、そういったところでこの2%というような数字が出てございます。実際この人事院の調査なんですけど、こちらについても平成24年から26年の調査の数値の平均値というような数字でなっております。

それと、言われておりました手当の部分ですね、地域手当と今回単身赴任手当ということで提案させていただいております。

地域手当につきましては先ほどの説明のほうでもさせていただきました、民間等の賃金、物価等の生活費が特に高い地域で支給するというような内容になってございます。当むかわ町においては、地域手当というところは該当してきません。今回の改正の及ぶところといいますか影響するところというのは、例えばむかわ町と北海道との間で職員の派遣交流というのを実際しております。例えばその職員が札幌市に勤務となりましたら、札幌市においては今回のこの地域手当の級地区分が該当してきますので、そういったものには一応支給するというような内容になってございます。

あわせて単身赴任手当も、当然町内に勤務しておればそちらに該当するものではございません。同じように派遣等で住居を異にするといいますか、そういった者に対して一応支給するというような手当の内容になってございますので、御理解いただければなというふうに思

います。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

○10番（津川 篤君） 単身赴任というのは、むかわ、あるいは道から来ている職員もおりますから、そういう部分の手当の差額分についての支給ということの理解でよろしいんですか。例えばむかわが住みやすく札幌が住みづらいと、そんな極端な話はないと思うんですが、そういったところに地域手当、今、そうしますとむかわについては全国平均に見てもそれには該当しないということであれば、例えばうちの職員が外に出たときに、やはりそういうものの該当するところに派遣された場合についての補填というふうな考え方でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第17、議案第13号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大友産業振興課主幹林務グループ長。

[大友 篤産業振興課主幹 登壇]

○産業振興課主幹（大友 篤君） 議案第13号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書73ページをお開き願います。

条例の改正につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され題名が改正されたことから、当該条例において引用する法律名を改正するもので、条例別表中の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。

なお、法改正の趣旨といたしましては、全国において鹿、イノシシなどによる農林水産業被害が深刻化していることから、生息数の減少や生息地の縮小を鳥獣の管理として提議し条項に追加したため、法律の題名にも「管理」を追加したものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号及び第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第18、議案第14号 むかわ町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第15号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中村生涯学習課主幹学校教育グループ長。

〔中村 博生涯学習課主幹 登壇〕

○生涯学習課主幹（中村 博君） 議案第14号 むかわ町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案及び議案第15号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を一括御説明申し上げます。

議案書の75ページをお開きください。

初めに、議案第14号 むかわ町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案でございます。

本件は、学校教育法施行令が平成25年9月に一部改正におきまして特別支援教育の推進に当たり、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人、保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当とした法律改正の趣旨に鑑み、昨年来検討してまいりました。

教育委員会が、本人、保護者の意見を最大限尊重し、本人、保護者と教育委員会、学校等が教育ニーズと必要な支援について合意形成を行い、子どもの早期からの教育相談支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、委員会名称について「教育支援委員会」という名称に改めようとするものでございます。

改正内容については、議案資料29ページをお開きいただき、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

第1条の改正部分は、児童生徒の就学指導を幼児期からと幅を広げ、就学時以外の機能を拡大するため、名称を「教育支援」と改めるものでございます。

第2条の改正部分につきましては、所掌事項を就学指導に限らず教育上の必要な支援の内容についても調査審議するものでございまして、第2項を追加し、その業務を1号から4号

に明確にいたします。

第3条から第5条までの改正は省略の文言訂正でございまして、資料のページをめくっていただき30ページ、第6条の改正部分でございます。従来、委員のうちから調査員を置くことができるとしておりました規定を、専門部会を設置し必要に応じた委員以外からの専門的な部会委員を置くことができるように改正するものでございまして、これにより視覚、聴覚、知的、肢体、病弱などの多様な事例に対応しようとするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、75ページを見ていただきたいと思います。

下段の附則でございますが、第1項の施行日を平成27年4月1日とし、第2項及び第3項では現在の委員及び委員長、副委員長の職の任期を在任期間として継続するための経過措置を講ずるものでございます。

以上、議案第14号 むかわ町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の説明に移らせていただきます。

議案書の77ページでございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されますことから、この法律の附則により現教育長の任期満了、あるいは教育長をかえた場合に適用されます非常勤の特別職の報酬等の改正と、議案第14号におきまして名称変更となります就学指導委員会の文言等の改正でございます。

説明の都合上、議案資料の31ページをお開きいただき、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

まず、別表の第2項の教育委員会の「委員長」の欄を削除し、第6項中一番下の行の、「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、「委員」を「委員等」に改めるものでございます。

議案書の77ページにお戻りいただきまして、附則におきましては、施行期日を平成27年4月1日とし、第2項におきましては現教育長が在職する期間は現行の条項が適用される経過措置を講ずるものでございます。

以上で議案第14号及び議案第15号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第14号について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

- 11番（北村 修君） 14号で2、3点質問しますが、つまり今度は支援委員、今まで就学指導委員会で指導するというのが支援ということに変わるわけで、具体的にはどういう形をとっていくのかということをお聞かせ願いたいというように思うんですよ。どこかの場所で特定のそういう措置をとるのか。今就学児童にあっては、言葉の問題だとかでは児童館等々でやられておるということは存じているんですが、そういう形をイメージすればいいのかという問題。それから、乳幼児からということにもなっていますが、それらについてはどういう対応ということになるのか、個別の対応ということになるのかというのが第1点です。

それから、もう一つは、これ委員会としてということになっているんですが、この委員会ということをおざわざ委員長、副委員長を含めて組織していくという、その理由、その必要性、それはどこに見出しているのか。そういう組織体としてやる必要があるのかどうか。これだけ見ますと、そういう障害があり、そういうものの人たちを支援していくというのであれば、その専門的なそういう資格を持った人たちが、そういう対象となる方々に必要に応じて手だてをしていくということであって、組織的なことがどういうふうにか展開されるのか。これちょっとわからない点なんです、そこら辺のところを含めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

- 議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

- 生涯学習課長（高田純市君） まず、1つ目の質問の内容にあります就学指導委員会を教育支援委員会に変更する部分でございます。本来就学指導委員会、今までの就学指導委員会につきましては、議員の言われているように就学時1年生に入学する段階で、学校での教育内容について適正に学校教育ができるか、あるいは特別支援学校に行くべきか、あるいは特別支援教室で授業を受けさせるのかという内容につきましてこれの調査、審議を行っていただく委員会といたしまして、委員会設置をしていたところでございます。

したがって、この審議会としての位置づけの委員会でございますけれども、平成25年の改正におきまして、今まではそういうふうにと就学時のことだけではなくて、もっと幅広く早期から小さいうちから、例えば幼児期からここに至るまで、そういったような特別支援に対してどういうふうにするべきなのか、そういう部分についてまで意見を述べられるような体

制、相談業務を受けられるような委員会とすべきではないかという内容で、今回の改正にしたところであります。

したがって、現在もそうなのですが、就学時までには、お生まれになられてから学校に行く6歳まで、この間に障害の状態が確認された者というのは、保育園あるいは通園センターでその障害程度がわかってきます。ただ、その内容につきましては現在では民間でもあります幼稚園、認定こども園等で保育される、あるいは就学されているお子さんがいらっしゃいます。その子たちを新しい学校に入れるときにどうするかという考えを、調査あるいは意見を述べてもらうんですが、その間には、今までも当然各関係部署と連携協議をいたしまして、その状況について詳細を把握し判定をしてきているところではございますけれども、就学児のみならず幼児期からの連携を深めまして、よりよい子どもの程度に合わせた支援教育ができるようにという内容を、早期から相談あるいはお話し合いができるようにこの委員会の幅を広げて、また就学中、学校に行っている間につきましても、その子どもたちの状況を見ながらどうしていくのが一番よいのかということも協議・審議できるような体制を組みたいという内容から、この早期に一貫した特別支援体制の強化という部分での対応でございます。

2点目の委員会としての組織としての必要性についてでございますけれども、委員会はあくまでも地方自治法に基づきます教育委員会の諮問機関として、その案件を重視しまして教育委員会がその就学先等につきまして決定するところでございますので、これを組織化した中で、審議会としての役割を持たせるため条例設置した委員会として設置します。ただ委員会の中でも専門性、最近では障害の程度、内容につきましては種別も大変多うございますので、その中で部会等を設けまして専門的な委員の方も個別に委嘱できるような体制を組みまして、そのお子さんのよりよい教育支援体制が組めるような体制にすべきという内容で、相談業務を含めまして委員会体制をするという内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 金本教育振興室長。

○教育振興室長（金本和弘君） 2点目の乳幼児の専門的に個別的に専門委員の中でやるのかという御質問でございますけれども、あくまでもこの委員会は学校に行くまでの間、発達支援センター、保育園から情報を得た生育についての情報をスムーズに学校に伝えるというようなどの部分が大きな仕事となろうかと思えます。特にこの専門委員会で特別に乳幼児に何かをするというようなことではなく、その部分につきましては従来どおり発達支援セン

ター、保育園、幼稚園で行うというようなところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと私のほうが誤解をしたかなと思うんですけども、わかりましたが、課長のお話の中で乳幼児まで広げて、そして相談業務等々を行っていくと、まあそういうことなんですけども、だとすると、それは従来のような保育園とかそういうことでいいのかという問題が当然出てくるんじゃないかと思うんですけど、それらをどのようにやっていくのか、もう一度お考えをお示し願いたいと思います。それから基本的業務としては従来の就学指導でやっていたように、この子に対してはどのような教育体制がいいのかということ判断するということを中心であるのかなというふうに思うんですけども。

いずれにしても、ここにこう書かれている内容であれば、もっと広い意味する内容になっているんじゃないかと思う。そういう意味で専門委員も置く、どのような方の専門部会として配置を予定されておるのか、何名ぐらいなのか、そして日常的にといいますか、そういう人たちには相談業務とかいろいろ言っていますけれども、ただ単に就学する前に相談に乗っていただいて、どこへ行ったらいいよというだけになるのか、それとも日常的に1年を通して、そういう相談にも乗れるという状況になるのか。できたらそのほうがいいなというふうに私は思いますけれども、そこいら辺含めて再度質問させてください。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 1点目の相談業務の内容でございますけれども、これは幼稚園あるいは保育園だけの問題ではないというふうに考えております。現在もそうではございますけれども、実際には3カ月健診、幼児期間の健診業務がございます。保健部門のほうで子どもたちの状況等を把握してございます。そういった親御さんたちとの相談業務等も現在は保健師のほうで対応しているのが現状でございます。そういった内容の相談等につきましても、委員会の方でもこれの相談に乗ってですね、今後の就学あるいは将来に向けた体制がどういったいいのかというものを、幅広く保育園、認定こども園に、保育園、認定こども園にも行かれていないお子さんにつきましては、保育士間の情報、あるいは発達支援センターといったような内容からの相談業務として実施していきたいというふうに考えます。

ただ、委員会の中には、委員会はあくまでも非常勤でございますので、事務局が中心となりましてそれらの意見を伺いまして委員会に諮り、ご意見をいただき、どういった対応をするのが適切なのかという御判断をいただき、あるいはご意見をいただくというような委員会を考えているところでございます。

あとまた、個別という意味では、個別相談、個別の判断だけをするのではなく、こういった子どもにはこういう特別支援学校のほうがよい、あるいは症状が変わってきたんだから普通学級が適当ではないか、あるいはこういうような指導を受けられる相談所があるからこういうところも活用してはどうか、あるいは保健業務の内容で支援できるようなものはないか、といったようなことをこの委員会の皆様に御検討いただきまして、その子にとって一番いい方法を考えるという目的でございます。

なお、専門部会につきましては今現在どのように分けるのかは、まだ明確には決めてございません。先ほど申し上げましたように、幼児期就学時に係る分を専門部、あるいは学校に入ってからの子どもたちの状況を観察、指導、相談というような部分に分けるべきか、というものを考えております。ただ、本町の場合には、数がそうたくさんはございません。事例的にはそんなにたくさんある事例ではございません。ただ、例えば言語一つの問題につきましても言語だけの問題、あるいは情緒につきましても自閉的な傾向あるいは多動性のある子、それぞれたくさん種類がございます。そういった場合に、こういう専門部会の中で専門的な知識をお持ちの委員さんを委嘱できれば、その専門部の中で特化して教員に意見を求められるのではないかとことからこの専門部会を持ちたいという考えでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

8番、小坂議員。

○8番（小坂利政君） ちょっと蒸し返すわけではないんですが、説明の中では教育委員長、委員を一括して教育委員という名称に変更するわけですね、4月1日から。報酬についても教育委員長としての報酬は改正するという内容に聞こえたんです。それで間違いないのかな。間違いないということは、経過措置でこの下に書かれております従前の例に倣うと、報酬についても。形のないものに報酬を払うという仕組みができ上がるわけですよ。委員長が削除されるわけですね、委員長という立場が。でも、報酬は経過措置の中で対応したいという、それもことし1年なら何とか町民も理解するのかなと思うんですが、3カ年にわたるといふか平成29年までという経過措置を今考えておられるようでありますから。これは大体

計算合うんです。学校も給食センターもできるよというその時期だと思うんですが、ではその形のないものに経過措置だからといって平成27年度予算はしようがないのかなと思うんだけど、28年も29年も同じ形でやるという解釈でいいんですか。それを議会に理解しろという意味なのか、確認をしておきたい。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 先ほどの条例改正の部分につきましても同様でございましたけれども、現在の教育長の任期満了に至るまでにつきましては、現行の法令が適用されるという内容でございます。今回の委員長の報酬につきましても、現教育長が任期満了あるいは欠けた場合については委員長もあわせて役職をおりにすることになりますので、その部分での改正でございます。

ただ、改正附則につきましては条例の中から消えるわけではございますけれども、改正附則の中でこの経過につきましては条例として残りますので、あくまでも現任する教育長が在任する限りこの条例が生きるという内容でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

○8番（小坂利政君） 説明責任というのがあるんですよ。わかれといえはわかるんですよ、私も。わかるんだけど、非常に町民にとってはわかりづらいということをお申し上げしているんです。これはちょっと工夫すればできる話だと思って聞いているものですから、なぜそこにこだわるのかということが非常に私には理解できない。ことしはいいよと言っているわけですから。じゃ、平成28年度にはもうちょっと町民にわかりやすい内容改正も含めて提示をするべきだということをお申し上げしているんですよ。僕はね、ないものに金を払うという制度が仮にできたとしたら、何でもありですよそれは。悪いけれども。委員長報酬というのはなくなるわけですから。でも、経過措置で3年間やるというばかな話があるか。僕はそういうこと自体が行政を混乱させる大きな要因になるし、ましてや教育行政は今大事なときでありますから。特にこの辺については曖昧だと思われたら困るので、やはりことしは私もいいですよ、27年は経過措置だと私も理解します。多分議員の皆さんもそうだと思いますけれども、僕はやはりその辺は整理整頓するべきだと思いますよ。課題として。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） この経過措置につきましては、実は議員御指摘のように非常に難しい条例のさばきが必要でございました。これを組み立てるに当たりまして、法令関係

につきましては私ども総務企画課のほうで所管をしておりますので、教育委員会ともよく相談をさせていただきながらこの提案に至ったということでございます。前段、北海道町村会・ほ一む支援室というところがございますが、そちらのほうにも照会をしながら進めてきたところでございます。

わかりにくいとおっしゃる点は確かにあろうかと思いますが、再三御説明申し上げておりますように、地方教育行政及び組織に関する法律の一部改正が行われまして、この改正された法律の中に旧教育長、つまり今在任しておられる教育長の経過措置と、それに伴う委員長の経過措置というものが、法律の中に定められております。法律の中に定められておりますので、この内容に沿って私どもも対応を組み立てていくということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今の問題に関連してなんですけれども、課長が説明されたように国の法改正に基づく経過措置だからいろいろな状況を見てこうしたと、それはそのとおりでわかります。しかし、さきに指摘があったように、教育課長のほうからこの条例の中には残るんだと言われましたけれども、しかしこの非常勤特別職としての条例の中からは教育委員長という文言はなくなるんですよね。そこの額もなくなる。これはもうはっきりしていることなんです。ですから、それを経過措置という形で進めようとするのであれば、せめてその経過措置の文言、この経過措置は任期の何年までで教育委員長については尊重し、その報酬はこれこれというふうにするべきじゃないですか。

私は、今総務課長が言ったことはよくわかるんですけども、その流れはよくわかるけれども、しかし国がそうと言っているからいいんだという問題ではないと思うんです。やはり地方自治体としてこの住民に責任を持つものとして、本当に何の裏もない中で教育委員長に報酬を出すということになるんです。もらうほうだってこれは、本当に嫌な思いですよ。やはり、そういうものをちゃんと担保してあげて、そして伸び伸びとその任務を果たしていただくというふうにするべきですよ。それはできないはずはないでしょう。ここいら辺のところ、もっと検討ぜひしてほしいと思いますよ。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず、国の法律の関係を先ほど申し上げましたので、もう少し申し上げますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、実は委員長というの

は既になくなっております。委員長がなくなっております。その上で、現在の教育委員である教育長と教育委員長については、現教育長の任期のある限りその職についていただくという組み立てになっております。非常にややこしいかと思いますが、法律がそのようになっております。その上で、現在私どもの町では教育長がその任にございますので、当然委員長もその任を続けていただくこととなります。

議員御指摘のように、教育長あるいは教育委員長としての任が続きますので、法律ではなくなっている委員長ではございますが、任についている委員長の報酬を担保するためにこのように経過措置を置いて支給することができるんですということを明記している内容でございますので、御理解をいただければと思います。

〔「それはわかるけどさ」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今の課長の答弁の言葉尻をつかまえるのではないんですけども、委員長のそういう担保をするために、じゃ、それだったら委員長の報酬を担保しているというふうにしかな聞こえなくなりますよ。私それではまた逆に問題が出ると思うんですよ。やはり、教育委員会という一つの公的な、むかわ町の学校教育、社会教育全般を扱うその大事な組織で、その委員長さんの報酬のために経過措置というようなことにはならないと思いますし、その辺のところできっちりする。

本来的にこの問題をこういう新しい国の制度いろいろ抜きにしての、新しく条例をつくって教育長という新しい新制度をつくるというような場合には、当然本来的であればそこにあるものが一旦やめるか何かをして、そして更地にしてやるものでしょう。しかし、この経過があつてそれも大事にしなきゃいけないからということで、今国もそう認めているということになるわけでしょう。だけれども、それぞれ地方自治とはいえ独自の権限を持っているわけですから、そういう中では本当に単純に言えば、もう既に教育委員長というポストもなくされていて条例からも外されている、だけれども報酬だけ払う、これは納得できなくなりますよ、当然だと思いますよ。ここのはもっときれいな整理をしなきゃだめですよ。ぜひそのところもう一度やるなりしていただきたい。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） なかなか御理解を賜れなくて、説明のしようがなくなってきているんですが、再度法律の内容を説明させていただきます。

一部改正によりまして今年4月1日から施行されますが、改正法の附則の中で旧教育長つ

まり現在任にある教育長でございますが、教育長についてはその教育委員会の委員としての任期に限り、なお従前の例により在職するものとするということで、法律でまず在職期間が担保されております。経過措置、法律でなっております。

委員長の取り扱いですが、旧教育長、つまり今の教育長の委員としての任期が満了する日において、委員長である者の当該委員長としての任期はその日に満了するというので、この法律の中で旧教育長と委員長については経過措置としてその職務が残されているということでございます。

[「すっきりしない、でもどうにもならんからな」と言う人あり]

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第14号から議案第15号までの2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第14号について原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第15号について原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第14号 むかわ町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 国の法律改正はわかりますけれども、先ほど申し上げたように、この報酬を出すそのものが空欄となるようなそういう対応はいかがか。私は、その点で賛同できかねるという立場でございます。

○議長（三倉英規君） 異議がありますので、議案第15号 むかわ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数でございます。

したがって、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号から議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第20、議案第16号 むかわ町立保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案から日程第22、議案第18号 むかわ町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課主幹子育て支援グループ長。

〔萬 純二郎町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（萬 純二郎君） 日程第20、議案第16号 むかわ町立保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案から日程第22、議案第18号 むかわ町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案まで一括して御説明申し上げます。

初めに、改正の概要を御説明させていただきます。

平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法の制定、認定こども園法の一部改正、関係法律の整備法、いわゆる子ども・子育て関連3法の制定により、平成27年4月より子

も・子育て支援新制度が始まることに対応するために改正を行うものです。

改正しようとする条例案は3件となります。

1件目は、町立保育所の設置と保育の実施に関する必要な事項を定めるむかわ町立保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部改正条例案です。主な改正部分としては、根拠法令として平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援法を加え、子ども・子育て支援新制度による規定や用語に対応するために改正するものであります。

2件目は、保護者が就労等をしている放課後児童に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的として放課後児童クラブを設置するむかわ町放課後児童クラブに関する条例の一部改正条例案です。主な改正部分としては、対象児童の拡大、児童クラブの実施場所の変更、児童クラブの再編及び名称変更と教育委員会から町長部局への所管を移すものであります。

3件目は、放課後児童の福祉向上と健全育成及び生活文化の振興のため設置する施設の設置及び管理のためのむかわ町児童館設置及び管理に関する条例の一部改正条例案です。主な改正部分としましては、施設の種別名称を児童館から放課後子どもセンターとし、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に行うことができる施設とするものと、教育委員会から町長部局への所管を移すものであります。

初めに、議案書の79ページ、議案第16号 むかわ町立保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

説明の都合上、議案説明資料の34ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、条例名称を子ども・子育て支援新制度に合わせて「保育」という部分を「特定教育・保育」に改めるものでございます。

第1条で、「子ども・子育て支援法」を根拠法令に加えるものでございます。

第3条の保育の実施基準につきましては、平成26年第4回定例会で制定しましたむかわ町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例で定めたことから削除を行います。

第4条、第5条につきましては、新制度に合わせた参照条文を改めるものでございます。

議案書79ページにお戻り願います。

附則において、平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして議案書の1枚めくっていただいて81ページ、議案第17号 むかわ町放課後児童クラブに関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

説明の都合上、議案説明資料の36ページ、新旧対照表をお開き願います。

まず、第2条は、対象を「小学校3年生まで」としていたところを「小学校6年生まで」に拡大するものでございます。

第3条では、これまで鶴川地区におきましてひかり児童館内で行っていた「ひかり児童クラブ」と鶴川中央小学校内で行っていた「中央小学校児童クラブ」を次の議案で説明させていただきます新設される鶴川放課後子どもセンターで「鶴川児童クラブ」として行うものがあります。また、第2項では必要に応じてですが分室を置くことを可能とするものでございます。

第4条につきましては、教育委員会から町長部局への移管に伴い削除するものでございます。

議案書81ページにお戻りください。

附則において、平成27年4月1日から施行するものであります。

最後に議案書83ページ、議案第18号 むかわ町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

説明の都合上、議案説明資料37ページをお開き願います。

まず、施設種別名称を「児童館」から「放課後子どもセンター」に改めることから、条例名を初めとし改正を行うものであります。

第3条では、平成27年4月1日より供用されます鶴川放課後子どもセンターの名称と位置を定めるものであります。

第4条については、教育委員会から町長部局への移管に伴い削除するものでございます。

議案書83ページにお戻り願います。

附則におきまして、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第16号から18号までの提案の説明を終わらせていただきますが、御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第16号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第16号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第17号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第18号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第16号 むかわ町立保育所の設置及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 むかわ町放課後児童クラブに関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 むかわ町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は14時40分です。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第23、議案第19号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田口地域振興課主幹町民グループ長。

〔田口 博地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（田口 博君） 議案第19号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書85ページ並びに議案説明資料39ページの新旧対照表をお開きください。

提案理由でございますが、富内保育所における入所児童が減少し運営が困難となったこと

から、富内保育所を閉所することとなり、第2条の表中、富内保育所の項を削る所要の改正を行なうものであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

以上、説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第20号及び議案第21号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決**

○議長（三倉英規君） 日程第24、議案第20号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第25、議案第21号 むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大久保町民生生活課長。

[大久保利裕町民生活課長 登壇]

○町民生活課長（大久保利裕君） 議案書87ページ、議案第20号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び議案書93ページ、議案第21号 むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案の提案内容について、関連がありますのであわせて説明を申し上げます。

この2件の条例は、平成23年5月に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、それまで法令等で定められていた地域密着型サービス等事業に係る設備、運営基準等について、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされ、平成25年第1回定例会で議決いただき、平成25年4月1日に施行したものでございます。

本町での地域密着型サービスは、2カ所の認知症グループホームのみでございますが、将来、事業者の参入を容易にする観点から、全てのサービスについて規定しているものでございます。

これら基準につきましては、介護報酬の3年ごとの改正あわせ、基準となる厚生労働省令が改正され、平成27年4月1日に施行される予定ですので、同様に本町においても所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料40ページからの新旧対照表をお開きください。

改正箇所でございますが、議案第20号につきましては40ページから63ページまで、議案第21号につきましては64ページから72ページまでとなっております。

今回の改正は、ごらんとおり非常に多くの箇所での改正となることから、また、該当するものが認知症グループホームのみでございますので、主な改正点のみについて御説明させていただきます。

初めに、議案第20号に関するものでございます。

1点目としまして、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせました複合型サービスについて、登録定員を25人から29人までに拡大するとともに、サービスの内容がイメージしやすいように、名称を看護小規模多機能型居宅介護と改めたこととあります。

議案第20号の改正箇所、全部で176カ所ほどございますが、この名称変更に伴うものだけで141カ所になります。

2点目といたしまして、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設も、本体施設に地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。その他、訪問看護サービスの提供等に関する規定の改正などがございます。

議案第20号及び議案第21号に共通するものといたしまして、訪問介護、通い、短期宿泊を組み合わせた小規模多機能型居宅介護について、その登録定員を25人から29人まで拡大しております。

2点目といたしまして、認知症グループホームについて、現行ではユニット数が1または2とされております。事情がある場合には、3ユニットまで認めることと改正するものでございます。1ユニット9人でございますが、3つまで1カ所で開設できるというものでございます。その他、認知症対応型通所介護の利用定員に関する規定の改正などがございます。

議案書87ページにお戻りいただきたいと思っております。

議案第20号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、改正文の内容は新旧対象表のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書93ページ。

議案第21号 むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案の改正文につきましても、同じく新旧対照表のとおりでございますので省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第20号及び議案第21号について、提案内容の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。

初めに、議案第20号について質疑はありますか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） ちょっとお伺いしたいと思います。

説明資料の63ページの別記で、利用定員が登録定員となって、人数がふえて利用できるようになったと。

でも、今この法律の中で対象になるのは、2カ所のグループホーム施設だということなんですが、実際にこの法律改正によって、今あるむかわの2カ所のグループホームが、どのように変わっていくのかというか、今の時点で登録して、入所者9名定員でワンユニットでやっていますよね。このことが変わることによって、現状の中で何か変化があるのかどうかについて伺います。

○議長（三倉英規君） 大久保町民生活課長。

○町民生活課長（大久保利裕君） 今回の改正に伴いまして、現在、1つの敷地内であれば2カ所できるところが3カ所できるということだけが該当する部分でございまして、今のグループホームの運営に、これが直接影響するという事はございません。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第20号から議案第21号までの2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第20号について、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第21号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第20号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第26、議案第22号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上田町民生活課主幹健康福祉グループ長。

〔上田光男町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（上田光男君） 議案書97ページ、議案第22号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、改正の概要を御説明させていただきます。

この改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律による施行並びに介護保険法施行規則の、第1号被保険者の保険料率に関する基準、地域支援事業等の実施を猶予する日を定める措置等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

本条例の改正は、第6期平成27年度から平成29年度までの3カ年の介護保険料サービス料の見込みから、65歳以上の方の介護保険料の改定が必要となったことと、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施を有する日を定める経過措置が必要となったことから改正するものです。

議案説明資料73ページ、議案第22号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

65歳以上の介護保険料は、御本人の年金収入や合計所得金額、世帯の市町村民税課税状況によって決まる仕組みとなっております。第6条第1項では、第6期介護保険事業計画期間

を平成27年度から平成29年度に改め、これまでの保険料の段階、6段階を新たに3段階追加し9段階とするものです。

なお、保険料は第5段階の保険料を基準としまして、御本人の年金収入等と世帯の市町村民税課税状況により、割合としては0.5から1.7の割合で算定されております。

第1段階は、生活保護を受けている方、または世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方で、保険料年額が2万6,400円を2万7,600円になります。第2段階は、世帯全員が非課税世帯で第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円から120万円以下の方が2万6,400円を4万1,400円に、第3段階は、世帯全員が非課税で第1段階から第2段階に該当しない方が3万9,600円を4万1,400円に、第4段階は、本人は市町村民税非課税で世帯の誰かが市町村民税が課税されている方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方が5万2,800円を4万9,600円に、第5段階は、本人は市町村民税非課税で世帯の誰かが市町村民税が課税されている方で第4段階に該当しない方が、6万6,000円を5万5,200円に、第6段階は、本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方が7万9,200円を6万6,200円に、第7段階は、本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万以上160万円未満の方が7万1,700円に新設し、第8段階は、本人が市町村民税課税で前年の合計所得が190万以上290万円未満の方で8万2,800円に新設し、第9段階は、本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が290万以上の方で9万3,800円と新設されるものです。保険料の引き上げとしては4.5%となります。

なお、第3段階で第1段階について、低所得者の対策として、保険料の割合を0.05軽減しまして、2万4,800円に軽減措置を講ずるものであります。

第8条第3項は、法改正による引用条項の部分を改めております。

制定附則の追加は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施を有する日を定める経過措置として、事業実施を平成29年3月31日までの間、実施に必要な準備期間として実施しないものとして新設し、附則同条第2項は在宅介護連携推進事業、第3項は生活支援体制整備事業、第4項は認知症総合支援事業について、それぞれ事業実施を平成30年3月31日までの間は、事業の実施に必要な準備期間の猶予期間として新設するものでございます。

議案書の97ページ、議案第22号へ戻っていただきたいと思っております。

改正内容については、ただいま御説明させていただきました。

附則において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、提案の説明を終わらせていただきます。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 保険料の改定で、所得の少ないほうで軽減が図られてきたぞと、こういう内容でございますが、ちなみに12月議会の段階で、9段階にして低所得者部分がかなり低くなるぞという御答弁がありました。

しかし、それ以降、国のほうの状況も変わって、それがかなり少なくなったということでございますが、平たく言えば、その辺で当初見込んでいたよりも、どのくらい軽減率が下がってしまったのかということをお聞かせ願いたいと思いますし、これで現行よりも保険料が引き下げられるというのは、おおよそどのくらいの数になるか、その辺についてお伺いしておきたい。どの辺の見通しを持っておられるかということです。

○議長（三倉英規君） 上田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（上田光男君） まず、保険料の軽減の状況ですけれども、当初、それぞれ第1段階から第9段階ありまして、それぞれ保険料第1段階から第3段階、この方たちが一応保険料割合、それぞれ第1段階で0.3、割合です。第2段階で0.5、第3段階で0.7を予定しておりました。ところが、ここは消費税の10%を財源とするという状況だったものですから、そこが見送られたということで、実質、第1段階のみの0.45という、0.3が0.45という形で軽減率が0.05、公費による負担軽減というふうな状況になっております。

実質この部分、予定では平成29年4月から消費税を10%引き上げた時点で、それぞれ第1段階から第3段階については、軽減を実施するというような形で考えられているという状況です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 当初、介護保険法の改正が行われて、そして、保険料のことが問題になると。

そういう中で、この負担を軽減ということがいろいろ言われて、消費税の問題を今言われたけれどもそれを抜きにしても言われて、所得の少ない人のところで軽減措置が思い切って

図られるぞと。そのために9段階にもするんだぞと、その一つの手法として、という期待がありました。

今の説明で見れば、第1段階だけということになったということになるわけですか。第3段階まではこういったぞというふうになるのかなというふうに思ったんですけども、そのようなところ、もう一度お聞かせ願いたいということと、新旧対照表にあります3のところのやつというのは、改めてお伺いしますけれども、これはどの辺の部分ということになるんですか、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 上田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（上田光男君） まず、第1段階から第3段階までの軽減率、先ほどちょっと申し上げましたけれども、平成29年4月からそれぞれ保険料の基準割合について、先ほど言ったとおり第1段階については0.3の割合、第2段階については0.5、第3段階については0.7というような形で、それぞれ公費負担するというような形で聞いております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第27、議案第23号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理

に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上田町民生活課主幹。

〔上田光男町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（上田光男君） 議案書99ページになります。

議案第23号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案について提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、改正の概要を御説明させていただきます。

この改正は、介護保険法の一部改正により、関係条例における引用条項を改正する必要性が生じたことから、所要の改定を行うものであります。

議案説明資料75ページ、議案第23号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

改正しようとする条例案は4件となります。

1件目については、むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例です。第6条第3号中、第8号第19項を第8条第20項に、第8条の2第17項を第8条の2第15項に改めるものであります。

2件目は、むかわ町高齢者生活支援交流センターの設置及び管理に関する条例です。第6条第2号中、第8条第19項を第8条第20項に、第8条の2第17項を第8条の2第15項に改めるものであります。

3件目は、むかわ町国民健康保険個別診療所設置条例です。第5条の2中、第8条の2第10項を第8条の2第8項に改めるものであります。

4件目は、むかわ町厚生病院の設置及び管理に関する条例です。第4条の2第1項第2号中、第8条の2第8項を第8条の2第6項に改めるものであります。

議案書99ページの議案第23号へお戻り願います。

改正内容については、ただいま御説明させていただきました。

附則において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、提案の説明を終わらせていただきます。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願ひします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第28、議案第24号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由を求めます。

為田建設水道課長。

〔為田雅弘建設水道課長 登壇〕

○建設水道課長（為田雅弘君） 議案第24号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書101ページをお開き願います。

本条例案は、道路占用料について道路法施行令の一部改正に伴い、単価変更及び区分整理するため、所要の改正を行うものでございます。

市町村における道路占用料につきましては、条例等で定めることとなっておりますが、その際には、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることと国より指導されております。国及び北海道は、平成20年、22年、25年に道路の所在区分の見直し及

び固定資産評価の評価替えを踏まえ、3度の見直しが行われておりました。

しかし、本町及び胆振東部近隣市町村は、道路占用料の改定を見送ってきましたことから、本町の電柱及び電話柱の占用料が2倍以上の単価となったため、近隣市町村とも協議し改正することといたしました。

改正内容につきましては、別途お配りしております議案説明資料77ページ、議案第24号資料、新旧対照表をごらん願います。

変更部分はアンダーラインの部分です。道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電話柱1本につき1年770円を310円に、第1種電話柱690円を280円に、その下の欄、同法第32条第1項2号に掲げる水道、下水道類外径0.1メートルを、外径0.07メートル以上と未満に分け、1メートル当たり36円をそれぞれ12円と17円、以下同法同条3号及び4号は鉄道軌道類、歩廊、雪よけ類、第5号は地下室、通路、浄化槽類、第6号は露店、商品置き場類、施行法7条1号に掲げる看板、標識、旗、幕類、以下太陽光、風力発電施設、津波からの一時的避難所、工事材料等の置き場の占用料を変更しておりますほか、本町において、過去に占用実績のない項目や当該項目のない項目を整理、削除し、これまで実績のない物件や想定しない物件に対して、その物件、または施設といたしまして、町長がその都度定めることとしまして、占用料設定などについて柔軟に対応できるよう改正するものであります。

議案書104ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成27年4月1日としておりますほか、既に占用許可しております物件の占用料も、新たな条例を適用させることとしております。

以上、提案の理由を終わります。御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、この道路占用料については、それぞれの地方の自治体、市町村が独自に自主的な形でできると。

それは、それぞれの自治体の固有財産に対する貸し付けでありますから、というように認識しておったんですが、国の指導等がひとつあったと。それから、資産評価替え、評価の見直しということもあってこうなったということなんですけれども、1つは、国の指導等ということなんです、この根拠法は何になっているんですか。ちょっと明確にしてください

いということ、資産評価ということと、国や道がこれに関連してきたというのはどういうことなのかと。その理由について、まず明らかにしていただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 御質問の根拠法令につきましては、平成8年1月26日、道路局長通達が出されており、それが根拠法令と。

〔「もう一回、もう一回」と言う人あり〕

○建設水道課長（為田雅弘君） 平成8年1月26日、道路局長通達等です。

国の評価に関しましては、国におきましては、所在地の固定資産の評価額をもとに試算しておりまして、その評価替えが平成20年、22年、25年に行われたことによりまして、評価が変更されております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 道路局長の通達ということなんですか。

それはどういうものなのか、私、存じていないので申しわけなんですけれども、もうちょっと詳しく、できればその中身そのものを見せていただければというふうに思います。

それから、資産評価の部分でということなんですけれども、これがどうして道なりから受けて、ここに反映しなければならぬのかという理由がわからないんですが、その理由が1つと、それから、では、評価替えで我が町の道路の評価というのはなんぼになったのか、そこから辺のところ。そして、この数字、電柱であれば770円から310円ということになったのか。

これは過去に、私も長いこと見ていますけれども、もともとは400円、500円という世界があって、それから600円、700円というふうに、順次町の独自の資産状況の中で引き上げられてきたものなのです。それがこういうふうに一気に出てくるというのは、よくわからないんです。ですから、今言った点を、ちょっとわかるように明らかにしていただければと。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 道路局長の通達の中には、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するように努めること、というような内容での通達が出されております。

資産の関係についてなんですけれども、これは国及び地方の資産税の評価替えに伴うものと思われておりまして、これは国が施行令の中で、各地域における資産を根拠として額を定められたものと理解しております。

それから、占用料の変更につきましては、例えば第1種電柱、これは電線類が3本以下の

ものなのですが、平成20年には530円、第1種電話柱、これも電線が3本以下ですが480円、22年には第1種電柱が460円、第1種電話柱が410円、平成25年には、今回提案いたしました第1種電柱310円、第1種電話柱が280円というふうに変更になっております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっとよくまだわからないんですが、逆に我が町が1級河川ですとか国有地の関連で、こういう占用料を借りて支払っているのがありますよね。

それらと比べたら、例えば、比べるものではどういう状況になるか、教えていただければというように思うんですが。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 国の河川及び道の河川、また、国道、道道の市町村の占用につきましては、無償ということが原則となっているというふうに理解しております。

基本的には、自治体が占用土地として現在支払っているものとしては、占用というか電柱に共架しているものとしてはございますけれども、基本的には公共用地が、市町村がそのような河川及び道路敷地の占用物件に対しての占用料というのはないと解しております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第29、議案第25号 むかわ町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案の理由を求めます。

酒巻総務企画課主幹財務グループ長。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第25号 むかわ町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の105ページをお開きください。

行政財産の使用料につきましては、むかわ町道路占用料徴収条例に定める占用料を参考に設定しており、議案第24号で御決定いただいた同条例の改正にあわせて、むかわ町行政財産使用徴収条例、別表第2に規定する電柱等支持物設置、その他の場合の使用料の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別冊配付してございます議案説明資料の新旧対照表により御説明いたします。

81ページをお開き願います。

こちらは、今回改正に係る新旧対照表でございまして、アンダーラインの部分が改正点となっております。

別表第2の種別ごとの改正内容は、本柱につきましては現行770円を310円に、支線及び支柱につきましては現行770円を310円に、公衆電話所は現行1,100円を560円、広告アーチは現行540円を380円、広告塔は現行1,100円を760円、看板のうち一時的に設けるものにつきましては現行110円を76円、看板のうちその他のものにつきましては1,100円を760円にそれぞれ改正するものでございます。

平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第25号 むかわ町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 説明の中で、改正になるところだけ説明をいただいたんですけども、例えば、清涼飲料水と自販機はそのまま、街灯柱もそのままなんですよね。

その辺の変更にならなかったわけがあると思うんですけども、その点についてと、特に街灯柱なんかは、そこだけ照らしているわけではなくて周りも照らしているわけで、その辺の考え方、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 御質問の改正点以外の料金の考え方についてでございますが、今回改正した料金の部分につきましては、あくまで道路占用料の徴収条例のほうを参考に設定しているものに関しまして、それと均衡を図るという意味で改正したものでございまして、自販機等につきましては、それぞれ独自の料金設定となっておりますので、今回改正から、見直しから除外したということになってございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いしますけれども、看板なんですけど、1つはこれに該当するものは、実際問題としてあるのかということが1点。

あるとすれば、その点検というようなことがなされているのか。なぜこんなことを聞かかかという、札幌で事故がございました。それらともちょっと関連するものですから、ちょっとその辺お伺いしておきたいなと思います。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 看板等に該当するものが現在あるかという部分でございますけれども、私、承知しているところでは、つい最近まで一部民間の企業の方から貸してほしいという申請がありまして、貸していた実績がございまして、そちらの土地、別な用途で使うことになった部分がございまして、現在、その部分の使用許可は解除になってございます。

実際そういった事業者のほうからのそういった宣伝用の看板ですとか、そういった部分での申し出、申請は、事例として過去ございました。

それと、点検のことについてでございますけれども、私どもそういった点検の部分、日ごろ小まめにパトロール等をしているような実態ではございませんけれども、過去、無断では

ぼ町外の部分が、敷地に建てていた立て看板等につきましては、連絡をとって撤去を指導するなど、そういったことには努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 むかわ町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号から議案第31号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第30、議案第26号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）から日程第35号、議案第31号 平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

議案第26号から議案第31号までの6件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹財務グループ長。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第26号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）から議案第31号 平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）まで、一括して

御説明申し上げます。

最初に、議案第26号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の経済対策に係る補正関連経費の追加のほか、事務事業の実行予算による整理が中心でございますので、主なものを説明させていただきます。

議案書の107ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,912万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,245万5,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書により御説明申し上げます。

15ページの歳出より御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、旅費等の支出が減額したことによります整理予算でございます。

次に、2款1項1目の一般管理費につきましては、年度末における整理により2,247万8,000円を減額するものでございますが、そのうち、17ページの83番ふるさと納税運営事務で1,837万8,000円の減となっております。これにつきましては、ふるさと納税寄附の見込が減少したことによりまして、返礼に係る報償費を減額するものでございます。

続いて、2目情報管理費、90番の情報管理一般事務で1,228万8,000円の減額となっておりますが、これは需用費の中の修繕費、光通信回線網の改修等が減少したことで272万円の減となったことや、マイナンバー制度に係るシステム改修につきまして、共同して調達を行っている部分でございますけれども、この金額が確定いたしまして負担が減りましたことから、同自治体情報システム協議会負担金を794万1,000円減額したところでございます。

次に、18ページでございます。

3目職員厚生費で953万6,000円の減額となっておりますが、これは120番の職員管理福利厚生事務で、病休、産休等の代替嘱託職員、これが減になったもので785万8,000円減額し、また、次のページに移りまして、130番事業、職員研修事業で研修事業費の確定によりまして167万8,000円を減額したものでございます。

19ページの5目財政管理費は8,330万8,000円の増額となっておりますが、財政一般事務で年度末の整理により258万3,000円の減額となる一方で、180番の財政調整基金で全体の整

理予算による余剰見込みといたしまして7,000万円を追加するとともに、200番基本基金積立金で町有林立木売払収入の確定したものがございまして、その分からそれぞれ造林の経費に充てるべきものを差し引いた部分を積立金といたしまして、増額するところになったところでございます。

6目財産管理費では373万4,000円の減額となっておりますが、これは210番の公有財産管理事務で普通財産建物等の修繕、この執行減によりまして268万9,000円減額となっております。

その他整理予算でございますが、20ページのほうに移りまして、226番情報通信施設維持管理基金積立金の8万7,000円増額となっております。これは情報通信施設使用料のうち、基本使用料として積み立てるべき収入額が確定したことによりまして増額をしたものでございます。

7目の車両管理費、8目の広報広聴費の減額につきましては、年度末の整理によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、9目の企画費でございますが、年度末の整理による減額があった一方で、平成26年度の国の補正予算（第1号）に関連した本町での取り組みといたしまして、290番事業に地方創生事業を新設いたしまして8,860万円を追加し、次年度に繰り越した上で執行するものでございます。

この財源といたしましては、国からの地方住民生活等緊急支援のための交付金6,142万9,000円と、北海道からの地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業補助金500万円を受けて、次年度へ繰越執行するものでございます。

具体的な事業内容につきましては、別冊配付してございます議案説明資料の83ページに一覧にしております。

消費喚起対策といたしまして、2事業3,610万円、地方総合戦略対策経費といたしまして1,000万円、商工観光振興対策に係る経費といたしまして、3事業1,080万円、担い手支援対策に係る経費といたしまして、3事業で2,140万円、子育て・教育環境等の対策に係る経費といたしまして、3事業で1,030万円、総事業で8,860万円となっているところでございます。

また、予算説明書の22ページにお移りいただきまして、300番地域振興基金の積立金の432万円の減額につきましては、ふるさと納税寄附見込みの減少によるものでございます。

23ページの10目地域自治区振興費から、次のページの13目自治活動推進費までにつきましては、事業費の確定による整理でございます。

また、2項町税費から28ページの6項監査委員費につきましては、こちらも事業費の確定による整理でございます。

28ページ下段に移りまして、3款民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費で270万3,000円の増額となっておりますが、こちら29ページの610番アイヌ関連対策事業でアイヌ住宅の新築等貸付金、こちらの貸付額が確定いたしましたことから760万円減となっているものや、臨時給付金支給事業の事業費の確定に伴いまして3,394万9,000円が減額となった一方で、640番の障害者福祉事業で障害者自立支援医療扶助費の申請件数が増加したこと、障害者福祉サービス費に係るサービス利用計画策定件数が増加したことによりまして、793万5,000円増額となっております。

また、30ページ、660の1国民健康保険特別会計繰出金、こちら事業勘定への繰り出しとなっておりますが、国保税軽減世帯の増加に伴います国保税減少の対応から1,456万2,000円、また、660の2国民健康保険特別会計繰出金、こちら診療所、直診勘定への繰り出しとなっておりますが、こちら診療所における医療収入等の減少に伴いまして、財源補填といたしまして2,258万5,000円の増額をしたことによるもので、社会福祉総務費全体として270万3,000円の増額となったものでございます。

31ページの2目老人福祉費につきましては、2,399万3,000円の減額となっております。

主なものといたしましては、32ページ、810番の介護保険特別会計繰出金で、特別会計におけます保険給付費が減少したことによりまして、一般会計の繰出金が906万9,000円減額。また、ページをめくっていただきまして、815番の後期高齢者医療特別会計繰出金は、軽減対象人数の減少によりまして、408万9,000円の減額。また、905番の後期高齢者医療事務では、市町村医療給付負担金の確定によりまして569万9,000円の減となったものでございます。

続きまして、5目医療助成費につきましては、執行状況から予算の整理によりまして1,022万5,000円の減額となっております。

34ページの2項1目児童福祉総務費につきましても、現行執行状況から予算の整理によりまして、115万5,000円の減額となったところでございます。

ページをめくっていただきまして、2目児童福祉施設費につきましては、925番の保育園運営支援事業で、国が定めます保育単価の改正によりまして、保育事業負担金が251万1,000円増額となった一方で、町営の保育園、さくら保育園、地域保育所等で臨時職員の雇用日数が、当初見込みから減少となったことから整理予算で減額となったものでございます。全体といたしまして、143万7,000円の減額となったところでございます。

36ページに移りまして、3目児童福祉費の678万5,000円の減額につきましては、新生児見込み数及び交付対象者数の見込みを下回ったことによりまして、整理予算として減額したものでございます。

4款に移りまして、4款1項1目の保健衛生総務費につきましては、こちらも整理予算により448万6,000円の減額となっております。

2目の予防費につきましては、実績見込みから、1045番の高齢者温泉施設健康づくり事業が5万円増額となっておりますが、健康診査事業及び予防接種事業では、これはそれぞれ減額となったところでございます。

38ページの2項1目環境衛生総務費で、整理予算により全体として96万3,000円の減額となっておりますが、1070番環境衛生一般事務の中で48万4,000円追加している部分がございます。こちら、汐見第一水道組合におきまして、共同用施設に不具合が生じたことから、簡易給水施設事業補助要綱に基づく改修補助金を増額したところでございます。

ページをめくっていただきまして、2目清掃費の1140番合併浄化槽設置助成事業446万8,000円の減額につきましては、補助対象となる設置基数が確定したことによるものでございます。

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。

1170番の農業委員会活動事務の124万2,000円の減額は、委員等の報酬の整理でございます。

40ページに移りまして、2目の農業振興費につきましては、予算の整理により39万9,000円の減額となっておりますが、40ページ下段から41ページにかけましての1210番地域農業推進事業で、こちら補助事業等の確定により各補助金が減額する一方で、JA青年部の東北北海道JA青年大会参加支援分として、鶴川地域農業活性化推進基金事業補助金、こちらを15万7,000円追加、また、同補助金を100%財源といたします機構集積協力金30万、また同じく、同補助金を100%財源とする間接補助でございます青年就農給付金、こちらを300万円追加し61万3,000円の増額となったところでございます。

その下の2項1目林業振興費でございます。

全体で1,507万円の減額となっておりますが、主なものといたしましては、1340番林業振興対策事業で、林業振興施設整備費補助金が事業費の確定により200万円、1400番の林道整備事業で入札執行減により301万3,000円など、それぞれ減額となったところでございます。

43ページ下段の2目造林費は2,257万5,000円の減額となっております。これは、さらに次のページに進んでいただきまして、1440番基本基金造成事業において、全道的に苗木不足

がございまして、それに伴う事業量が減少したことで、委託料が1,990万8,000円減額となり、また、山林購入費の購入に際し、その購入費から控除されます立木売払額が確定したことによりまして、185万5,000円の減額となったところでございます。

続きまして、中段3項2目の水産業振興費でございます。

1460番資源管理型漁業推進事業の管内ししゃも漁業振興協議会負担金のほうが、事業の確定によりまして83万6,000円減額となっております。

続きまして、44ページ下段の6款1項1目の商工費でございます。

こちらの減額につきましては、1480番の商工振興対策事業の中小企業振興融資貸付金で、執行に至らなかった部分6,000万円減額するものでございます。

45ページに進んでいただきまして、2目観光振興対策費でございます。

整理予算により、全体として25万6,000円の減額となっておりますけれども、1520番地球体験館の運営事業につきましては、電気料の値上げの影響により、需用費で106万2,000円増加しているところでございます。

次のページの3目労働諸費につきましては、1181番の緊急雇用対策事業で、受託事業件数の確定に伴いまして674万円の減額となっております。

続きまして、4目ふるさと振興費でございます。

1580番の特産物振興対策事業で、こちらぼぽんた市場のトイレ改修、今年度実施してございますが、この事業費が確定によりまして62万7,000円の減額となっており、全体といたしまして80万7,000円の減額となったところでございます。

46ページの下段、7款土木費でございます。

1項1目の土木総務費で656万円の減額につきましては、安心住宅リフォーム助成や耐震関係補助金の実績による減額でございます。

47ページに移りまして、2項1目の道路維持費につきましては、整理予算により町道維持管理事務が減額となった一方で、1630番の除雪対策事業で、除雪出動回数の増加によりまして450万円の増額、全体として331万1,000円の増額となったところでございます。

道路新設改良費の1640番町道整備事業につきましては、工事の完了などにより、不用額といたしまして620万2,000円の減額となったところでございます。

48ページの4項都市計画費につきましても、整理予算により486万8,000円減額するものでございます。

49ページ、5項の住宅費でございます。

こちら、整理予算による減額がある一方で、1750番の町営住宅維持管理事務の中で、本町に対します今年度国庫補助事業として追加配分がございました。新年度に予定しておりました若草団地の屋根ふきかえを、この追加配分を受けまして前倒しで1,704万3,000円を追加し、長寿命化事業として次年度に繰り越し実施するものでございます。

次のページ、8款消防費でございます。

こちらは、胆振東部消防組合負担金の確定見込みに基づきまして1,115万7,000円の減額のほか、2目の災害対策費について予算の整理に基づき、減額を行ったものとなっております。

9款教育費に移りまして、51ページからの1項教育総務費につきましては、予算の整理により3,052万5,000円の減額となっております。

51ページの1870番教育施設整備基金で1,080万円、52ページ中段の1857番鈴木章記念事業推進基金で1,340万円と、それぞれ減額となっております。これはふるさと納税寄附金が見込みを下回ることになったためでございます。

53ページ、2項小学校費で2,471万4,000円の減額となっておりますが、主なものといたしまして、1目学校管理費の1950番小学校運営事務、こちら町単費で雇用しておりました嘱託職員につきまして、道費による措置がありましたことから100万円の減額となっております。

また、臨時職員の賃金につきましては、職員の勤務日数の減などで100万円。また、灯油・重油等の単価減少による影響といたしまして115万円の減額となったことや、54ページ、3目の2015番小学校建設事業で、実施設計に係る委託料が確定したことに伴いまして、1,782万円を減額するものでございます。

その下、3項中学校費では、整理予算により460万円の減額となっております。

次に、55ページ下段から4項社会教育費でございます。

こちら、1,287万2,000円の減額となっております。主なものといたしまして、1目2150番の生涯学習推進活用事業は、指導者育成及び全国大会等の出場奨励の対象事業の減少で290万円、58ページ、2260番穂星寮管理運営事務で嘱託職員の雇用の減、また入寮者の減によりまして274万円の減少、59ページの2270番博物館管理運営事務につきましては、臨時作業員の雇用減、維持補修工事、施設整備工事、また車両の購入費、これら入札減などによりまして322万3,000円、60ページにつきまして、2360番鶴川体育館管理運営事務につきましては、武道場の畳購入につきまして、入札減で消耗品が144万円減となって、それぞれこれら

が減額となりまして、総体といたしまして1,287万2,000円の減額となったところでございます。

62ページまで進んでいただきまして、10款公債費でございます。

1,310万円の減額となっておりますが、前年度繰越料に係る借り入れを含めまして、償還額及び償還利息が確定したことにより減額となったものでございます。

次に、11款諸支出金でございます。

1項1目公営企業支出金で、2515番公営企業支出金5,329万1,000円の追加でございますが、下水道事業における今年度の最終見込みから、下水道事業会計への補助金200万円を減額する一方で、病院事業会計の補助金、こちら5,529万1,000円追加されたことによるものでございます。

次に、12款給与費でございます。

給与費につきましては、年度途中の退職等々から、最終見込みといたしまして4,212万円の減額となったところでございます。

63ページに移りまして、13款災害復旧費でございます。

昨年9月の大雨に係る災害復旧工事の事業費の確定によりまして、89万9,000円の減額補正となっております。

その下、14款の予備費でございます。

200万円の追加につきましては、現計予算額1,712万8,000円のうち、平成26年第4回定例会以降発生いたしました、1月、2月の除雪対策の中の緊急対応4件で、950万9,000円の予備費を充用いたしましたことから、今後の緊急需用に備えるために増額補正を行い、予備残額を250万円程度とするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書の3ページに戻らせていただきまして、歳入の説明をさせていただきます。

1款町税の2,573万9,000円の追加につきましては、課税及び収納見込み額の増加によりまして追加するものでございます。

主な点につきましては、固定資産税のうち法人によります償却資産の増加などにより、1,845万7,000円の増額となっております。また、たばこ税につきましても、当初見込みに比べ、消費が増加したことによるもので増額となっているところでございます。

9款地方特例交付金の57万1,000円につきましては、収入額が確定したことによる増額ということになってございます。

10款地方交付税の1億5,000万円の追加でございます。

普通交付税分につきましては、既に確定しているところでございますが、特別交付税分につきましては3月交付分が未確定でございます。過去の交付実績に照らして、交付見込みを今回追加補正するものでございます。

12款分担金及び負担金の125万円の減額につきましては、基幹水利施設管理事業分担金の減額7万6,000円、在宅生活支援サービス負担金の減額20万円、緊急通報サービス負担金の減額7万5,000円、道営土地改良事業負担金の減額89万9,000円という内容になってございます。

次、下に移りまして、13款使用料及び手数料の170万円の減額補正につきましては、それぞれ事業の最終見込みに応じ補正するものでございます。

14款国庫支出金につきましては、6ページの2項1目総務費国庫補助金で、平成26年度国の補正予算（第1号）を受けまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金6,142万9,000円、それと社会保障・税番号制度システム整備補助金といたしまして457万円、7ページに進んでいただきまして、4目土木費国庫補助金で、がんばる地域交付金942万4,000円を増額する一方で、対象事業費の確定により減額がございまして、5,779万9,000円の増額となったところでございます。

下段に移りまして、15款道支出金につきましては、8ページ、2項1目の地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業で500万円、9ページ、4目の農業費補助金のうち青年就農給付金で300万円が増額になる一方で、8ページの2項2目3節の保育緊急確保補助金869万円が、国庫補助事業との組み替えによりまして、こちらのほう減額となるところでございます。

9ページ、中段にございます林業費補助金のうち事業量の減少に伴いまして、造林事業補助金が992万1,000円の減、その下の労働諸費等補助金の事業料も事業量の減少によりまして、608万3,000円の減となったところで、全体といたしまして3,413万3,000円の減額となったところでございます。

16款に進んでいただきまして、財産収入でございます。

町有林の立木売払収入487万2,000円の増額、また、土木事業で不要となった除雪ドーザーを売却いたしまして、その売払収入といたしまして318万8,000円の追加となったところでございます。

17款の寄附金でございます。

こちら、町内在住のカワゾエタケシ様から30万円、苫小牧市在住のワタナベキョウコ様から1万円、それと匿名で町外の方から1万円、それぞれ3名から御寄附をいただいたところでございますが、こちらは増額となる一方で、ふるさと納税が4,515万6,000円の減額となっているところでございまして、大幅な減額となっております。

個人の方々から頂戴いたしました寄附金の使途につきましては、その御意向に沿いまして、地域振興基金への積み立てを予定してございます。また、ふるさと納税の減額分につきましては、歳出のほうで御説明いたしました地域振興基金、教育施設整備基金、鈴木章記念事業推進基金、こちらへの積み立てをそれぞれ減額したところでございます。

18款繰入金の各基金繰入金につきましては、決算見込みから財政調整基金の繰り入れ、バス運行事業基金の繰入金、教育施設整備基金の繰り入れ、これらをそれぞれ取りやめまして、そのほか特定目的基金につきましては、充当事業の確定、または決算見込みにより、それにあわせて整理したものでございます。

19款繰越金につきましては前年度からの繰越金、こちら決算で既に確定しているところでございまして、その確定分を追加したものでございます。

20款諸収入5,171万4,000円の減額につきましては、主なものといたしましては、中小企業振興資金貸付金の預託金実行減少により、元金が6,000万円減少したものでございまして、その他の増減につきましては、それぞれ対象事業の確定最終見込みによるものでございます。

21款町債の7,339万7,000円の減額につきましては、がんばる地域交付金が手当てできましたことから、財源を組み替えまして、町道市外西4丁目通り線道路整備事業債、こちらの道路整備を起債で当初進める予定でしておりましたが、こちらのほうと財源の組み替えを行いまして減額としたほか、起債メニューや対象事業の確定により、それぞれ調整を図ったものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の112ページをお開きください。

こちら第2表繰越明許費の補正についてであります。これは地方自治法213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して事業を行う必要があるものにつきまして、繰越明許費を定めるものでございます。

事業の内容につきましては、2款総務費、1項の総務管理費で、行政総合システムの更新事業、こちらは当初から計上させていただいている経費でございまして、こちら1,173万9,000円を次年度に繰り越して執行させていただきたいという部分と、国の補正予算に伴います地方創成事業、こちら8,860万円、また、平成26年度国の予算配分の増加に伴いまして、

7款土木費で執行いたします町営住宅長寿命化事業といたしまして1,704万3,000円の、これら3事業につきまして、いずれも次年度に繰り越しまして執行する必要があるということで、繰越明許の手続を行うものでございます。

次に、議案書の113ページ、第3表地方債の補正でございますが、先ほど歳入、町債で御説明申し上げましたとおり、この補正内容を受けての町債の変更でございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第27号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明に移らせていただきます。

議案書の115ページをお開きください。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）及び直診勘定補正予算（第1号）でございます。第1条では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,679万9,000円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,162万3,000円とするものでございます。

また、第2条といたしまして、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,928万3,000円を減額いたしまして、直診勘定歳入歳出の総額最終予算を4億6,376万1,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定補正予算から御説明させていただきます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第3号）の6ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

1款総務費は、予算の整理で90万円の減額となっております。

次に、2款保険給付費の3,810万円の減額につきましては、最終見込みから不用額を減額したものでございます。

ページをめくっていただきまして、3款後期高齢者支援金の6万1,000円の増額につきましては、所要額が当初計画から増加したことによりまして増額するものでございます。

8ページ、7款共同事業拠出金の1,185万1,000円から、9ページの8款3項1目の医療費適正化特別対策事業の30万円の減額につきましては、それぞれ給付額及び事業の所要額に係る最終見込み額による整理でございます。

9款基金積立金の11万円の増額につきましては、基金利息収入が増額見込みとなったこと

による追加でございます。

10款諸支出金でございます。

1項5目償還金の1,736万4,000円の追加につきましては、過年度分に係ります療養給付費負担金等の、国・道負担金の償還による増額補正でございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

3ページをお開きください。

1款国民健康保険税の3,407万8,000円の減額につきましては、課税及び収入見込みの額にあわせまして整理したものでございます。

3款国庫支出金では2,037万5,000円の減額、5款前期高齢者の交付金で16万1,000円の減額、6款道支出金では817万7,000円追加、7款共同事業交付金で2,580万7,000円の減額、10款繰越金で2,788万5,000円の追加となっております。

また、11款諸収入の257万円の減額は、個々の事業の最終見込みに伴う収入見込みの整理でございます。8款財産収入のうち保険給付費支払事務基金利子につきましては、歳出で御説明いたしましたとおり、利息の見込みにより追加するものでございます。

9款繰入金770万7,000円の増額につきましては、国保税の軽減世帯の増加に伴いまして、国保税の減額に対する対応といたしまして、一般会計繰入金1,456万2,000円を増額補正し、保険給付支出が減少したことによる保険給付費支払準備基金繰り入れ、685万5,000円を減額するものでございます。

次に、直診勘定の説明に移らせていただきます。

こちら説明の都合上、別冊配付してございます直診勘定補正（第1号）の説明書により御説明申し上げたいと思います。

こちら4ページをお開きください。

1款総務費の1,578万3,000円の減額につきましては、主に事務費、臨時職員人件費の最終見込みの減による減額でございます。

また、診療所施設維持管理費の需用費で162万5,000円増額になってございますが、こちら電気料金の引き上げに伴います対応でございます。

2款の医業費でございます。

1,350万円の減額となっておりますが、主なものといたしまして他の機関に検査を委託しなければならないような受診者、こちらが減少したことによりまして特殊検査委託料が600万円減額されたものでございまして、その他につきましては、最終見込みからの不用額

を整理したものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページに戻っていただきまして、1款診療収入でございます。5,099万3,000円の減額となっております。

2款の診療外収入、こちらも86万2,000円の減額となっております、見込みに合わせた補正となったところでございます。

1つページを進んでいただきまして、3款の繰入金でございます。

こちら2,258万5,000円の追加につきましては、1款、2款の収入の減額から不足する財源を繰入金により措置し、収支のバランスをとるというものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の119ページをお開きください。

議案第28号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ956万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,360万2,000円とするものでございます。

別に配付されております後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款総務費の76万円の減額につきましては、事業の最終見込み額によるものでございまして、2款分担金及び負担金の880万2,000円の減額につきましては、広域連合への保険料負担金と事務費負担金の最終見込みによるものでございます。

次に、歳入でございます。

2ページをお開きいただきまして、1款後期高齢者医療保険料の547万3,000円の減額につきましては、保険料収入の見込みにより今回整理するものでございます。

2款繰入金408万9,000円につきましては、歳出費用の最終見込みにあわせまして減額するものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の121ページをお開きください。

議案第29号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,811万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,817万3,000円とするものでございます。

こちらも別冊配付されてございます介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明いたします。

歳出から御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

1款総務費でございます。

介護保険一般事務のうち、介護保険システム改修負担金48万6,000円の増額につきましては、介護報酬改定に伴いシステム改修が必要になりましたことから負担金を追加するものでございます。その他につきましては、最終見込みから不用額を減額するものでございます。

2款保険給付費1項歳出につきましては、それぞれ事業の利用実績を踏まえ、最終所要額へ調整したものでございます。

8ページ中段の、5款基金積立金7万円の増額につきましては、前年度基金の繰り入れの調整によりまして、当初見込みより残高が増加したことに伴いまして、利息収入が増額したものであるものでございます。

その下の6款諸支出金の4万4,000円の増額につきましては、介護保険料の過年度更正に係る還付金の追加でございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

1款介護保険料の196万7,000円の増額につきましては、保険料額及び収入見込み額により整理するものでございます。

2款分担金及び負担金の30万円から、3ページ中段の5款2項1目地域支援事業交付金までは、介護給付費及び事業費の負担割合等に基づきまして、収入見込み額の調整を図ったものでございます。

6款財産収入の7万円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました利息の調整によるものでございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や事務費の所要額、こちら最も最終的な見込みから、繰り出し基準に応じまして額を整理したものでございます。

2項1目介護給付費準備基金の繰入金1,275万4,000円の減額につきましては、事業の最終

見込みにより整理したものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書125ページをお開きください。

議案第30号 平成26年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第2条でございますが、収益的収支からそれぞれ200万円減額し、2億6,463万4,000円とするものでございます。

こちらにも別に配付されてございます下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明いたします。

1 ページ、下段の収益的支出から御説明させていただきます。

1 款公共下水道事業費用の200万円の減額につきましては、固定資産除却費の減額によるものでございます。

また、収益的収入の1 款公共下水道事業収益につきましては、支出が200万円減額したことに伴いまして、一般会計からの補助金を減額するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案の127ページでございます。

議案第31号 平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

こちらの第2条でございます。

平成26年度むかわ町病院会計の収益的収入に5,495万1,000円を増額し2億6,648万4,000円とし、収益的支出に5,495万1,000円を増額し、3億2,542万5,000円とするものでございます。

こちらにも別に配付してございます病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明いたします。

2 ページの収益的支出から御説明させていただきます。

1 款病院事業費用、1 項の医業費用の5,495万1,000円を増額につきましては、主なものとしたしまして、平成25年度損失額を補填するための交付金、厚生連に対する交付金でございますが、こちらが5,529万1,000円追加になるものでございまして、その他につきましては、それぞれ所要額の確定により整理するものでございます。

これに対する収益的収入ですが、1 ページ目に戻りまして、1 款病院事業収益、1 項医業費収益の27万6,000円、こちらは収入最終見込みにより整理したものでございます。

2 項医業外収益の増額につきましては、一般会計からの補助金5,516万5,000円を増額するとともに、消費税に係る還付加算金5,000円、定期預金利息5万7,000円を追加するものでござ

ざいます。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

議案第26号から第31号までを一括して説明させていただきました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

再開は16時35分です。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時35分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑の順番は議案番号順といたします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第26号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書、別冊事項別明細書の3歳出の15ページから28ページまでの1款議会費、2款総務費について質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 21ページ、290番地方創生事業の中の食による観光まちづくり事業補助金、食べまくりチケット活用モデル事業とのことでちょっとお伺いしたいんですが、500円のワンコインで云々というお話もありましたけれども、資料84ページには、食による観光まちづくり事業補助金で食べまくりチケット活用モデル事業、町内飲食店等で食べられるワンコインメニューの提供等々書かれているんですけども、具体的に町内で飲食できるそういう商店がどんどん減っていつている状況の中で、どんなふうにして、ましてワンコインで食べる側は結構なことですけども、つくる側、提供する側としては非常に難しい問題があると思うんですけども、具体的にどんなふうにしていくおつもりなのか、現在の時点で考えられていることをお伺いします。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 私のほうから御説明させていただきます。

食による観光まちづくり事業ということで食べまくりチケット、ということで提案しているものかでございます。これにつきましては、現在、平成25年度のプレミアム商品券の利用実績をもとに飲食店がかなり低い率で使われているということもありまして、ここにこ入れが必要ではないかということで、事業を行っていきたいということで提案しているものです。中身につきましては、町内で先ほど大松議員さんも言われたように、500円で食事ができるチケットを今後販売なりをしていきまして、実際には商店街で700円だとか800円だとかという形の中での金額を、500円でそのチケットを利用してむかわ町内で食事をしていただくという形をとりまして、その差額についてを町のほうで負担しまして、てこ入れをしていきたいという形の趣旨でございます。事業の部分につきましては観光客が薄れたりする部分で時期的には6月から9月ごろを想定しておりまして、そういった部分で、中身につきましては、そういう中身なんですけれども、今後商店のほうと協議しながらそういうメニューの開発も含めた中で検討してもらいたいという形をとりたいと今考えているところでございます。この事業の推進につきましては、今現在補助という形の中で団体のほうに、こういう形のほうでできないかという形の中で提案をさせていただいて、そういう事業で運んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） プレミアム商品券を使って飲食店街での利用が非常に少なかったということなんですけど、500円のプレミアム券を飲食店に持っていったら、今言った700円のお料理が食べられるということも考えているようなことを言われたのと、それから、500円で食べられるメニューも開発するということですか。よくわからないんですけども。その推進については団体ということなんですけども、どちらのほうにお話を通していいのか。それと、飲食店、食ですから、食ができる店としては対象件数としてはどれぐらいあるというふうに見ていらっしゃるんですか。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 私の説明がちょっと、申しわけございません。まず、1点目の部分で、プレミアム商品券で利用するのではなく、プレミアム商品券を今の実態で利用実績を求めてその中で飲食業が少ないということで、そこにこ入れをしたいということで、この事業を行いたいということで考えているものでございます。あと、事業今考えられているのが、実際に行っていくというのが観光協会のほうと協議をさせていただいているという

ことでございます。あと、飲食店の軒数なんですけれども、今の段階では飲食店だとか、そのほかに、具体的に言いますとケーキ屋さんだとか、いろんな部分でそういうのにも使えないかということで、こういうことで今検討している最中ですので、何軒という形の中では今考えて、この中では行っておりません。ただ、1回につき500円分の部分で、約2,000枚という形の中で検討はしているということで、御了解いただければと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） まだまだ具体的にはこれからだという印象を受けるんですけれども、まだまだこれからなのかなという、きちんとしたものがないのかなと。ごめんなさい。理解が悪いのかもしれないんですけれども、観光協会とどんなことで協議しているのかということもちょっとわからないですし、それから、飲食店組合のようなところもありますし、食を提供してもらうところと協議をしていかなければならないと思うんですけれども、何かすごく抽象的でよくわからない事業だというふうには私は受け取ってしまうんですけれども、ちょっと理解が悪いのかなと思うんですけれども。今この段階ではこれぐらいのことしか決まっていないうふうなことですか。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 今の段階でのことなんですけれども、打ち合わせの中で500円で食事ができるチケットを販売していきたいと。それにつきまして、食事がどのような部分で商店の部分で提供ができるかと。実際には750円の通常のランチを500円という話になれば、それも250円の部分を負担しまして500円で町内に食事をしに来ていただくという形の中で考えておまして、先ほどの割引資源料という形の中で、2,000枚だとかそういう具体的な部分は検討になる。ただ、それが今確定ではなくて、そういう形で進めるということと一緒に検討しているということでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 21ページの地方創生にかかわって私もお伺いしますけれども、この事業は繰越明許でやるということですから、至ってこれからの契約になるんだろうと思っ
ているんです。それで、これまでやっていたのと時期をずらしてやるということでしょう。その辺のところは決まっている。だから、それはいつごろをめどにこの事業を始めたいと思っ
ているのか、予定をどの辺に置いているのかというのを一つお聞きしたいし、それから、それをやるために委員会をつくって委員報酬ももってやるということなんだけれども、その委

員会のメンバーというのはどういうふうなものを想定し、いつごろやろうとしているのか、そうしたものを含めてお伺いしておきたいというふうに思います。

さらに、この中には事業費とさらに計画をつくるための費用というのが認められていますよね。それがどのぐらいのものかということもここで明らかにしておいてほしいなというふうに思います。

そして、その中でもう一つお聞きしたいのは、このメニューの中にむかわ・日高・平取広域交流圏活性化協議会というのがありますが、これは新しくできたものではないかと思うんですけれども、これはどういうことを、町長の執行方針にもありましたけれども、もう少し目的的なものを明らかにしてほしいし、従来このようなことでやっていた沙流川圏との問題だとか、そういうものとの関連はどうするのかということと、それから、これであれば、俗に言うこういう流れであれば、当然占冠村を入れるというのも私は大事なことではないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺のところの取り組みだとかというのはどういう状況になるのかということを含めてお伺いしておきたい。

最後に、一応この事業をやる費用として6,470万という形になっていますけれども、これは中で幾つかのメニューありますけれども、消費還元では3,250万とあります、これ、コンクリートするというつもりなのか、あるいはこの総額の中で動くということも含めて考えておられるのか、そこら辺ちょっとお伺いしておきたい。たくさんになりましたけれども。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） ただいま質問のあった部分につきまして、企画担当のほうでかかわる部分についてお答えをしていきたいと思えます。

まず初めに、この委員報酬の部分でございますけれども、この委員報酬につきましては、先ほど議員のほうから御質問のありました地方創生の総合戦略を策定するための委員報酬という予算になってございます。これで、総合戦略策定の経費につきましてはこういった委員報酬それから費用弁償、そういったものと、あと、調査委託料を含めて約1,000万を予算として予定してございます。

それから、これらの事業をいつからやるんだということでございますけれども、今回、この事業を組むに当たって4月に入ってからすぐできる事業と新たに取り組むもの、そういったものが混在してございます。というのは、この補助金メニューを挙げていくときに、27年度の予算でこれまで計上していた事業の先行型の交付金のほうにメニューとして入れ込むこともできるといった部分もございますので、27年4月に入ってからすぐできるものもござい

ますけれども、まだ調整を図ってそれから実施するものもあるといった中身になってございますので、そういった形で御理解いただきたいなというふうに思います。

それから、消費喚起の部分のプレミアム商品券の関係かと思えますけれども、この補助金の額がコンクリートされるのかといった御質問だったと思えますが、これにつきましては、昨日の一般質問の中でもお答えしてございますけれども、今回のこの交付金につきましては2つの交付金、2種類の交付金で構成されてございます。一つは消費喚起型の交付金、それともう一つが地方創生先行型の交付金という形になってございますので、消費喚起型の交付金についてはプレミアム商品券の部分と、もう一つが安心住宅リフォーム、この2つが消費喚起型の事業という形になってございますので、その事業間で調整を図るということは可能でございます。ただ、先行型で挙げている事業メニューを消費喚起型のほうに使うということとはできないというような状況になってございますので、そのようなことで御理解いただければなというふうに思います。

あと、沙流川関係の部分、それと新しいむかわ・日高・平取広域交流圏活性化協議会のほうの事業につきましては、担当のほうからお答えするようなことになりますので、よろしくお願いたします。

○議長（三倉英規君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村繁吉君） まず初めに、食べまくりチケットの関係、先ほどいろいろ御質問いただきました。これにつきましては、先ほど言いましたようにこれまでのプレミアム商品券の実績を踏まえた中で、飲食店で利用が少ないということもあって、それらを総合的に判断してそこに力を入れたらいいんじゃないかということで考えてございます。それで、その件につきましては町内者、町外者あわせて買えるような形をとりたいというふうに考えておまして、都市部からの交流人口も含めた中での取り組みを進めたいということもありまして、そういう形でとっていると。一応窓口を観光協会にしておりますけれども、当然個店の関係については料飲店組合さんとかそういうところとも話をしながら、それを組みめるのかどうなのか。取り組むためにはどういうメニューがあるのか。金額が余り大きくなると町の負担も限られますので、場合によってはそれに合わせたメニューを考えてもらう場合もあるということですので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

それから、平取町、日高町との交流の関係でございましてけれども、これについては既に平取、日高のほうで事業を取り組んでおります。3年経過しているというふうに伺っております。都市部からお客さんをお呼びして地元で交流をしていただいて、そこで観光あるいは食べ物、

食事をしていただくというような内容の事業に取り組んでいると。そこに今回むかわ町も加わって、広域での取り組みを進めていくという形になってございます。基本的に事務局は平取町さんのほうでやっていただけることになっていきますので、今後、協議会の中に加入しながら本町で提供できるメニュー的なもの、観光地、観光場所だとか食べ物屋さんだとか、そういうものを提供はしていきたいというように考えていますので、その点御理解いただきたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（三倉英規君） 本日の会議時間は、審議の都合によりあらかじめ延長させていただきます。

○議長（三倉英規君） 質疑ありませんか。

13番、野田議員。

○13番（野田省一君） 地方創生事業に関してですけれども、いろいろ出ていたんですけれども、食の観光による、説明資料の83ページなんですけれども、これからいくと、食による観光まちづくり事業補助金がこっちと対応すればこれ、750万なのかなと。それと、起業力耕上が200万、それと130万合わせて1,080万と読み取ったんですけれども、先ほどの話だと、食の、それ2,000枚売って250円の負担だと50万ですよ。どこからこの750万というのが出てきているのか、ほかに何かすることがあってこういう形をとっているのかということをやっと、勘違いしていたら申しわけないんですけれども、説明をしていただきたいと。

それと、起業力の関係ですけれども、旧地域産業多角化支援事業のリニューアル200万となっているんですけれども、同じ説明資料の87ページを見ると、地域資源を活用した新たに起業する事業者らの取り組みの支援となっているんですけれども、きのう一般質問させてもらったときの答弁とちょっと違うんじゃないかなという。ここに書いてあることを簡略して書いたのか、それとも87ページの内容だとちょっと変わってくるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとその辺についてその2点を。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） すみません、まず、食べまくりチケットの部分でございます。1回につき最大500円程度と考えておりまして、その部分を5回使えと。チケットにつきまして。それで2,000枚分という形の中で計算させてもらいまして、その部分につきま

しては500万円。あと、印刷費、広告費、事務費という形の中で金額で716万という形の中で計算させていただいております。

あと、地元力耕上促進事業補助金制度の創設という中で、金額ということなんですけれども、起業力耕上促進事業補助金、1事業当たり一応100万円という拡大した中で今後進んでいきたいという形の中でなっております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） 5枚つづりと1枚となら相当違うので、それにしても経費が250万ぐらいかかる、印刷代250万もかかるわけないと思うんで、実際には相当膨らんでいるのではないかなと。実際かけることは全然いいんですけれども、やはりそこに何か仕組みを考えているのかなというふうに思って質問したんですけれども、諸経費という、ちょっとそこを、これ、750万使うのに対して諸経費が3分の1というのはちょっといかなものかなと思うんですけれども、その辺の圧縮をするか、あるいはもっとチケットのほうにたくさん使えるようにして、まだ本当に内容が固まっていないということだったので、ぜひそこは見直して、経費はなるべく少なくしてたくさん利用していただける方法を考えていただきたいなと思います。答弁あればお願いします。

それと、起業力の話、どこが違うかという、要は地域資源を活用したという言葉がなくなったということだと思ってるんだと。もちろん、これもありですけれどもね。新たに起業するという部分も。そこも違うんじゃないかなと。既存の企業でもいいだろうし、それから、地域資源を活用しなくてもいいというふうに聞いていたんですけれども、そこはちょっと確認してください。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） まず、食べまくりチケットの部分なんですけど、一応ポスターだとかチラシだとかも作成しまして、金額が100万円ほどという形の中で計算、これは広く町外者にもPRする中から、このチケットを購入していただいて利用していただくと。そういう部分で町外者のお食事をされる方にも、そういう形の中で来ていただいて活性化を図っていききたいなということでの経費ということで考えておりますので、そこを圧縮という形の中で、今のところはそういう部分を含めながら、バランスを含めながら検討していきたいと思っておりますが、広告だとかそういうPRも必要なかなと思っております。

また、地元力耕上促進の部分の起業力耕上促進の部分につきましては、今実際に行われて

いる起業者の方でも、新たなものをPRするだとかということには使えるという形の中で御理解していただければと思っております。ですから、農産物に限らないということで新たな産物のPRだとかももしか、開発にかかわる経費ももしかということでも新たに起業を興す方も構わないですし、今実際に起業を行っている方が新たな分野に新たなものをつくるという形の中でも、これの利用は可能と考えております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） とても大事なところなので、そこがはっきり今回の補正の中ではどこにも出てこなかった。施政方針の中には若干書かれていたかと思うんですけども、やはりそれで議会に出てきたときにその言葉が消えていると。そのまま通すという、今言葉で説明いただきましたからいいですけども、やはりそこをもう少し整理して、どこの範囲がいいのかという部分をしっかり持つことが大事だと思ってるんです。そうしないとまた、使われない……去年は何件かあったんですけども、たくさんの方というか意欲のある方にぜひ使っていただきたいので、そこら辺の言葉の整理はすごく大事で、補助を受ける方が自分が当てはまるかどうかということ、すごくそこで判断しますので、その言葉の整理をしていただいて発表していただきたいと思います、

○議長（三倉英規君） 今村課長。

○産業振興課長（今村繁吉君） 今の起業力の関係につきましては、大枠で使える内容というのは決まっております。それで、年度内に要綱を作成しまして、できるだけ早い時期に皆さんにPRをして活用していただくということで、先ほど言いましたように今までのものプラス特産物でなくても、むかわ町の農産物でなくても事業をやる場合についてはそれは該当になる部分もありますので、そういうことも十分PRした中で活用していただくという対応をとりたいと思いますので、御理解してください。

○議長（三倉英規君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、28ページから39ページまでの3款民生費及び4款衛生費までについて質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけ。32ページの介護保険特別会計繰出金906万9,000円の減額なんですけれども、この前段、総務費の中で財調への積み立てが7,000万行方。それから、

別なところに出てきますけれども、26年度財調を予定したものが使わなくて済んだよという形になります。それで、財調では基金に積むというのがあるんですけども、この介護保険特別会計の、せっかくこういう繰り出しやっている、これは筋が違うと言えそうなのかもしれないけれども、後で問題にもなりますけれども、介護保険料、基金を取り崩す。それで1年間にすると1,000万ちょっとです。それで抑えるという形をとろうとしています。私はそこに、こういうものを減額しないで、そこを介護の基金に積み立てるということは考えなかったのかと。そういう手法はとれないものかと。そういうふうにして、介護の支援をしていくというふうにはならなかったのかというふうに思うんです。ここのページだけで言えば財調の問題は言えませんけれども、その流れの中で言えばそういう手法がとられているわけですね。財調を使わないで、逆に26年度中には7,000万積み立てているというふうになっているわけです。それぐらいの財政の状況であれば1,000万近いものは、これは減額するのではなくて準備金に積むとかいうことはできなかったのか。そこだけ見解を伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 大久保町民生活課長。

○町民生活課長（大久保利裕君） 介護保険に対する一般会計からの繰り入れに関する御質問というふうに承りました。

介護保険法で決まっております、一般会計は12.5%というものを負担することになってございます。一般会計から法定内で繰り入れすること自体は違法ではございません。ただ、そこには介護保険法の趣旨というものがございまして、その部分についてはあくまでもそれぞれ公平に負担するという部分でございまして、法律の趣旨からして法定外の繰り入れというものは適当ではないと。それを基金に積むのは、それは結局は介護保険料の引き下げという形で保険料の一律減免になる。そういう扱いにされるということでございますので、適当ではないというふうに考えておるところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 課長のお話の中でも、それは絶対にだめだということはないよというふうに言われたように、今、今度の第6期の改正に向かつては、国なり道なりのほうもそういう基金を活用してとか、そういういろんな今、形の中でやられてきている実態があるわけです。ですから、これはやはり大変な介護事業ということでの、それぞれ道なり国なり市町村なり、どうするかというような取り組みがあってやっていると状況なんです。その辺では私はもっと考えてよかったんじゃないかと。1年前になりますけれども、介護ではありませんけれども、国保で大変な中、わざわざ一般会計から入れて基金に積んでそれを措置

するという対応も我が町ではやっている。そういうふうなものというのは考えて、こういうときにこそ、私は考えてほしかったなというふうな思いです。答弁があればいただきますけれども、なければいいです。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 基本的には今課長が答弁したとおりでございますけれども、介護保険会計、法定内の繰り入れということでこの予算に組んだものでございますので、精査に基づいて減額をしていくというような中でございます。あわせて基金については、今段階まだ5,000万ちょっとの基金がある中でございますから、そういった中では今まだ基金に繰り入れていくというような状況ではないというふうに思っております。将来的にその辺がまた変わってくればまたそういうこともあり得るでしょうけれども、現段階では基金に繰り入れるような考え方は持っていないということでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、39ページから49ページまでの5款農林水産業、6款商工費及び7款土木費までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、50ページから64ページまでの8款消防費、9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、12款給与費、13款災害復旧費及び14款予備費について質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 62ページの2515公営企業支出金のところの病院事業会計補助金のところでちょっと疑問をしたいんですが、27年予算のときにお聞きしようかとも思いながら、今ここで聞かせていただきたいんですけれども、病院会計への支出金、補助金ということで出ているんですけれども、入院患者の実態として、高齢であってろくに歩くこともままならない高齢者が入院しているとする。医学的にはどこも悪くないから、ないと言われると。しかし、食事もろくにとれなくて歩くこともできないと。家には高齢の妻しかいないと。それで、看護師さんから2人の方から、もうどこも悪くないですから退院させてくださいというようなことを言われると。しかし、特養ホームは待機者がいっぱいだし、鶴川地区の。こういう実態が起きていて相談を受けています。なぜそういうふうになるのかというのはわかり

ます。私も。しかし、実態としてそういう町民がいます。病院を建てる前に入院一般病棟のみの病院にしましたよね。療養病床は廃止する。そのときも私は、療養病床を廃止してしまうと、こういうような実態が起きると。そういう場合はどうするんだということを申し上げました。そのときは、いえ、そういうことがあっても無理やり退院させるようなことは、路頭に迷うことはしませんというような、当時の行政の担当の首長のご答弁でした。しかし、実態としてはこういうことが起きていると。本当に家族もノイローゼです。そうなる。何回も看護師さんに言われて。私はいろいろ助言しました。先生とお話ししてくださいとか、ケースワーカーと話してくださいとか。この実態についてどういう考えをお持ちになるかというのがお聞きしたいのと、厚生病院……、厚生病院と言ってしまいましたが、医療ソーシャルワーカーのような、そういうときに相談を受けて善処していくというようなことというのは、担当としてはないんでしょうか。この2点について。

○議長（三倉英規君） 大久保町民生活課長。

○町民生活課長（大久保利裕君） 厚生病院の入院の実態ということでの御質問ですが、そのような逼迫するような実態があるというところまでは、私どもとしては把握しておりませんので、もしそういうケースがあれば教えていただきたいというふうに思います。

あと、医療ソーシャルワーカーの部分でござりますが、議員おっしゃるとおり、そういった部分についてはこれから医療地域ケアシステムの中で医療と福祉の連携というものが、かなり求められます。病院を退院する、その後の生活サービスをどう結びつけていくか、今の厚生病院の中のケアマネさんだけではそこまでのカバーができていないと。そういう中で、そういったシステムをこれから作り上げていかなければならないというふうに、私どももこれから検討しなければならないということでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） そういうふうな家族の状況というのが、本当に逼迫しています。もうことしに限らず昨年のうちから何度も相談を受けていましたけれども、そのたびに私どもができる助言等をして解決を図ってきたと思っているんですけども、やはり高齢者の実態というのはそういうふうに、だんだんよくなる病気であればよくなりますけれども、やはり高齢に伴ういろんな身体能力の後退というのは必ず進んでいきますから、そうなったときに、自分の家族内での相談もできないし、一人で思い悩んでというような方もたくさん、行政には届いていないということですけども、しかし、町の病院ですから本当に頼って町の病院に入院した、そういう人たちが困らないようなそういう仕組みづくりというか、今課

長おっしゃっていましたが、ぜひともつくっていただきたいと。やはり療養病床を廃止したということは、こういうことが必ず起きるとはわかっていたわけですから、やはりその辺の対応をどうしていくかということも行政側としてきちんと確立していただきたいというふうに思っています。答弁は結構です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に、1ページから14ページまでの、1総括の歳入歳出、2歳入全般について質疑はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけ伺いますが、歳入で、がんばる地域交付金、いわゆる去年の経済対策の助成金ですが、これがふえた。しかし一方で、9ページの商工費道補助金との関係なんです、緊急雇用創出事業補助金がほとんど余ってしまったという状況なんです、返すことになった。これ、事業メニューはつくったと思うんですけども、それが結果としてどういう内容でこうなったのかお知らせを願いたい。

○議長（三倉英規君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村繁吉君） 9ページの商工費道補助金の緊急雇用創出事業補助金、減額の関係でございます。これにつきましては、当初農業関係を中心に雇用できないかということでの協議・検討して、そちらのほうに活用していただくということで計画をいたしました。実際に雇用する段階でいろいろとハードルがあるものですから、農業者の利用がなかったということで、その分の残額をお返しするという内容でございます。実際に利用されたのは1件で、約150万ぐらいだったかと思っておりますけれども、1件の利用しかなかったということでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） これは当初からそういう形だったんですか。もっとメニューはつくったんじゃないんですか。その辺のところを伺っておきたいなと思いますし、あわせて7ページのがんばる交付金がふえたのは、そういう点ではどういうことだったのかということもあわせてちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。こういうのは、特に緊急雇用創出事業補助金なんかは、本当に雇用対策として積極的に活用してしかるべきだということに思うんです。ほとんど残してしまったという形になるわけですけども、もう一

度その辺。メニューの設定を含めてどうだったのか。何かなかったのかというようなことも含めてちょっとお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村繁吉君） 国のほうから、この要綱につきましてはいろいろなメニューがありまして、庁内でも検討させていただきました。その中で活用できるだろうというのがこの農業ということで、町としては農業1本で事業を組んでおります。その結果、最終的には先ほど言ったように1件の利用しかなくて、今回残した分について減額をするという内容でございます。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） がんばる地域交付金を追加交付されたことについての御質問でございます。これにつきましては、平成25年度の国の好循環実現のための経済対策といたしまして措置された国の予算を受けての補正でございます。これは仕組みといたしましては、25年度国が指定しますハード事業、国が指定します補助を受けてのハード事業を行ったボリュームに応じまして、その地元負担の4割相当で算出された額が次年度交付されまして、それを使って何か町としてハード事業、起債の対象になるようなハード事業をやりなさいといったような事業でございます。実はこれ、年度当初の段階から交付額が把握できておりましたら、いろんな新規の例えば事業ですとか、どういったものに充てるといったことを初めからお示しすることができたところでございますが、実は国からの、どういった事業をやったことが積算のもとになっているのかといった部分の内示等が非常にずれ込んでおられていまして、私どもとしてその数値、実は遅くなるまで捕捉することができなかったということございまして、そういった関係から起債対象となった事業で交付税算入の少ないようなものを予定していたもの、そういったもの、ただの借金といったことになりますので、こういった有用な財源に振りかえさせていただいて、今年度ここで追加補正の上、予算措置させていただいたという内容でございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり107ページから113ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費及び第3表地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、保健事業勘定補正予算（第3号）の事項別明細書1ページから10ページまでの1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算別冊（第3号）に関する説明書、直診勘定補正予算（第1号）の事項別明細書1ページから6ページまでの1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり115ページから118ページまでの予算総則第1表保健事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり119ページから120ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書1ページから8ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり121ページから123ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成26年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書1ページ、収益的収入及び収益的支出議案書つづり125ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書1ページから2ページまでの収益的収入、収益的支出及び議案書つづり127ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号の質疑を終わります。

これから議案第26号から議案第31号までの討論を行います。

討論の順序は議案番号順といたします。

初めに、議案第26号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号についての討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号についての討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第31号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第26号から議案第31号までの6件を採決します。

採決の順序は議案番号順といたします。

初めに、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のお

り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決いたします。

お諮りします。

議案第28号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決いたします。

お諮りします。

議案第30号 平成26年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号 平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第36、議案第39号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹財務グループ長。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第39号 平成26年度一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

追加議案をお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億4,595万5,000円とするものでございます。

さきに行政報告させていただきました3月10日から11日にかけての暴風雪に伴いまして、全町的に湿った雪質の降雪量が非常に多かったため、既に除雪は済ませたものの、今後も雪だまりの排雪、歩道等の除雪等を行う必要がございますことから、その経費を追加するものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページ、歳入10款でございます。

地方交付税350万円の追加につきましては、除排雪経費の追加に係る財源として歳入を増額するものでございます。

3ページの歳出、7款土木費の除雪対策事業で350万円の追加につきましては、除排雪に係る委託料を追加するものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終了させていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をされるときはページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑をお願い

いたします。

議案第39号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書、事項別明細書の1ページ、1総括、2歳入、3歳出の3ページまでと、議案書全般について質疑はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 今回の雪というのは水分も含んでいて、町長もおっしゃっていましたがけれども、非常に町民の方も皆さん苦勞をして除雪をされていました。しかし、何件か私のところにも苦情というか相談というか、何とか行政に訴えてくださいということでお話が来ておりました。これはすごく自分の玄関先に……仕方がないと思っているんですよ。私は仕方がないと思っていますけれども、こういう高齢者が多くなって今回のような水分を多く含んだ雪なんてというのは、そうめったにあるものではないと思いつつ、でも何があるかわからない。今後も。というところで、本当にそういった岩の塊のような水分を含んだ雪が二度にわたって置いていかれた。置いていかれたという言い方は変ですね。やはりそういうことによって積み上がったものをよけるのに大変苦勞したと。これは何とかならないかと言われたんですけれども、一応お聞きしましたけれども、何とかならないだろうなと思いつつ、町としてはそういった苦情もあったかと思うんですけれども、今後に向けてその辺のところは、それは町民の方にやってもらわなければだめなんですということも含めて、発信した方がいいと思うんです。その考え方はどうかということと、それから、道道だとか国道だとかというのは業者さんが違いますよね。そのときに時間的なこととか、ばらばらだと、どこかの部分が塞がっちゃうとか、結構あったようです。今回。そういうようなときの対策というか対応というか、そういうのをどうしていらっしゃるのかということが2つ目。

それから、これもちょっと新聞等で読んだんですけれども、北海道のある町では、例えば軒先の雪かきだとか、町内にたまった雪を町内会費を積み立てて、そして1シーズンに何回か町内会として排雪をします。協力し合って。行政はお金がないからそこまではできないと言われていたから、町内会としてそういう組織をつくってやっているという記事がありました。ですから、むかわは雪が少ないところだというふうなことをうたってきましたけれども、これからはどうなるかわかりませんし、そのことも含めてそういう考えについてはどうか。

3点についてお聞きします。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 3点ほどの質問がございましたが、1点目、2点目について

は私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今回の大雪に関しましては、行政報告で報告いたしましたとおり大変湿った雪で、その処理については大変苦勞したということでございます。今回の雪につきましては、例えば穂別地区のアメダスの情報を見ますと降り始めが13時以降となっております、一番降っているのが15時から16時で16センチほど降雪しております。鶴川地区につきましては13時、14時ごろから町内の委託先の除雪車の一部、2台ほどしか出せませんでしたけれども、2時半ころからもう既に出動を始めております。それ以後、その日のうちに基本的には1台残して3台で除雪を回っております。当然時間的な問題もございまして、全て回ることはできませんでしたが、除雪には出動しております。それに伴いまして若干タイムラグはございますけれども、むかわ市街地におきましては、小型のショベルを用いまして玄関先の除雪に努めたところですが、結局時間もないということで若干残ってしまい、翌日にその残りの部分について一応回りましたけれども、やはりタイムラグがございまして、先に一旦除雪して、玄関先を除雪したところにその後うちの除雪車が行って、始末が若干おくれたということいろいろな苦情は受けているところでございます。

今回の雪につきましては、先ほど申しましたとおり降り始めの時間が非常にちょっと遅かったということで、対応がおくれたことは大変申しわけなかったと思いますけれども、一応なるべく早い段階で手配はしたところなんです、なかなか委託先の業者さんも手配がつかなかったということで反省しております。今後このようなことが全くないとは言えませんが、少しでも早く出動できるように鋭意連絡を密にして進めたいと思います。

また、2点目の国道と道道の関係で、隣接する町道から雪の残っている部分についてなんですけれども、これも若干うちのほうが早かったということで、国道、道道については、逆に国道についても夜間までやっておりますので、うちは夜間はちょっと危険なものですから出ておりません。そういうことで非常に迷惑をかけたところはございますけれども、道道につきましては極力連絡をとりながら、道道の請負業者と町と連絡をとりながらうちの委託業者のほうに指示はするよう努めておりますので、御理解くださいますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 町内会などでの協同した除排雪というようなお話でございましたけれども、豪雪地帯のほう、札幌もそうでしょうけれども、そういうところに行きますとやは

り郊外については、住宅地については除雪車が入らないというところもございますし、排雪がしてもらえないということから、町内会で積み立てをして協同で排雪をするというような組織もあるようでございます。本町においてはまだ、そこまでのものはございませんけれども、そういった事例等も今の高齢化の時代でございますから、考えていく必要もあるんだろうなというふうに思いますし、今まさに芽出し事業といいますか、町民協働事業というのも提案をしているところでもございます。そういった中で、地域としてまとまって、こういった事業を取り組んでいきたいというようなことがあれば、またそういう事業にも少し乗せていけるような提案もいただければ、少し広がりもあるのかなというふうに思っております。いずれにしても、そういった先進事例とかそういったものも私どもとして調査していく必要もありますし、住民のほうからもそういった提案、企画というものも出していただければというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（大松紀美子君） ちょっと、ごめんなさい。玄関先もやってくれたと言っていましたでしょう。町民の方にそんなふうに、これからも例えばこういう大変なときは玄関先も含めて、町は一応やるということでやっているんですよと返していいでしょうか。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 全ての除雪に関してということとはなかなか言えませんが、今回は特に湿った雪ということで出るような指示はいたしました。ということで御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号から議案第38号の一括上程、説明、質疑、予算審査
特別委員会設置、付託

○議長（三倉英規君） 日程第37、議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算から日程第43、議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。議案第32号から議案第38号までの7件について提案理由の説明を求めます。奥村総務企画課長。

〔奥村誠治総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（奥村誠治君） 議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算から議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

別冊配付してございます平成27年度各会計予算概要書に基づきまして御説明を申し上げたいと思いますので、準備をお願いいたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

説明に当たりまして、前年度予算額につきましては6月補正肉づけ後の額について対比しておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

一般会計は91億1,157万3,000円で前年度に比べますと8億587万3,000円、9.7%の増額でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計ほか2特別会計で総額30億8,510万1,000円、1億2,847万8,000円、4.3%の増額でございます。

公営企業会計につきましては、上水道事業ほか2事業で総額14億6,448万6,000円、6,123万5,000円、4.4%の増額でございます。

全会計におきましては、総額136億6,116万円、前年対比9億9,558万6,000円、7.9%の増額となったものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページでございます。

一般会計歳入歳出予算科目別対比表でございます。

前年対比の款別増減額の大きなものを中心に御説明申し上げたいと思います。

まず、左側の歳入でございます。

1 款町税は歳入全体の9.6%を占め、8 億7,206万3,000円、前年対比328万6,000円、0.4%の微増でございます。

2 款地方譲与税から 9 款地方特例交付金までは、平成26年度実績及び27年度の地方財政計画に基づきまして計上しているところでございます。

10款地方交付税につきましては、47億円で歳入全体の51.6%を占めておりますが、平成27年度の地方財政計画を勘案し、前年と同額としたところでございます。

3 ページに移りまして、14款国庫支出金でございますが、7 億2,835万2,000円でございます。前年対比 2 億8,579万4,000円、64.6%の大幅な増額となっております。これは、主に町営末広団地整備に係る社会資本整備交付金や鶴川中央小学校校舎及び学校給食施設の整備に伴う国庫補助金の増加でございます。

15款道支出金につきましては、5 億5,682万9,000円で主に農業での多面的機能支払い交付金事業の新規事業などにより前年対比8,288万円、17.5%の増加となったところでございます。

16款財産収入は7,599万9,000円でございます。立木売り払い収入の減少などにより前年対比896万1,000円、10.5%の減となったところでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税が近年大変大きな伸びを示しておりますが、年間見通しでの過大な計上を避けるため、昨年実績を勘案した上で当面分として3,600万円を計上しているところでございます。

18款繰入金につきましては、2 億9,682万6,000円、前年対比2,828万9,000円、8.7%の減額でございます。前年対比内訳では財政調整基金が4,000万円の減、基本基金で1,927万4,000円の減で、教育施設整備基金で2,656万円の増加によるものでございます。

20款諸収入につきましては、2 億620万3,000円でございます。農業振興資金預託金503万2,000円の増額などにより前年対比1,508万1,000円、7.9%の増となったところでございます。

21款町債につきましては、11億5,050万円でございます。前年度に比べますと 4 億8,020万円、71.6%の増となっております。これは、町営末広団地整備や鶴川中央小学校校舎及び学校給食施設の整備並びに穂別支署消防救急デジタル無線活動化整備に伴い増加しているものでございます。

続きまして、2 ページにお戻りをいただきまして右側の表、歳出の主な増減内訳でございます。

2 款総務費の主な増減額につきましては、ふるさと納税に係る前年度申し出分の特産品送

付経費、まちづくり耕上促進事業及び恐竜プロジェクト事業並びに自治会館等整備支援の新設、（仮称）富内会館整備事業の実施設計の計上により増加した一方で、総合行政情報システムの更新費が減少しているところでございます。

3款民生費の主な増減額でございますが、障害者福祉事業の扶助費、子ども・子育て支援新制度への移行及び一時預かり保育の実施に伴う認定こども園の運営支援の増加、軽減世帯分などの財政安定化支援事業による国民健康保険事業への繰出金が増加する一方で、国の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が継続をされますが、支給単価の引き下げで減少しているところでございます。

4款の衛生費の主な増減でございますが、不妊治療費助成事業につきましては、平成26年度繰越事業にて予算措置したことと、昨年のお斎場に係る機器更新及び施設維持補修工事が減少しているところでございます。

5款農林水産業費の農業費につきましては、農業基盤整備促進事業補助金の増加とともに地域のものとしたしまして、国の多面的機能支払い交付金が全額町会計を通して支払われることになりましたことと、JAとまこまい広域ハードコンテナ整備への補助を計上しましたことから、農業費は大きく増加しているところでございます。

次に、林業費でございますが、新規では林業専用道バロー沢支線の調査設計費を、継続事業では、橋本の沢小規模治山事業を計上しましたが、昨年の森林組合への林業振興設備等整備事業補助金及び林業専用道シマロップ線の整備完了により、林業費は大幅な減少となっております。また、水産業費につきましては、マツカワ種苗放流事業、管内ししゃも漁業振興協議会負担金など、ほぼ例年どおりの計上でございますが、水産業振興基金利子積立金が微減となっております。

6款商工費でございますが、プレミアム付商品券の発行のための地元消費活性化事業補助金を当初予算にて計上しているところですが、緊急雇用対策事業につきましては事業実施の見込みがないため皆減しているところでございます。

7款土木費の大幅な増加でございますが、町道及び都市公園の整備事業の継続のほか新規で福住1号排水整備の実施設計及び市街西2条通り線の整備によるもののほか、町営末広団地の建設事業によるものでございます。

8款消防費につきましては、昨年鵜川支署で行いました消防救急デジタル無線活動化整備事業は、今年度穂別支署にて実施いたしますとともに、鵜川支署及び穂別支署庁舎の耐震化工事を計上してございます。

3ページに移りまして、9款教育費でございます。大幅な増加となっておりますが、継続費による実施を予定しております鶴川中央小学校校舎改築及び学校給食施設の整備事業に係る初年度分の計上によるものでございます。社会教育費の減につきましては、昨年の鶴川高校生徒寮耐震化等改修工事及び恐竜化石発掘現場のり面保護工事の減少によるものでございます。

10款公債費につきましては、これまでの発行額の抑制による効果として徐々に償還額が減少しております。

11款諸支出金の増につきましては、公営企業への出資、補助のうち上水道事業及び下水道事業並びに病院事業への出資が増加し、補助金につきましては、上水道事業及び下水道事業が増となったことによるものでございます。

12款給与費につきましては、職員の退職及び採用による相殺減となっております。

次に、4ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の保健事業会計に係る予算科目対比表でございます。

総額では15億7,644万7,000円で、1億3,295万9,000円、9.2%の増額となっております。

歳入の1款国民健康保険税は、世帯数、被保険者数が減少する一方で軽減額が増加しており、所得動向などを勘案し前年対比で減収する見込みでございます。

3款国庫支出金と4款療養給付費交付金は、主に保険給付費等の減少によるものでございます。

5款前期高齢者交付金の増額につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者医療費の一部補填分が上昇したことによる増額でございます。

6款道支出金につきましては、道補助金で財政調整交付金が減少をしております。

7款共同事業交付金につきましては、保険財政共同安定化事業の対象となる医療費が、これまでの30万円以上の医療費から全医療費に拡大されたことにより大幅な増加となったものでございます。

9款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金の増額は財政安定化支援事業分や保険税軽減分が増加となり、また、保険給付費の減により基金繰入金が減少をしております。

歳出につきましては、2款保険給付費の療養諸費及び高額療養費がそれぞれ被保険者数の減及び入院費用の減少傾向等から減額となる見込みでございます。

3款後期高齢者支援金及び6款介護納付金は、前々年度分の確定精算に伴い減少しているところでございます。

7款共同事業拠出金につきましては、歳入で説明いたしました、保険財政共同安定化事業の対象が全医療費に拡大されたことによりまして、大幅な増加となったものでございます。次に、5ページの直診勘定でございます。

直診勘定予算は総額で4億8,136万円、1,168万4,000円、2.4%の減額となっております。

歳入の1款診療収入につきましては、1日当たり平均入院患者数を11名、平均外来患者数を85人と計画し計上しているものでございます。

3款繰入金は、公債費の償還、医師等の確保対策及び不足財源補填としての一般会計からの繰入金が増加しているものでございます。

歳出につきましては、1款総務費では一般職給及び手当が減少。

2款医業費につきましては、診療人材派遣委託及び特殊検査委託が減少となっております。同ページ下段の後期高齢者医療特別会計につきましては、総額で1億2,578万3,000円、715万9,000円、5.4%の減額でございます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料及び歳出の2款分担金及び負担金におきましては、被保険者数が横ばいながら、1人当たりの保険料が減少となっているものでございます。

6ページをお開き願います。

介護保険特別会計予算でございますが、総額で9億151万1,000円で、1,436万2,000円、1.6%の増加となっているものでございます。

歳入につきましては、介護保険料の改定とともに歳出の各事業に対応いたしまして、それぞれの負担割合に応じて所要額を算出しており、介護保険料の不足する部分につきましては、7款繰入金の基金繰り入れにより措置しているところでございます。

歳出につきましては、2款保険給付におきまして、介護認定者の増加や施設介護サービス給付の伸びにより増額となっており、4款地域支援事業では地域包括支援センター事業が増額となっているものでございます。

次に、7ページにお移りいただきまして、公営企業の上水道事業会計でございます。

まず、右側の表、下段にございます収益的支出と資本的支出の合計で4億6,851万4,000円、3,031万5,000円、6.9%の増額でございます。

鷗川地区の水道事業につきましては、給水戸数が2,246戸で平成27年度の主な建設改良事業といたしましては、量水器取りかえ、配水管布設がえ、春日浄水場設備更新実施設計を予定しているものでございます。

穂別地区の簡易水道事業につきましては、給水戸数が1,410戸で主な建設改良事業といた

しましては、量水器取りかえ、配水管布設がえ、穂別地区簡易水道第6次拡張工事実施設計を予定しているものでございます。

8ページをお開きいただきまして、下水道事業会計でございます。

まず、右側の表、下段でございますが、収益的支出と資本的支出の合計で6億2,448万8,000円、1,058万9,000円、1.7%の増額でございます。

鶴川地区公共下水道は排水戸数1,466戸で、主な事業といたしましては引き続き長寿命化工事及び調査設計を予定しているところでございます。

穂別地区農業集落排水事業は排水戸数は833戸で、企業債の償還が増加、また機器更新を予定しているものでございます。

次に、病院事業会計でございます。

病院事業会計の収益的支出と資本的支出の合計は3億7,148万4,000円で、2,033万1,000円、5.8%の増額となっております。左側の歳入につきましては、1款病院事業収益の医業外収益におきまして普通交付税算入額及び病院事業費用の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。病院の業務予定量といたしましては、1日当たり平均患者数は入院で28人、外来で98人を予定しているものでございます。

次に、9ページでございます。

9ページ及び次ページは町税の状況でございまして、町税全体では先ほど申し上げましたとおり、前年対比328万6,000円、0.4%の微増となっておりますが、税目別では個人町民税、法人町民税がほぼ横ばい、固定資産税は評価替えに伴う土地、家屋分の減少、軽自動車税とたばこ税が微増の状況となっております。

11ページをお開きいただきまして、地方交付税と地方譲与税の年度別推移の状況でございます。お目通しをいただければと思います。

12ページをお開きください。

12ページ、13ページは町債の状況でございます。まず、12ページの一般会計の平成27年度末の現在高見込み額は前年度末見込額より1億1,590万5,000円減少となりまして、105億4,075万5,000円の見込みでございます。

また、13ページは特別会計及び企業会計の町債状況でございます。お目通しをいただければと思います。

次に、14ページをお開きいただきまして、基金の状況でございます。一般会計の基金は財政調整基金、減債基金のほか14の特定目的基金がございまして、下から4行目、黒丸で表示

しておりますが、一般会計基金の合計で平成27年度末現在高は50億5,590万6,000円の見込みでございます。また、特別会計の2基金を合わせました基金総額の27年度末現在高は51億2,576万円ほどの見込みとなっているものでございます。

以上、議案第32号から議案第38号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取り扱いにつきましては、議会運営委員長報告のとおり議長を除く全員で構成する平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに協議が調っておりますので、提案理由の主要説明に対する質疑は大体論または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順序は議案番号順といたします。

まず、議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 1つだけ、大事な点かどうか、議長の言われるように、わかりませんが、1点だけお伺いしておきたいと思うんですが、今度の一般会計予算91億、総額で136億ということになっているわけですが、今説明あったように27年度末の町債が105億という形になるんですね。27年度では大きな事業もあるからですけれども、起債をふやして償還が薄くなっているという状況になっています。これまでの中期財政計画でいうと、今年度あたりが町債の部分を減らしてきて100億を下回る、そういうふうな財政計画でありました。そういう点からいくとちょっと27年度は、中央小学校の事業とかあるからだと思えますけれども、これが少しとまる、あるいはこの残高がふえるという形になります。この辺のところをどのように財政計画との関係で判断しておられるのかというのが第1点。

それから、そうしたこととあわせて、新たな財政計画というものをどのように今検討されていこうとしているのか。この点だけお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 議員御質問の件は、むかわ町中長期財政運営指針いわゆる中長期財政フレームとのかかわりでどうなのかという御質問かと思いますが、この財政フレームの中で試算をしております平成27年度末の町債の残高は109億円になってございます。先ほど御説明申し上げましたが、平成27年度末では105億ということでありまして、これまで

の起債の発行の抑制というものが現段階ではおおむね計画値を達成しているのではないかと。おおむねと言いましたけれども、4億程度は達しているのではないかなというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 平成27年度むかわ町上水道事業会計歳入歳出予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号 平成27年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第38号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算から議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全員で構成する平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第38号までの7件につきましては、議長を除く全員で構成する平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩いたします。

再開は18時20分といたします。

休憩 午後 6時06分

再開 午後 6時18分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に津川篤委員、副委員長に長谷川建夫委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎休会について

○議長（三倉英規君） お諮りします。

平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 6時19分

平成27年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年3月18日（水）午後1時30分時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第33号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第34号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第35号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第36号 平成27年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第37号 平成27年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第 9 請願第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、国の公務・公共サービス体制の充実を求める意見書の提出を求める請願
- 第10 意見書案第1号 介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書
(案)
- 第11 意見書案第2号 農協関係法制度の見直しに関する意見書 (案)
- 第12 意見書案第3号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書 (案)
- 第13 所管事務調査等報告の件
(総務厚生文教常任委員会)
- 第14 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生文教常任委員会・産業建設常任委員会・議会運営委員会・議会広報委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
7番	長谷川健夫議員	8番	小坂利政議員
9番	山崎真照議員	10番	津川篤議員
11番	北村修議員	12番	木下隆志議員
13番	野田省一議員	14番	三倉英規議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	山岡康伸	会計管理者	光井淳
総務企画課長	奥村誠治	総務企画課主幹	西幸宏
総務企画課主幹	石川英毅	総務企画課主幹	酒巻宏臣
総務企画課主幹	石田勝彦	町民生活課長	大久保利裕
町民生活課主幹	大友三成	町民生活課主幹	八木敏彦
町民生活課主幹	上田光男	町民生活課主幹	萬純二郎
産業振興課長	今村繁吉	産業振興課主幹	成田忠則
産業振興課主幹	天野良信	産業振興課主幹	鎌田晃
産業振興課主幹	大友篤	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課参事	山口義雄	建設水道課主幹	藤井清和
地域振興課長	齊藤春樹	地域振興課主幹	田口博

地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	地域經濟課長	藤 江 伸
地域經濟課 主 幹	阿 部 勉	地域經濟課 主 幹	山 本 徹
国民健康保險 事務 所長	石 垣 政 志	教 育 長	阿 部 博 之
生涯學習課長	高 田 純 市	生涯學習課 主 幹	中 村 博
生涯學習課 主 幹	大 塚 治 樹	教育振興室長	金 本 和 弘
教育振興室 主 幹	阿 部 勉	選挙管理委員 会事務局長	奥 村 誠 治
農業委員會 事務 局長	田 所 隆	農業委員會 支 局長	藤 江 伸
監 查 委 員	辻 圓 治		

事務局職員出席者

事務局 長 新 正 之 主 任 山 木 美 幸

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） それでは、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午後 1時30分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議案第32号から議案第38号の一括上程、委員長報告、採決

○議長（三倉英規君） 日程第1、議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算から日程第7、議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を議題といたします。

本案は、今季定例会において設置の平成27年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これにより、予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

津川委員長。

〔津川 篤予算審査特別委員長 登壇〕

○予算審査特別委員長（津川 篤君） 平成27年度第1回むかわ町議会定例会において付託された議案審査をした結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） ただいま津川委員長より報告がありました。

本案に対する審査報告は付託事件全てを原案のとおり可決するとの決定であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成27年度むかわ町一般会計予算から議案第38号 平成27年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について、全て原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） お諮りします。

日程第8、発議第1号は、15日の議会運営委員会報告の中で提案理由について説明がされており、議案書に編纂のとおりであります。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

それでは、日程第8、発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、採決

○議長（三倉英規君） 本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表の

とおりで、所管の総務厚生文教常任委員会へ付託しましたので報告いたします。

お諮りします。

総務厚生文教常任委員会で請願についての審査のため、審査終了まで休憩したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認め、総務厚生文教常任委員会での審査終了まで休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 2時00分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、請願第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、国の公務・公共サービス体制の充実を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これより総務厚生文教常任委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

津川委員長。

〔津川 篤総務厚生文教常任委員長 登壇〕

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） ただいま議長より報告を求められました請願第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、国の公務・公共サービス体制の充実を求める意見書の提出を求める請願についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、事務局より請願文書の朗読の後、各委員から意見及び討論を行ったところであり、委員より、意見書の提出を求める請願となっているが、請願内容は国に対する事項であり、国に対する請願として提出すべきであり採択には反対、また、ほかの委員よりは採択すべきとの意見が出されました。

討論において、本請願は昨年2月に意見書として提出要望が出され、所管の常任委員会で協議を経て6月議会で全員印刷配付となった事案であることから、採択すべきとの討論が出されました。また、他の委員よりは、昨年6月に印刷配付となっているが、内容によっ

て採決すべきとの討論が出されました。

意見、討論が出尽くしたところで起立採決を行ったところ、結果は、採択することに賛成の委員が少数であり、請願第1号は不採択と決めました。

以上、総務厚生文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、国の公務・公共サービス体制の充実を求める意見書の提出を求める請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第10、意見書案第1号 介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書（案）について御説明を申し上げます。

政府は、2015年度介護報酬改定において平均2.27%、介護職員処遇改善と認知症・中重度ケアなどを除いた介護報酬全体で4.48%もの大幅な引き下げを決定しました。全国老人保健施設協会が1カ月で142万人もの削減反対署名を集め介護3団体をはじめ多くの介護事業

者が引き下げ中止を求めていた中での強行であり容認できません。

引き下げの理由として「介護サービス事業者の収支差率が高い」「特別養護老人ホームは多額の内部留保を保有している」などと述べていますが、現状の経営実態を正確に反映しているものではありません。特別養護老人ホームの3割が、内部留保があるどころか赤字経営であり、内部留保といっているものが、一般企業の内部留保とは性格が異なることは財務省も認めており、引き下げの根拠は破綻しています。

介護職員の処遇改善にかかる加算が行われたとしても、報酬全体が引き下げられれば、今でも経営が厳しい多くの事業所・施設をさらに苦境に立たせ、事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切り替えたり、職員を減らすことが考えられ、サービスの質の低下、さらなる人手不足に陥る可能性があります。

安倍政権は、特別養護老人ホームに入所できる人を「要介護3」以上に限定し、要介護1と2の人を締め出し、要支援1・2の人を介護保険給付から外し、市町村の地域支援事業に任せるなどの介護保険制度の改悪を押し付けようとしています。

利用者と家族、事業者と働く労働者からは怒りと反対の声が高まり、自治体からも「受け皿が無い」「サービスが低下する」との反発の声が広がり、北海道内からもすでに3分の1を超える自治体の議会で国に対する意見書をあげるに至っています。

よって、政府は介護報酬引き下げを撤回し、介護の人材不足を打開するために、介護報酬を大幅に引き上げ、国の責任で介護労働者の処遇改善を図ること、特別養護老人ホームの待機者の解消、小規模・多機能施設、グループホーム整備などへの財政支援を強めるなど、介護保険制度の拡充を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 介護報酬の引き下げについて、引き下げの撤回をするということについては、この内容、趣旨については大変理解はできます。ただ、この中において、やはり私たちの町がこのままの文章でこのままのとおりは無責任な対案のない意見書を議会として出すことには適さないというふうに考えますので、このことについては国会で十分論議していただける場を持っていただけるように願っているところで、私としてはこのようなことを本町議会から意見書として出すことには反対させていただきます。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

〔「賛成討論をさせて」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 賛成討論ですか。はい、どうぞ。

○11番（北村 修君） 介護報酬引き下げの撤回を求める意見書案について賛成の立場から討論いたしますが、過般、本議会の中で介護保険法、介護保険事業にかかわる町の予算について審議をし、質疑をさせていただきました。その中で、本町としても、国のほうは介護保険料の大幅な引き上げを要する第6期の計画になっておりますが、そういう状況のもとだけではやっていけないという立場から、準備基金を取り崩して介護保険料を軽減するという対策もとりました。

さらには、質疑の中でも明らかになりましたけれども、介護報酬が引き下げられることによって本町でそのサービス事業はどうなるのかと、事業者の取り組みはどうなるのかと、こういう議論の中で、担当課長からは、非常に頭の痛い問題でこれから十分検討しなければならないと、そういう御発言もありました。当然のことなのです。これが今、我が町でなされている状況と同じ状況が、全国の多くの自治体でなされている議論であり、実態であります。

こうしたものを率直に国のほうに地方議会が住民の声として、あるいはこの事業を進める上で保険者として大変な思いをする自治体の意見を上げていくというのは、地方自治の精神そのものであり、住民の要求に基づくものであります。町がこういう状況で、この介護保険の改正に対してこういう状況になっているそのものが、我が町の中で実態があることは既に審議の中で明らかにされている。これを提出するのは当たり前のことである。それが地方自治に基づく議会のあり方だと私は思うものであります。

さらに、今後、先ほど質疑の中でも出しましたけれども、2017年度からは後期高齢者事業においても、これまで特例措置として低所得者の9割軽減がありましたけれども、これをな

くするということがあつて、今、その審議が国会でなされております。これによってたくさん
の問題が出てまいります。負担が何倍にもふえます。同時に、その軽減措置を利用してサ
ービス事業に回した費用がなくなります。こういうことが次々と起きてくる。貧困と格差の
広がりと言われておりますけれども、それがますます広がる状況になります。私はこうい
うときこそこういう意見を国にどんどんと向けていく、要望していく、これが地方議会の役割
だというふうに強く感じているものであります。そういう立場を述べて、賛成の討論とする
ものであります。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、原案のとおり否決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、意見書案第2号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
(案)を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）について、趣旨説明を
いたします。

今後、農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記の
通り要請致しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の
見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対

応や雇用の創出など「地方創生」のためにも准組合員の利用制限は行わないこと。

3 JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、意見書案第3号 TPP交渉等国际貿易交渉に係る意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

佐藤守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） TPP交渉等国际貿易交渉に係る意見書案について趣旨説明をいたします。

TPP交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。また、交渉内容については、米の特別輸入枠や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、下記の事項につき要請いたしますので、貴殿の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」遵守するとともに、決議が遵守できない場合はTPPから脱退すること。

2 EPA・FTE等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第13、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告ありませんか。

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） 特にありません。

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

総務厚生文教常任委員長報告に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第14、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員